

令和6年度第2回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会 次第

日 時：令和6年10月22日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
会議室梅

・開 会

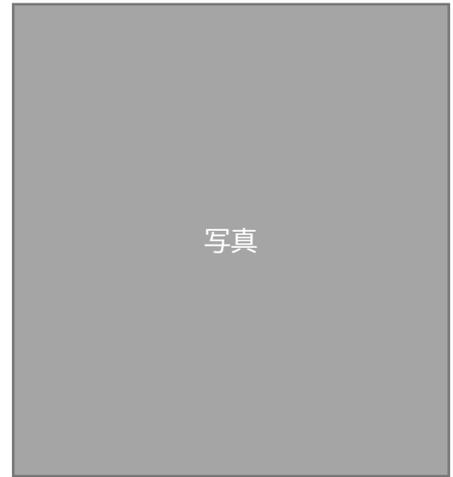
・議 題

（1）こども計画の素案について

（2）その他

・閉 会

はじめに



令和7(2025)年3月

朝霞市長 富岡 勝則

目次

はじめに.....	137
第1章 計画策定にあたって.....	4
1 計画策定の趣旨.....	4
2 計画の性格と位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状.....	6
1 人口の推移.....	6
2 出生数等の推移.....	72
3 女性の就業率の推移.....	73
4 就学前児童等の状況.....	73
5 小学生児童・放課後児童クラブ利用者の推移.....	73
6 障害のあるこどもの状況.....	75
7 ひとり親家庭の状況.....	76
8 児童虐待に関する状況.....	78
9 外国につながりがあるこどもに関する状況.....	17
10 アンケート調査結果の概要.....	19
11 第2期計画の振り返り.....	64
12 現状の課題とまとめ.....	71
第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策.....	72
1 基本理念.....	115
2 大切にすべき視点.....	115
3 基本目標.....	119
4 施策の体系.....	119
4 重点方針の設定.....	120
第4章 次世代育成支援行動計画.....	121
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	122
1 子ども・子育て支援新制度の概要.....	123
2 教育・保育の提供区域の設定.....	124
3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み.....	124
4 計画の設定と進捗管理.....	125
5 幼児期の学校教育・保育の提供.....	127
6 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	128
第6章 計画の推進・進捗管理体制.....	141
1 計画の推進体制.....	142
2 情報提供・周知.....	146
3 計画の評価・検証・公表.....	147

資料編.....	150
1 策定の経過.....	150
2 朝霞市子ども・子育て会議条例.....	150
3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿.....	150
4 朝霞市こどもの日常生活に関するアンケート調査(ヤングケアラー実態調査).....	150
5 あさか次世代エール支援金で寄せられた意見.....	151
6 ひとり親家庭等アンケート調査結果.....	151
7 こども施策を巡る国の動き.....	151
8 用語集.....	152

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域でのこども・子育て支援の充実を図るため、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「朝霞市次世代育成支援行動計画」を包含した平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までの5年間を計画期間とする「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

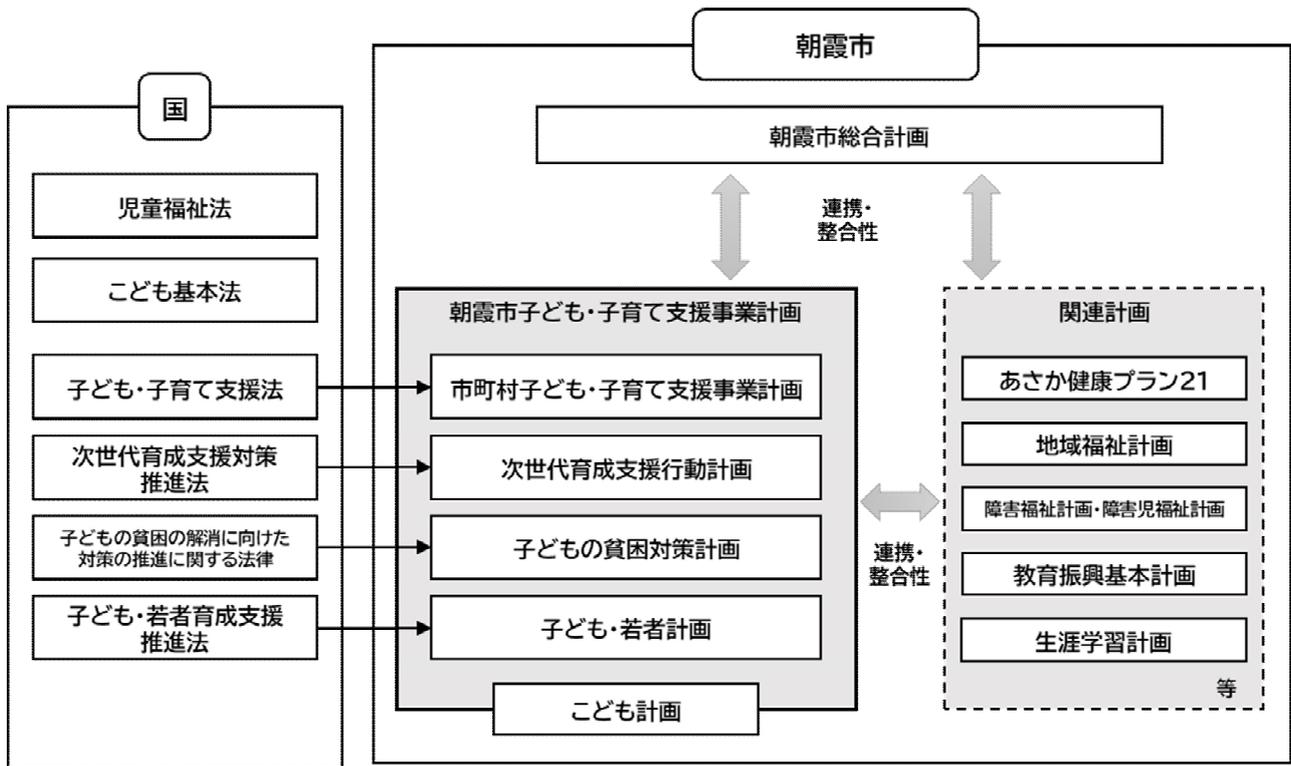
国では、ますます深刻化する少子化に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念等 こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

本市では、「こども基本法」に基づき、本市の「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を「朝霞市こども計画」と名称変更し、新たに「市町村子ども・若者計画」を包含することにしました。こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされています。

この「朝霞市こども計画」は、「第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画」の理念や施策を引き継ぎながら、より効果的な施策を展開するために、策定します。

2 計画の性格と位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づいて策定するものです。また、第2期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」の内容を継承しつつ、こども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を含んだ「こども計画」として位置付けます。
- この計画は、本市の最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」の分野別計画に位置付け、上位計画である「朝霞市地域福祉計画」、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。
- この計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。



3 計画の期間

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

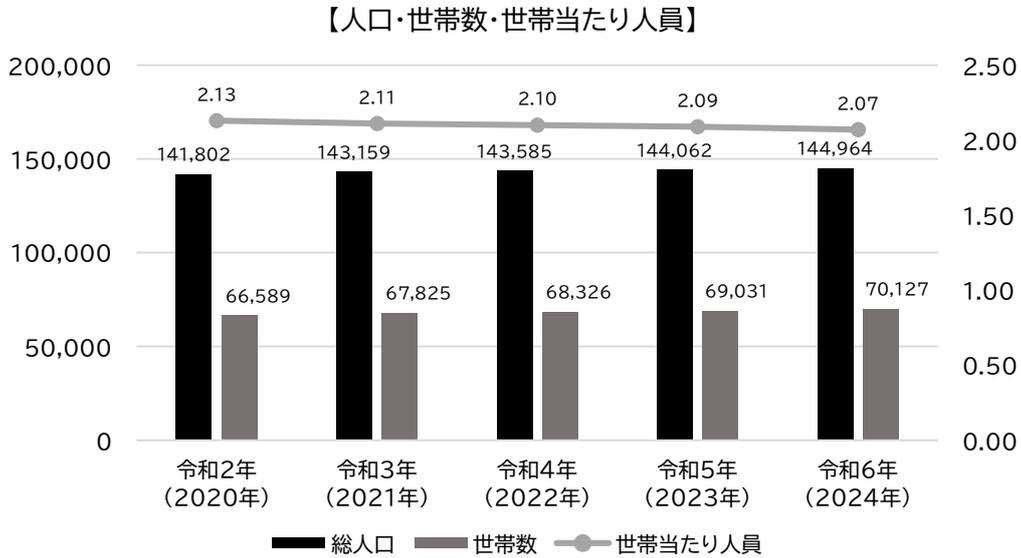
この計画の対象は、こども(0歳から概ね18歳まで)及び若者(概ね15歳から39歳まで)とその家族とします。ただし、一部の施策については、年齢を拡大して対象としているものもあります。



第2章 朝霞市のこどもを取り巻く現状

1 人口の推移

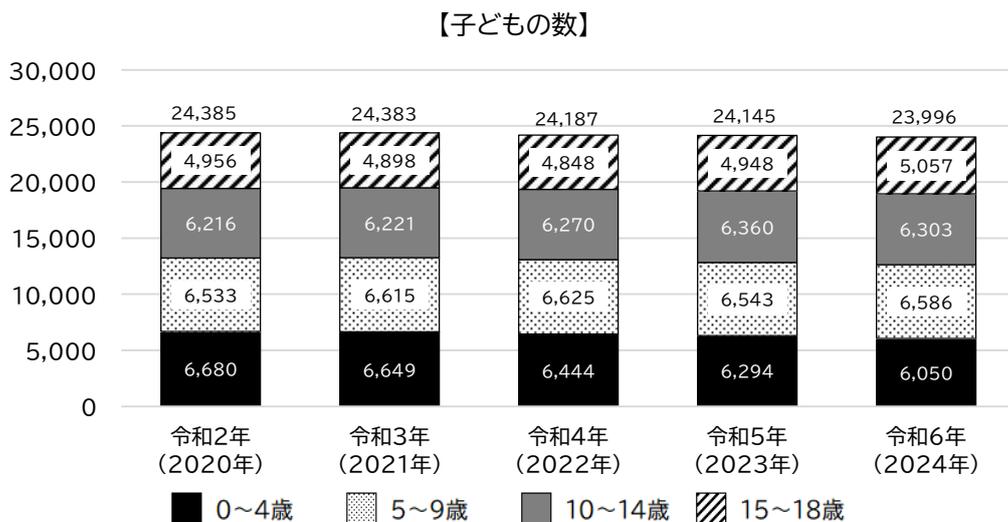
(1) 総人口の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

本市の総人口は増加傾向が続いており、令和6(2024)年には145,531人となっています。世帯数についても増加傾向にあり、令和6(2024)年には70,646世帯となっています。世帯当たりの人員については、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には2.06人となっています。

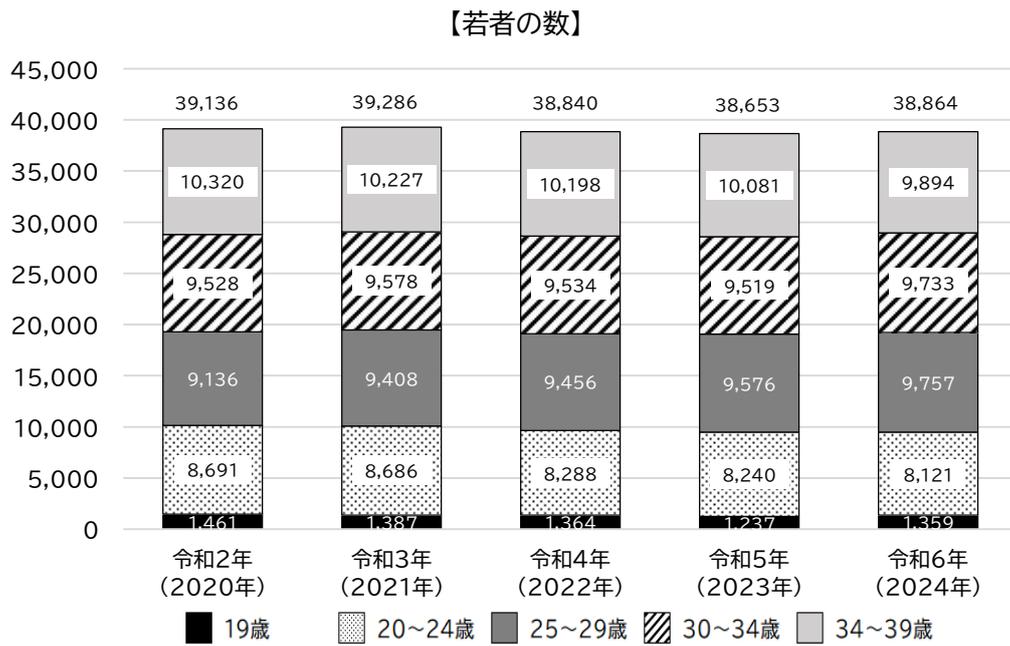
(2) こどもの数(0~18歳人口)の推移



資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

こどもの数(0~18歳人口)の推移をみると、令和6(2024)年で23,996人となっており、令和2(2020)年以降は緩やかに減少しております。

(3)若者の数(19～39歳人口)の推移

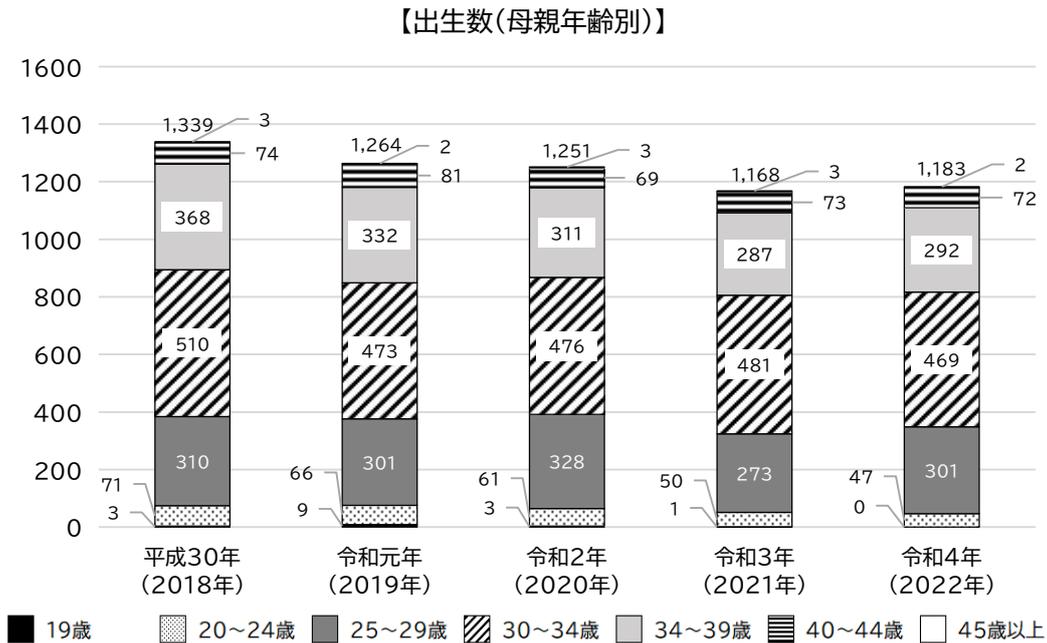


資料:朝霞市住民基本台帳(各年1月1日現在)

若者の数(19～39歳人口)の推移をみると令和6(2024)年で38,864人となっており、令和2(2020)年から見ると、増減はありつつも、緩やかに減少しております。

2 出生数等の推移

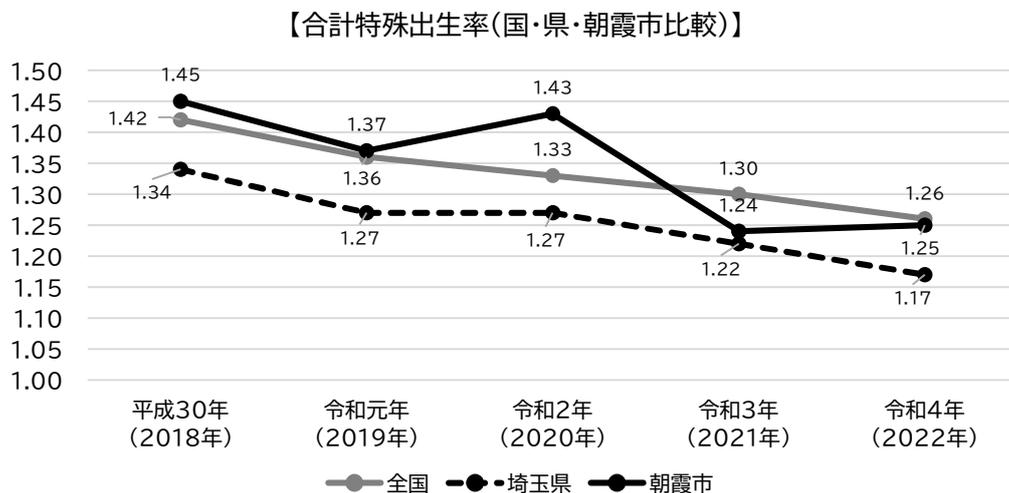
(1) 出生数の推移



資料:埼玉県保健統計

本市の出生数は減少傾向にあり、令和3(2021)年には1,168人となっています。また、母親の年齢別出生数は30~34歳が最も多く、35~39歳、25~29歳の順となっています。

(2) 合計特殊出生率の推移



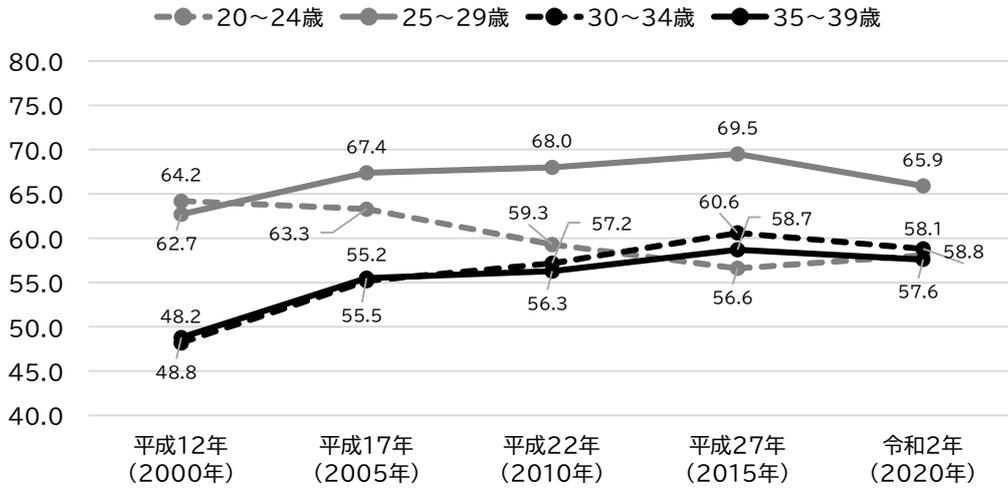
資料:埼玉県保健統計

合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、ひとりの女性が一生の間に出産することの平均の数を表す。

本市の合計特殊出生率は、令和2(2020)年まで国、県よりも高い水準で推移してきましたが、令和3(2021)年には全国を下回り、令和4(2022)年は全国と同水準となっています。

3 女性の就業率の推移

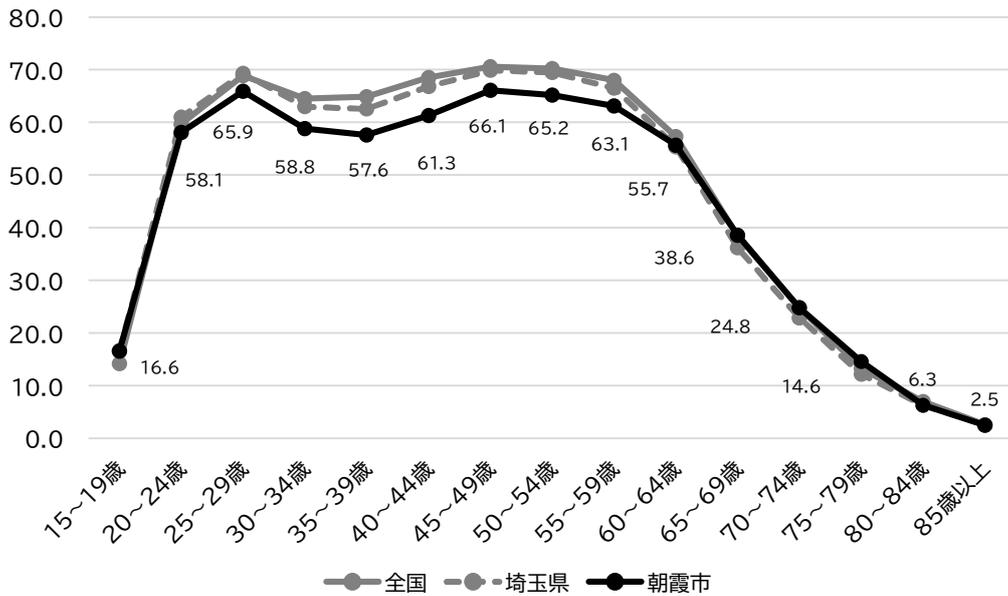
【朝霞市の女性就業率(年齢別)】



資料:国勢調査

就業率:15歳以上人口に占める就業者(従業者(収入を伴う仕事をしている者)と休業者(仕事を持っていないが病気などのため休んでいるもの)を合わせたもの)の割合である。

【女性の年齢階層別就業率(令和2(2020)年)】



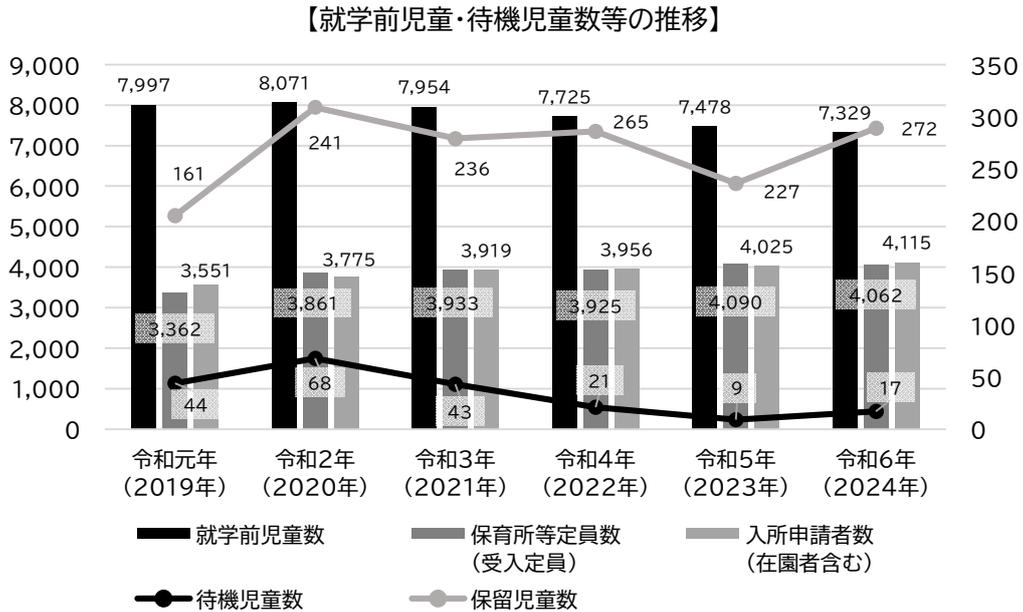
資料:国勢調査

女性の就業率は、20歳代前半では、平成12(2000)年から令和2(2020)年にかけて6.1ポイント減少しています。20歳代後半から30歳代の就業率は平成27(2015)年までは増加していましたが、令和2(2020)年は減少しています。

また、女性の年齢階層別就業率は、全国、埼玉県、朝霞市のいずれも30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっており、本市では30歳代、40歳代で特に全国、埼玉県を下回り、M字の底が深くなっています。

4 就学前児童等の状況

(1) 就学前児童・待機児童数等の推移



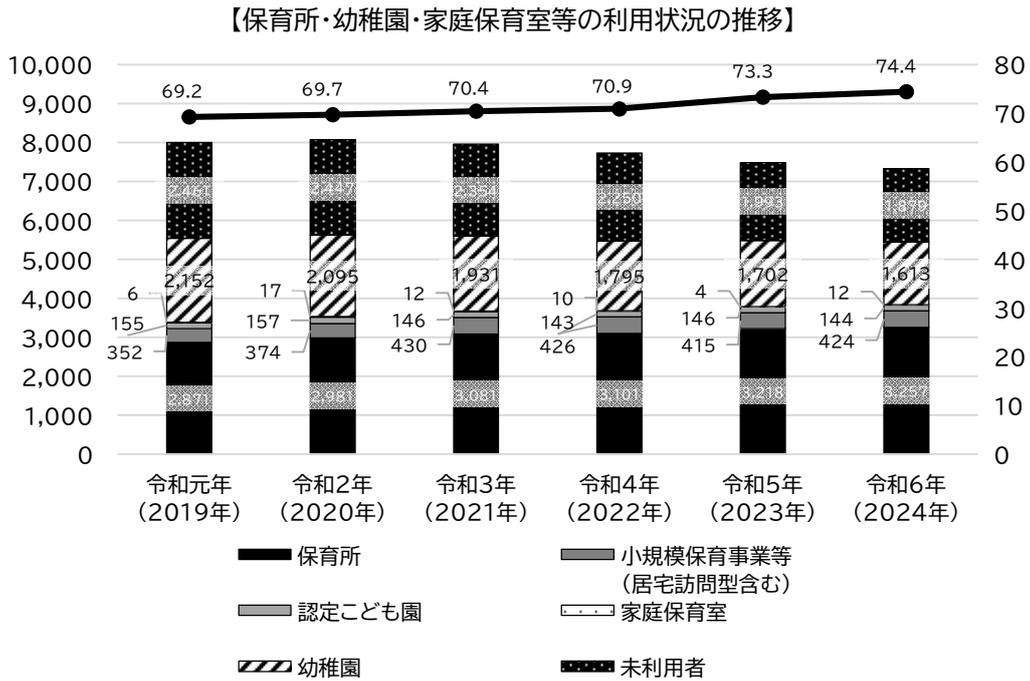
資料:保育課(各年4月1日現在)

保留児童数:保育所等の利用を希望し、市へ入所申請をした者のうち、希望する施設の定員超過等のため、利用ができなかった児童の数をいいます。

待機児童数:「保留児童数」から、国の定義※に従い、求職活動を休止している者や、特定の空いていない施設を希望しているために利用保留となっている者等を除いた数をいいます。

就学前児童数は、令和2(2020)年以降、緩やかに減少しており、令和6(2024)年には7,329人となっています。また、保育所等の整備が進み、保育所等定員数は年々増加していますが、毎年定員数を上回る入所申請があり、保育所等の待機児童数は令和6(2024)年に17人となっています。なお、保留児童数は増減を繰り返しています。

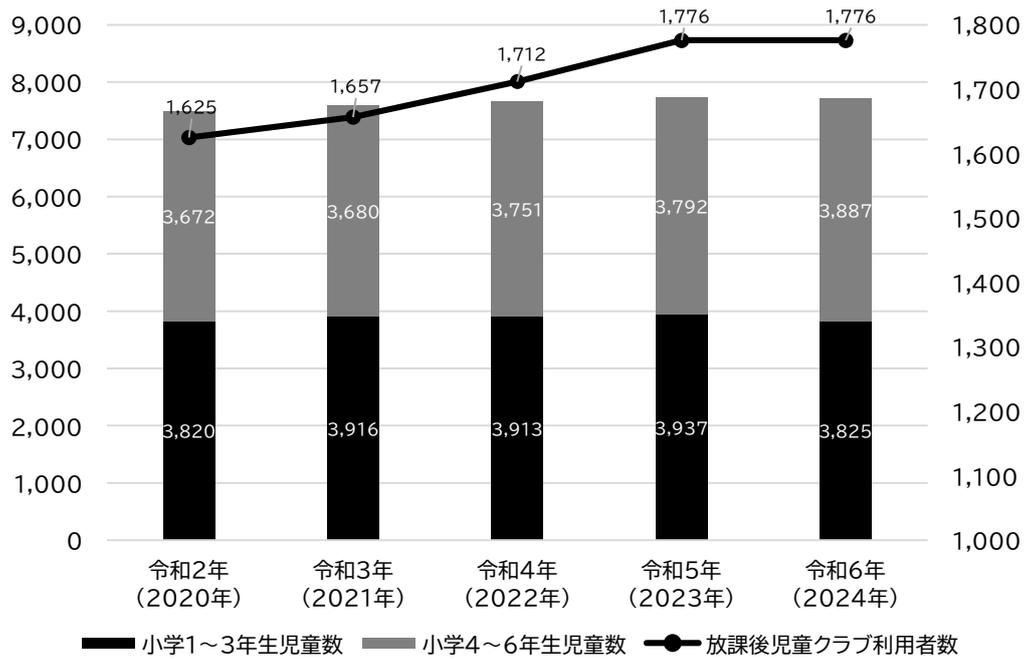
(2) 保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況の推移



資料: 保育課(各年5月1日現在)

就学前児童で施設を利用しない者(未利用者)は減少傾向にあり、保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用率は令和6(2024)年に74.4%と過去最高となりました。保育所の利用については増加傾向にありますが、一方で幼稚園の利用者数は減少傾向にあります。

5 小学生児童・放課後児童クラブ利用者の推移



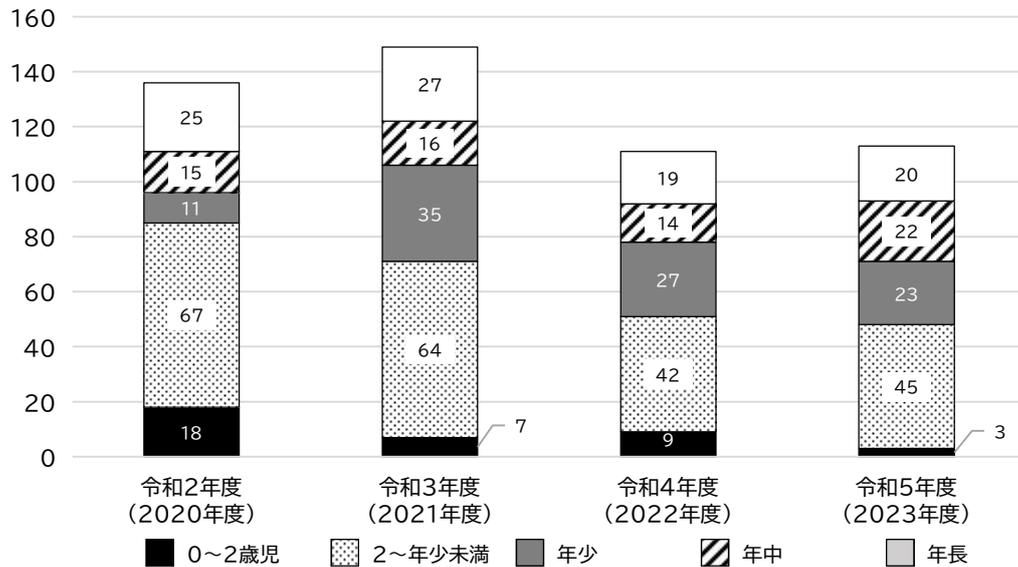
資料：保育課・教育管理課(児童数は各年5月1日現在、利用者数は各年4月1日現在)

小学校の児童数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年では7,712人となっています。また、放課後児童クラブの利用者数も増加傾向にあり、令和6(2024)年では1,776人となっています。

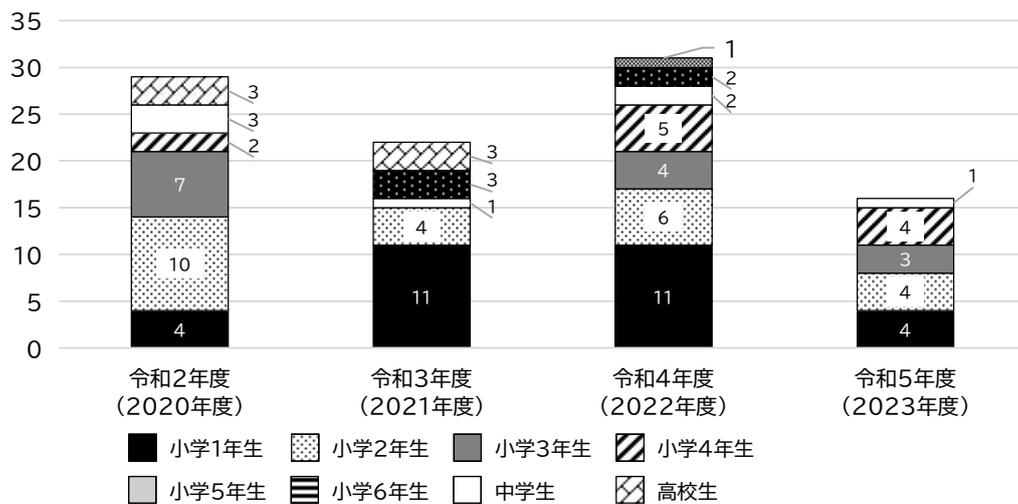
6 障害のあるこどもの状況

【発育発達相談(精神・心理)相談者数】

■就学前児童



■小学生・中学生・高校生

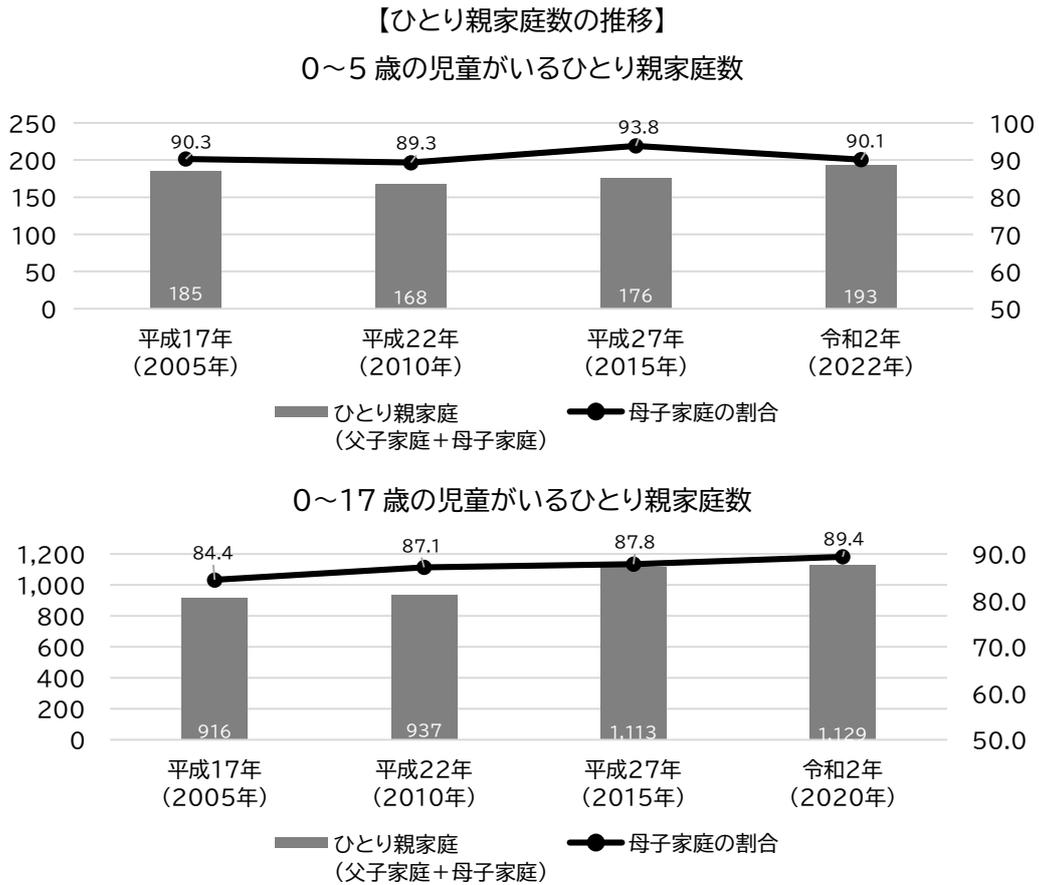


資料:健康づくり課

本市の保健センターで発育発達相談(精神・心理)の相談を受けている就学前児童の人数は令和3(2021)年度まで増加傾向にありましたが、令和4(2022)年度には減少しています。2歳~年少未満の利用が比較的多くなっています。小学生以上では、年により増減がありますが、「小学校1年生」「小学校2年生」で比較的多くなっています。

7 ひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭数の推移

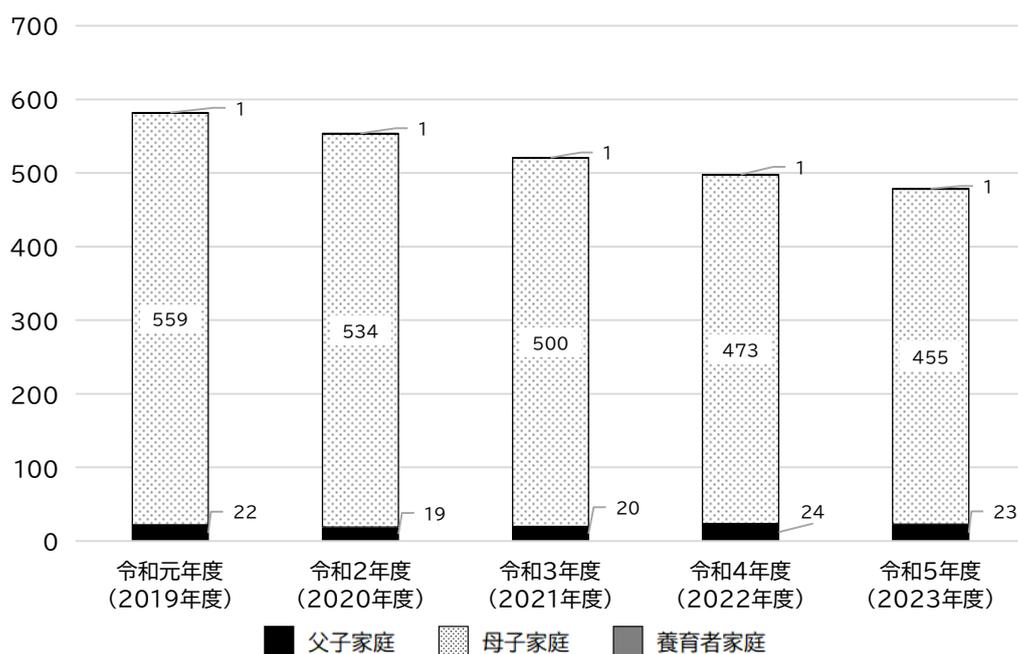


資料: 国勢調査

0～5歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で193世帯となっており、増減を繰り返しています。0～17歳の児童がいるひとり親家庭数は、令和2(2020)年で1,129世帯となっており、平成17(2005)年以降増加し続けています。子育てを分担できる人や相談相手がない、経済的な困難を抱えているなど支援が必要な家庭に情報やサービスが届くようにする必要があります。

(2) 児童扶養手当受給家庭数の推移

【児童扶養手当受給家庭数】



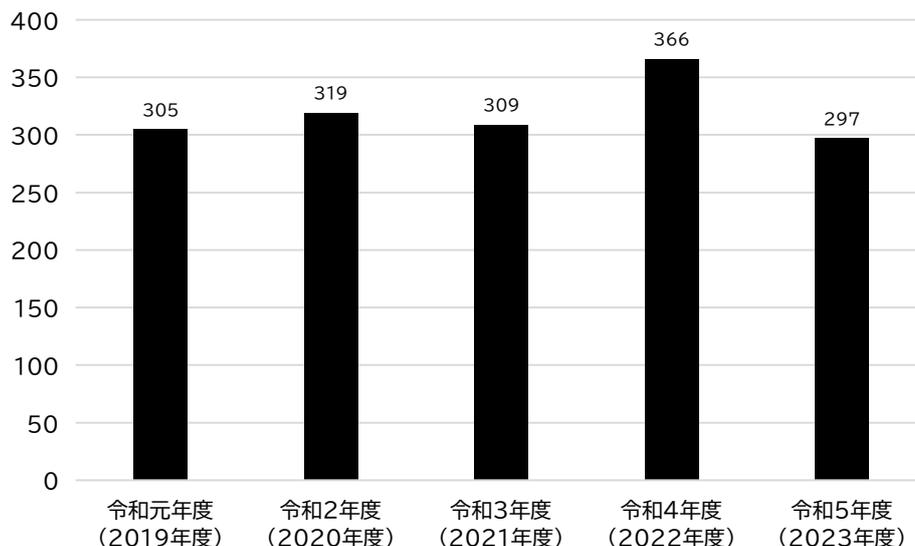
資料:こども未来課

児童扶養手当受給家庭数は、令和元年(2019)年度以降減少傾向にあり、令和5年(2023)年度で479世帯となっています。受給家庭数は減少傾向にあるものの、経済的な困難を抱える家庭への適切な支援が必要となります。

8 児童虐待に関する状況

(1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数

【所沢児童相談所が受けた朝霞市における児童虐待相談の推移】



資料:所沢児童相談所

児童相談所の児童虐待相談対応件数は、令和 4(2022)年度は増加したものの、それ以外の年はおおむね横ばいで推移しており、令和 5 年(2023)年度は 297 人となっています。

(2) 里親登録世帯数・委託里子数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
里親数	22	23	19	22	24
委託里子数	11	9	7	14	14

(世帯・人)

資料:こども未来課

里親登録数は、ほぼ横ばいで推移しています。委託里子数は令和 5(2023)年度で 14 人となっています。

(3) 児童養護施設・乳児院の延べ入所児童数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童養護施設 入所児童数	31	40	43	63	40
乳児院 入所児童数	3	8	14	9	10

(人)

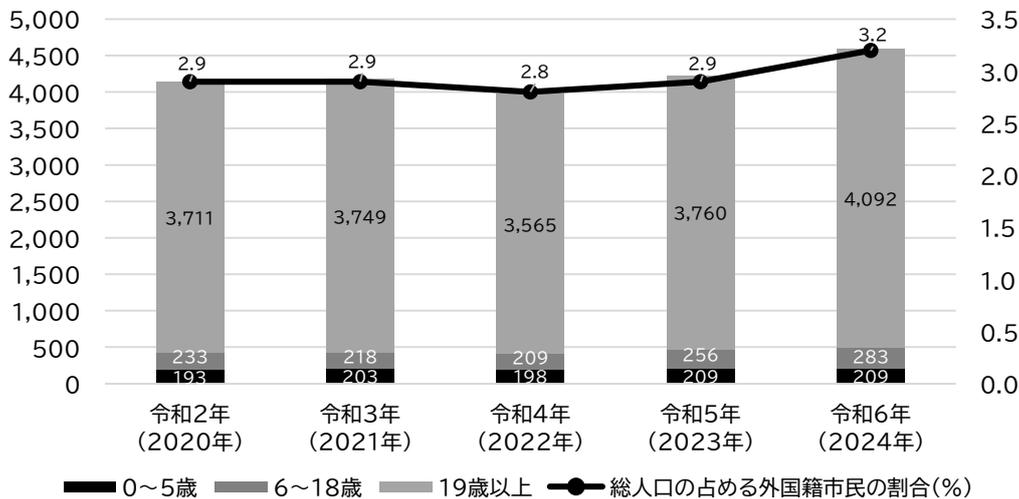
資料:こども未来課

児童養護施設・乳児院の延べ入所等措置件数は、令和 5(2023)年度で 50 人となっています。

9 外国につながりがあることにも関する状況

外国につながりのあることも：国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどを表す。

(1) 外国籍市民人口



資料：朝霞市住民基本台帳（各年1月1日現在）

外国籍市民人口は毎年増加しており、総人口に占める割合も上昇しています。また、0～18歳の外国籍の子ども数も増加傾向にあり、令和6(2024)年には0～5歳が209人、6～18歳が283人、合計すると0～18歳全体で492人となっています。

(2) 外国籍児童生徒数

市内保育所の外国籍在園児童数

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)
市内保育所	76	76	74	89	86

資料：保育課

公立小・中学校に在籍する外国籍児童・生徒数

	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)
小学校	114	102	123	137	143
中学校	28	34	37	43	45

資料：教育管理課

市内保育所の外国籍在園児童数および公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は、増加傾向にあり、令和6(2024)年度には市内保育所の外国籍在園児童数が86人、公立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は188人となっています。

(3)日本語指導が必要な児童生徒数

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
日本語指導が必要な児童生徒数	34	42	16	32	29

資料:教育指導課

日本語指導が必要な児童生徒数は、年度によっては変動があるもののおおむね横ばいで推移しており、令和5(2023)年度には29人となっています。

10 アンケート調査結果の概要

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査・調査結果

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「朝霞市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
就学前児童	市内在住の 就学前児童の保護者	2,000人	郵送配布 郵送又はWEB回収 ※礼状兼依頼はがき1回送付
小・中学生の 保護者	市内公立小学校に在籍する 小学生の保護者	697人	学校配布 学校又はWEB回収
	市内公立中学校に在籍する 中学生の保護者	404人	
小・中・高校生 本人	市内公立小学校に在籍する 小学校5・6年生	359人	学校配布 学校又はWEB回収
	市内公立中学校に在籍する 中学1・2年生	404人	
	市内在住の 高校1・2年生相当の市民	160人	郵送配布 郵送又はWEB回収 ※礼状兼依頼はがき1回送付

◆回収期間

郵送調査(就学前児童・高校生年代) : 令和5年12月19日(火)～令和6年1月19日(金)

学校配布-学校又はWEB回収(小・中・高校) : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)

◆回答状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回有効回収率
就学前児童	2,000人	1,025人	51.3%	67.3%
小・中学生の保護者	1,101人	619人	56.2%	-
	小学生の保護者	697人	419人	60.1%
中学生の保護者	404人	200人	49.5%	-
小・中・高校生本人	923人	565人	61.2%	-
小学生	359人	246人	68.5%	-
中学生	404人	273人	67.6%	82.9%
高校生世代	160人	46人	28.8%	78.1%

【調査結果就学前児童・小学生】

(1) 保護者の就労状況

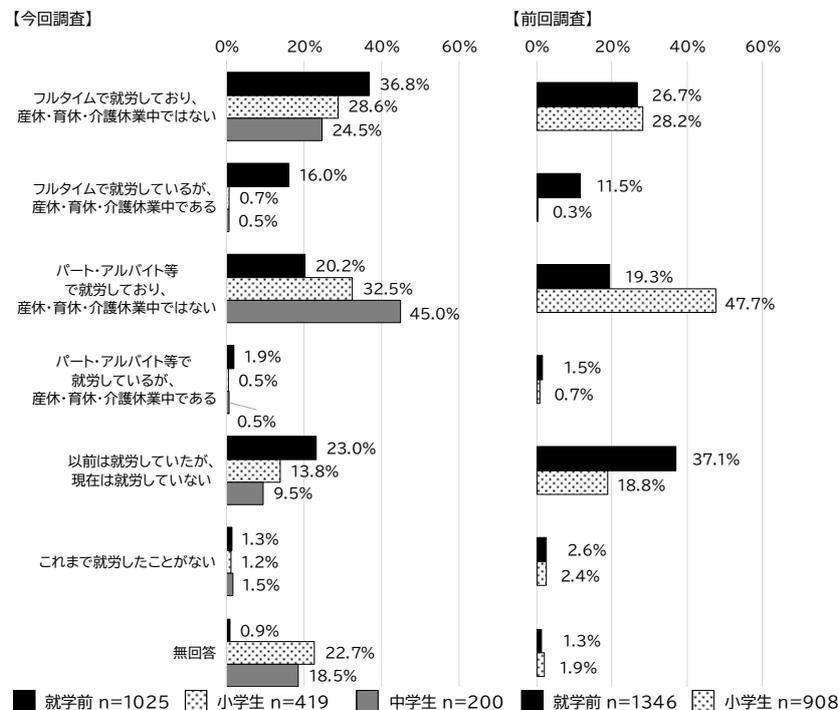
<調査結果>

- 就学前児童保護者の調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.8%と最も多く、前回調査から10.1ポイント増加しています。前回調査で最も多かった「以前は就労していたが、現在は就労していない」は23.0%と、前回調査から14.1ポイント減少しています。
- 小学生保護者の調査では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.5%と前回調査から引き続き最も多くなっています。
- 中学生保護者の調査では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.0%と前回調査から引き続き最も多くなっています。
- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」割合はこどもの年齢が上がるにつれて下がっています。

<傾向と課題>

- 共働き世帯が増え、保育所や学童保育の利用希望割合は高まっていると考えられますが、少子化傾向も進んでおりますので、両方を勘案して量の見込み等を立てる必要があります。
- 各地域子ども・子育て支援事業についても、事業内容や利便性が共働き世帯ニーズと合致しているかを検討する必要があります。

【母親の就労状況】



(2) 子育てへの関わり方

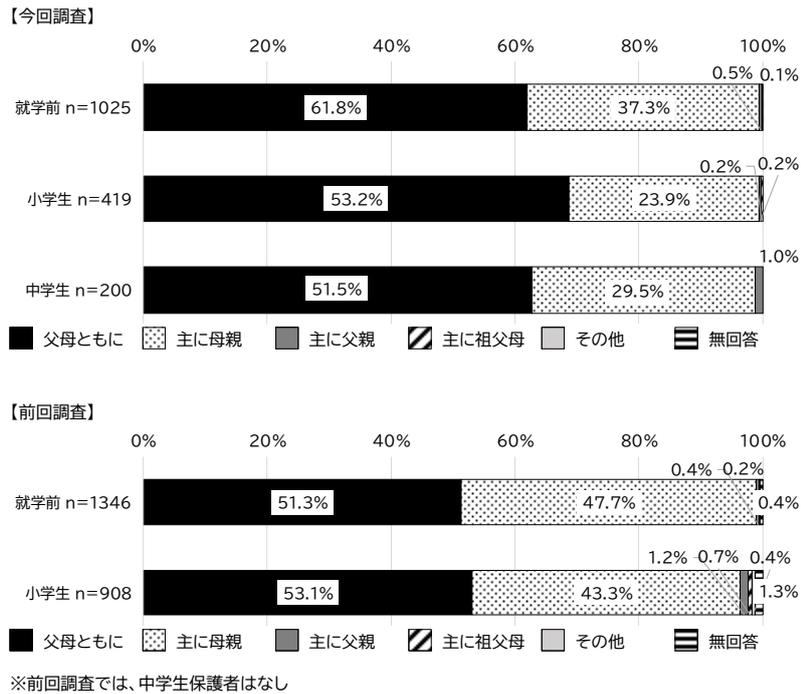
<調査結果>

- 就学前児童保護者の調査では、「父母ともに子育てをしている」が61.8%と最も多く、前回調査から10.5ポイント増加しています。
- 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「子育てをする上で気軽に相談できる人や場所」について過半数が「ある」と回答していますが、こどもの年齢が上がるにつれて割合が下がっています。特に小学生保護者は「ある」と回答した割合が、前回調査から22.3ポイント減少しています。
- 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる相談先」について「祖父母等の親族」「友人や知人」が最も多くなっています。就学前児童保護者は「保育園等」と回答した割合が、前回から9.3ポイント増加しています。小学生保護者は「近所の人」と回答した割合が、前回から9.8ポイント減少しています。

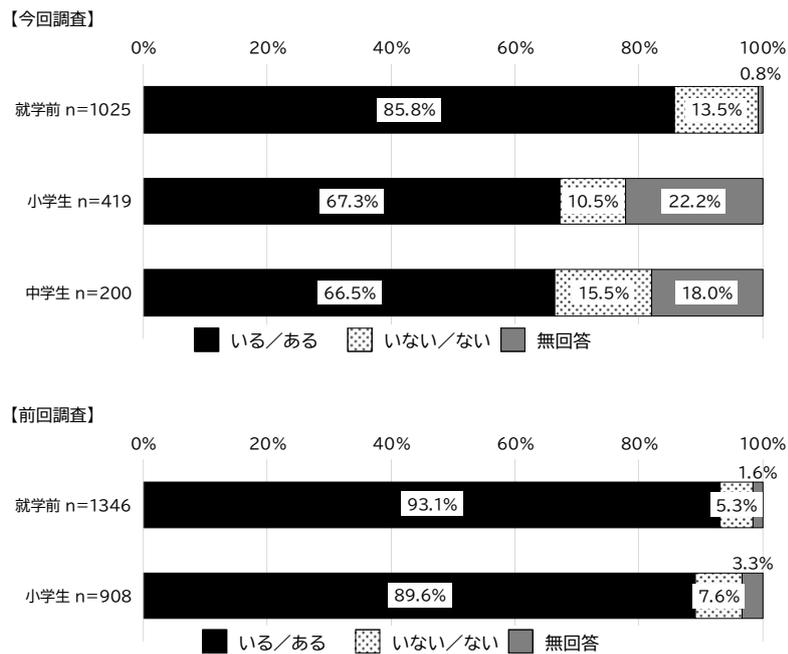
<傾向と課題>

- 相談先が「いない/ない」と回答している割合がこどもの年齢が上がるにつれて上がっています。
- 就学前児童・小学生・中学生保護者のいずれも「祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで、「保育園等」や「幼稚園」、「小学校・中学校」等 すでに関わりのある場所を相談先として挙げています。相談機関の充実とともに、そういった教育・保育機関を経由した支援や情報周知等も有効であると考えます。

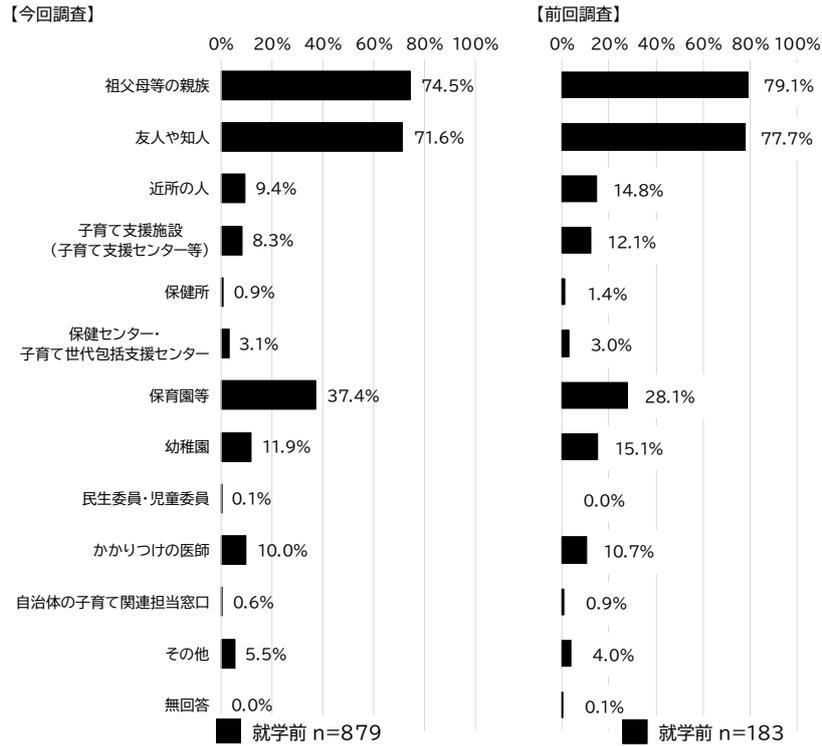
【子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人・施設】



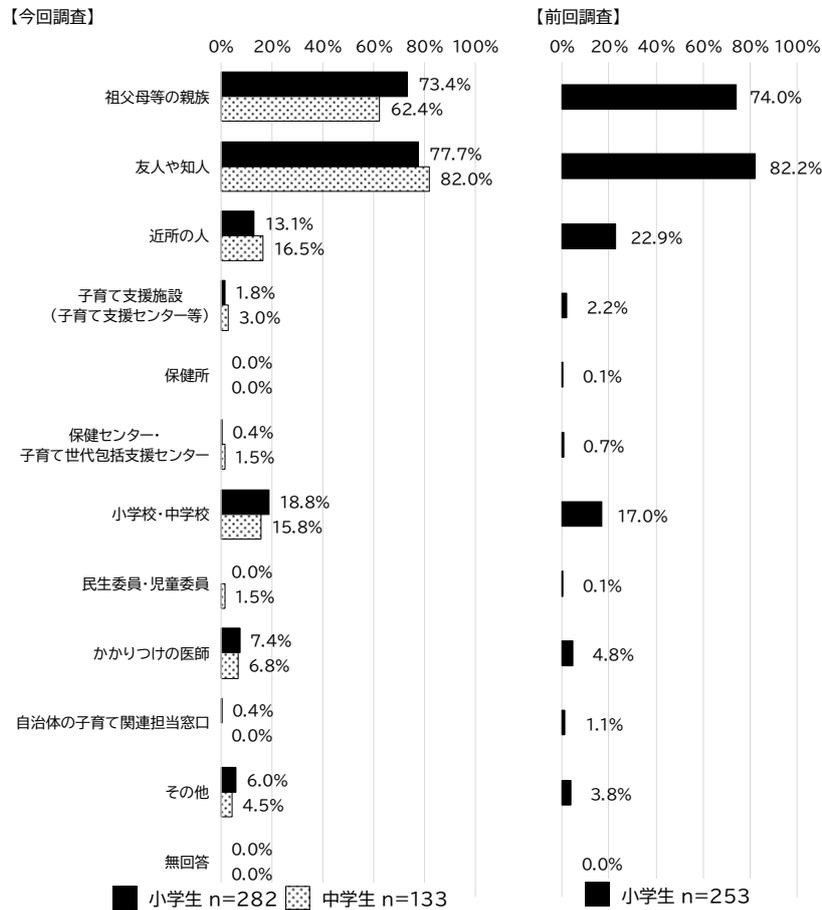
【子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無】



【相談できる人・場所(未就学児保護者)】



【相談できる人・場所(小・中学生保護者)】



(3) 教育・保育事業の利用状況と希望

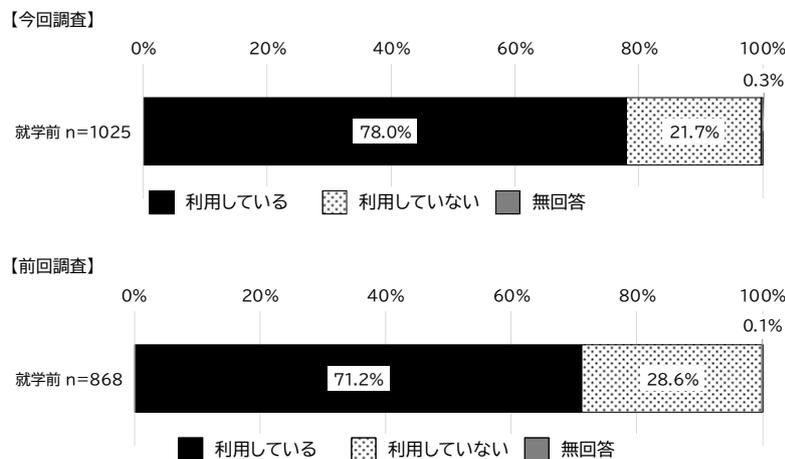
<調査結果>

- 「定期的な教育・保育事業」について「利用している」が78.0%と、前回調査から6.8ポイント増加しています。また、「認可保育所」が59.8%と最も多く、前回調査から9.2ポイント増加しています。「幼稚園」が29.1%と、前回調査から11.5ポイント減少しています。
- 「利用を希望している定期的な教育・保育事業」について「認可保育園」が59.6%と最も多く、前回調査から6.5ポイント増加しています。次いで、「幼稚園」が41.7%と前回調査から11.0ポイント減少しています。「幼稚園の預かり保育」も26.0%と前回調査から5.9ポイント減少しています。
- 「利用を希望している定期的な教育・保育事業」について、前回調査では、「認可保育園」と「幼稚園」の希望には大きな差異がありませんでしたが、今回調査では17.9ポイントの開きが出ています。また、新制度である「こども誰でも通園制度」は、まだ具体的なサービスがないにもかかわらず13.6%が希望しており、子育て世帯の関心の高さがうかがえます。

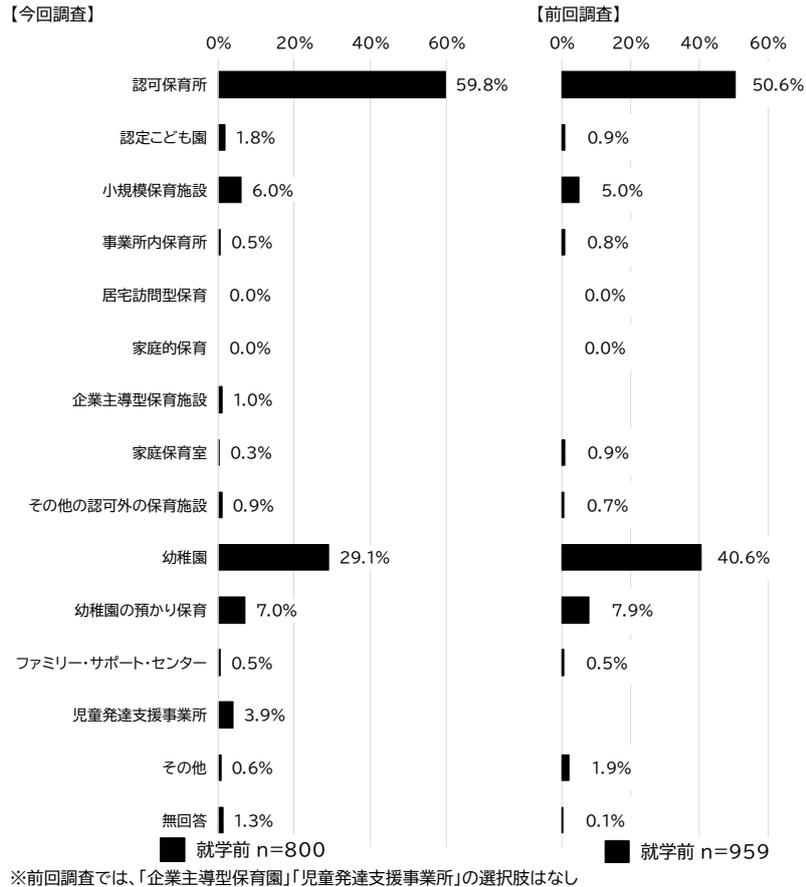
<傾向と課題>

- 母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、「保育園」の利用・利用希望がますます増えていきます。
- 「こども誰でも通園制度」も一定の関心が寄せられており、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。

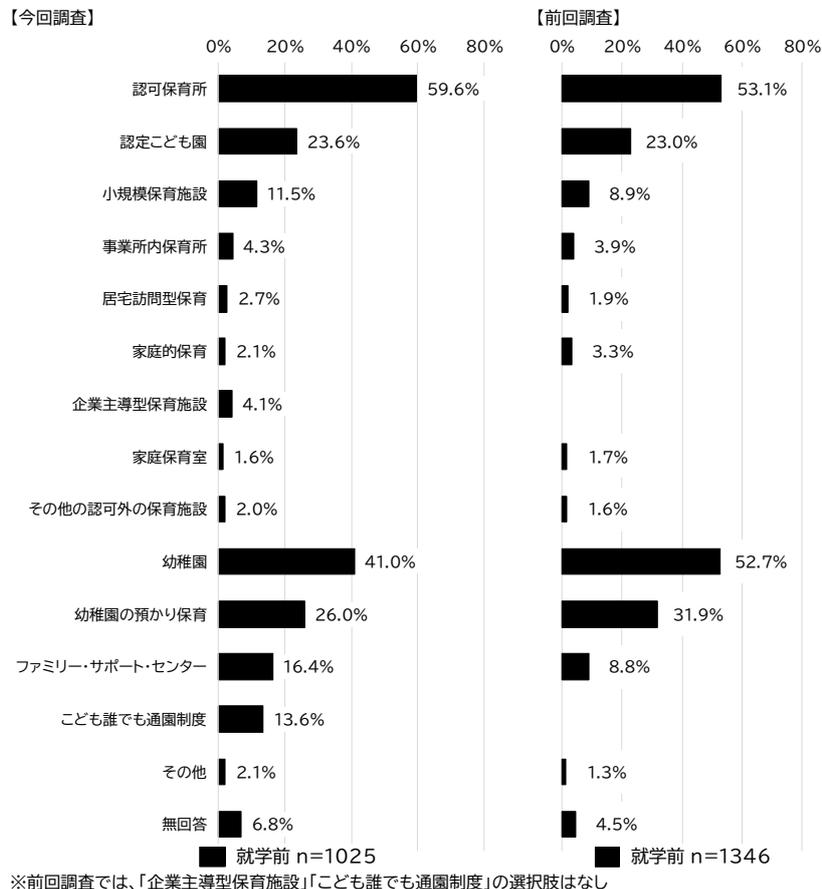
【定期的に利用している事業の有無】



【定期的に利用している事業】



【利用を希望している定期的な教育・保育事業】



(4) 子ども・子育て支援事業の利用状況と希望

<調査結果>

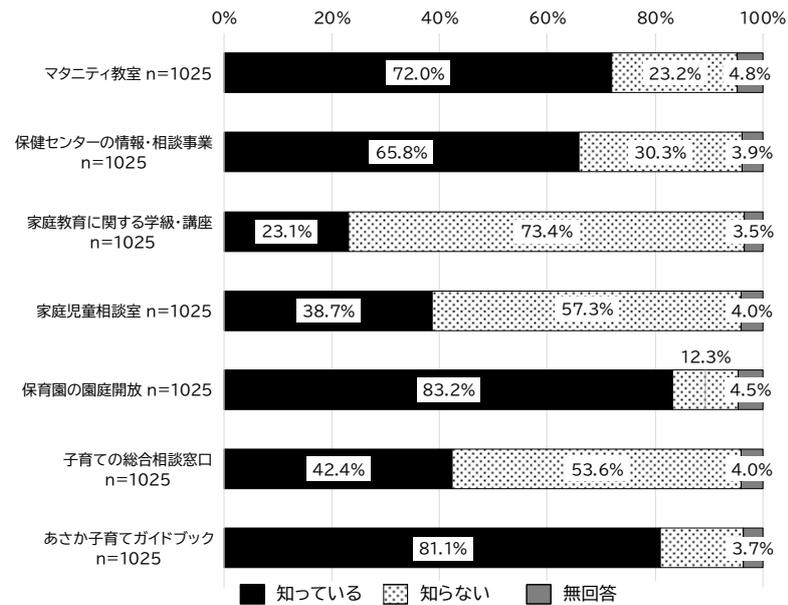
- 「各種支援事業の認知状況」について「あさか子育てガイドブック(自治体発行の子育て支援情報誌)」を除いてすべての事業で認知度が下がっています。特に「家庭児童相談室」は38.7%と前回調査から12.4ポイント、「マタニティ教室」は72.0%と前回調査から11.1ポイント減少しています。
- 「こどもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法」は、就学前児童・小学生・中学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多いですが、前回調査と比較すると就学前児童・小学生保護者いずれも「父親が休んだ」割合が増えています。
- 「放課後(平日の学校終了後)の現在の過ごし方(小学生)」「放課後を過ごさせたい場所(就学前保護者)」はほとんどの選択肢で利用希望が減っており、複数の場所・サービスよりも特定の場所・サービスで過ごさせている・過ごさせたいと考えている保護者が多いことがうかがえます。

<傾向と課題>

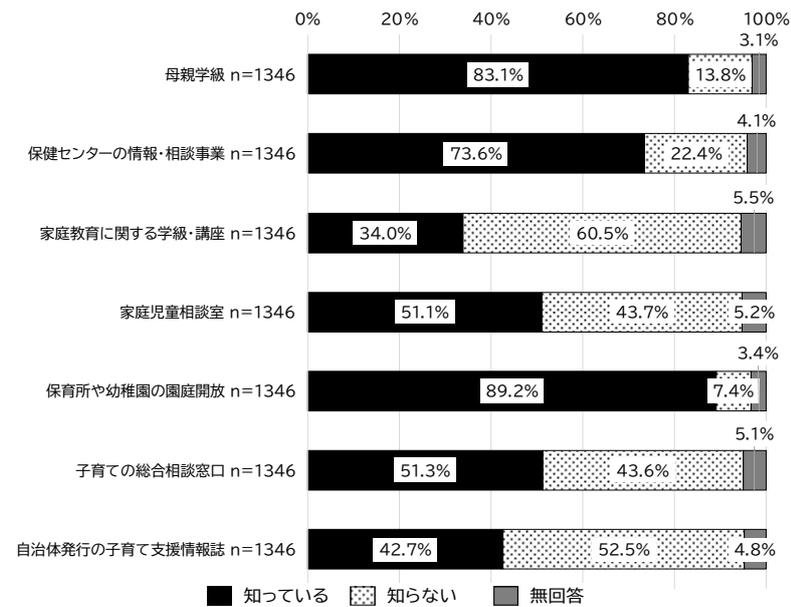
- 「各種支援事業の認知状況」については、コロナ禍で中止・縮小した事業もあり、認知度が下がったと思われます。
- 前述の設問「子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる相談先」として、「祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで多かったのが「保育園」や「幼稚園」でしたが、こういった定期的な教育・保育事業の利用を開始する前に、いかに必要な情報を子育て世帯に届けるかは課題となりそうです。
- 「こどもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法」は、いまだ母親の負担が大きいです。父親が休むケースも増えてきています。各種制度について 母親・父親ともに使いやすくなっているか、という視点での見直しも必要そうです。

【各種支援事業の認知状況】

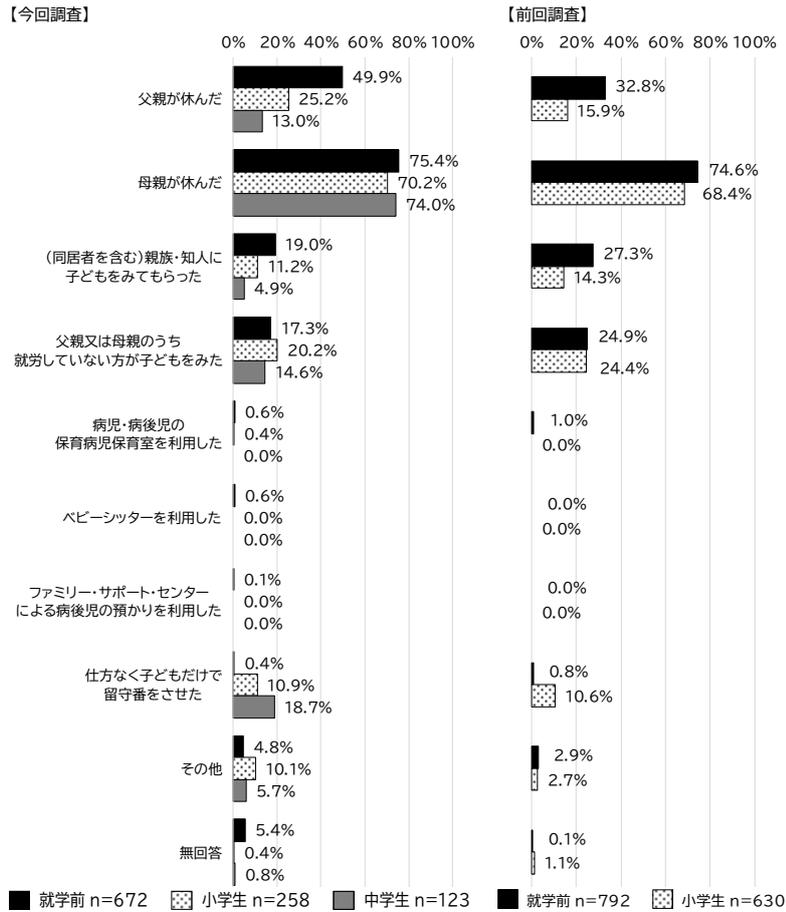
【今回調査】



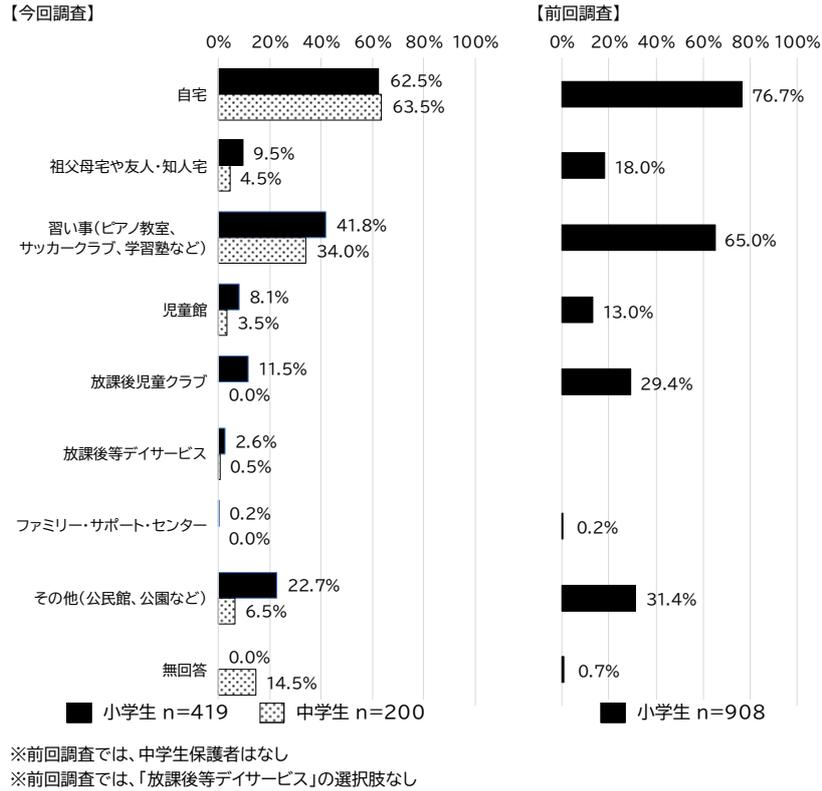
【前回調査】



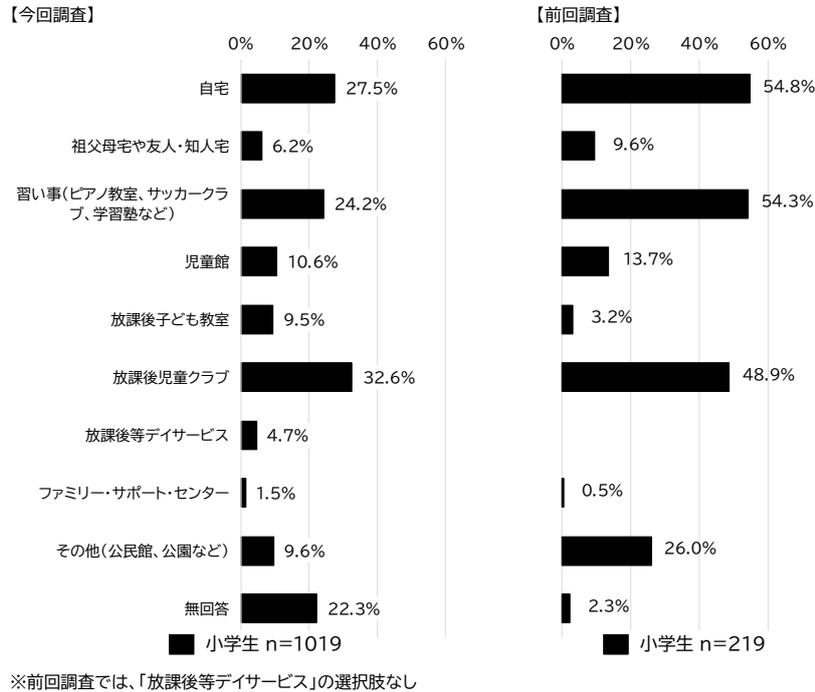
【こどもが病気等で事業が利用できなかった・学校を休む必要があった際の対処方法】



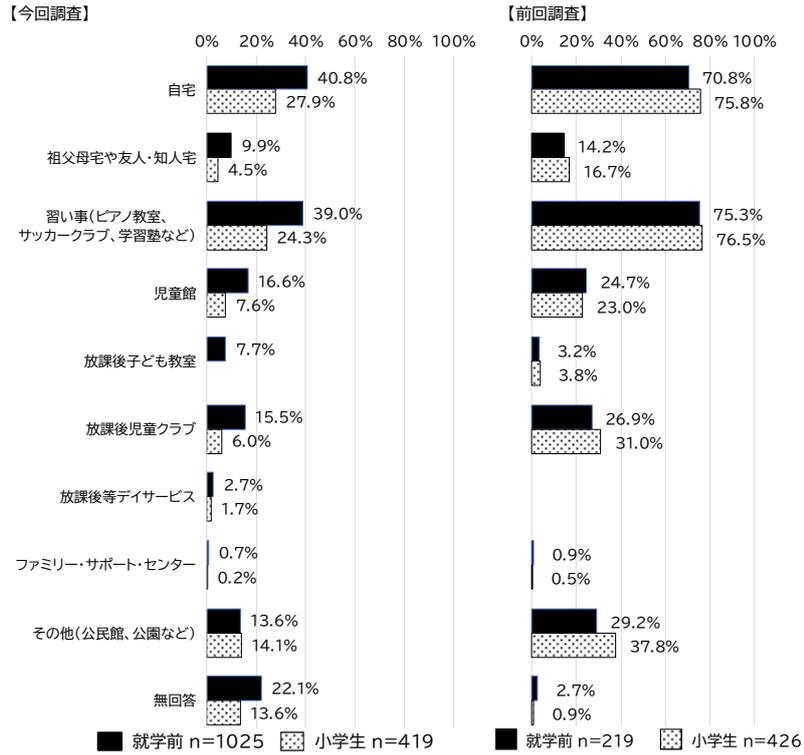
【放課後(平日の学校終了後)の現在の過ごし方(小学生保護者)】



【小学校低学年の間、放課後を過ごさせたい場所(就学前保護者)】



【小学校高学年の間、放課後を過ごさせたい場所(就学前保護者)】



(5) 子育ての不安や悩みなどについて

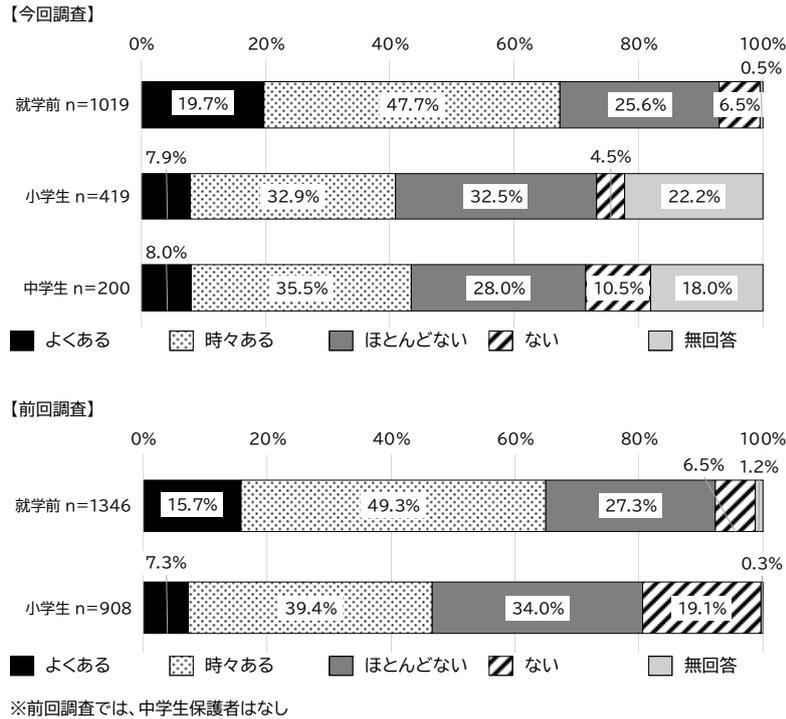
<調査結果>

- 「子育ての負担感(「よくある」と「時々ある」の合計)は、就学前児童保護者で67.4%、小学生保護者で40.8%が感じています。前回調査から就学前児童保護者は2.4ポイント減少し、小学生保護者は5.9ポイント増加しています。
- 子育てで負担を感じる理由は、「その他」が最も多く、就学前児童保護者は「仕事との両立が大変」「自分の時間がない・忙しい」等の意見が多いです。小学生保護者は「仕事との両立が大変」「勉強や進学先のフォローが大変」「反抗期のこどもへの対応が難しい」等の意見が多いです。
- 子育てで悩んでいること、気になることは、全体的に割合が上がっており、複数の悩みを抱えている保護者が増えていることがわかります。就学前児童保護者は「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が52.0%と前回調査から21.3ポイント増加しています。小学生保護者は「病気や発育・発達」が37.4%と前回調査から25.8ポイント増加しています。
- 子育てに関する楽しいと感じるか・つらいと感じるかは、「楽しいと感じることの方が多い」と回答している割合が高いものの、前回調査から就学前児童保護者は4.9ポイント、小学生保護者は18.3ポイント減少しています。
- 子育ての不安感や負担感、つらさなどを解消するために必要なことは、就学前児童保護者で「保育サービスの充実」が61.3%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援」が60.1%、小学生保護者で「仕事と家庭生活の両立支援」が47.5%と最も多く、次いで「地域における子育て支援の充実」が43.4%、中学生保護者で「保育サービスの充実」が53.5%と最も多く、「子育て世代と子育て経験者が交流する機会」が41.5%となっています。前回調査から就学前児童保護者は「仕事と家庭生活の両立支援」が11.1ポイント増加しています。

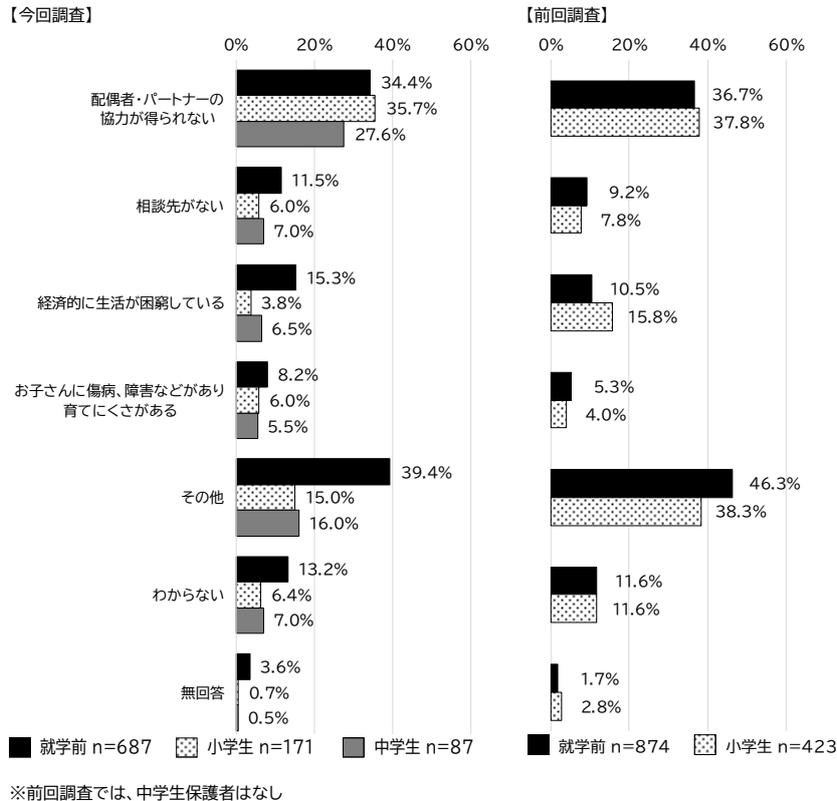
<傾向と課題>

- 就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあって、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担感を感じる人が多いです。「子育てで悩んでいること、気になること」でも「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が増えています。教育・保育事業の充実の他、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められます。
- 小学生・中学生保護者は、こどもとの関わりに悩みを抱えることが多く、別の設問で「相談先がない」と回答している割合がこどもの年齢が上がるにつれて増えていたことも踏まえ、こどもの年齢に応じた相談体制の整備が求められます。また、発達障害の認知度も上がったことから「病気や発育・発達」に悩む保護者も増えていますので、こちらも支援体制の強化が必要です。

【子育ての負担感】

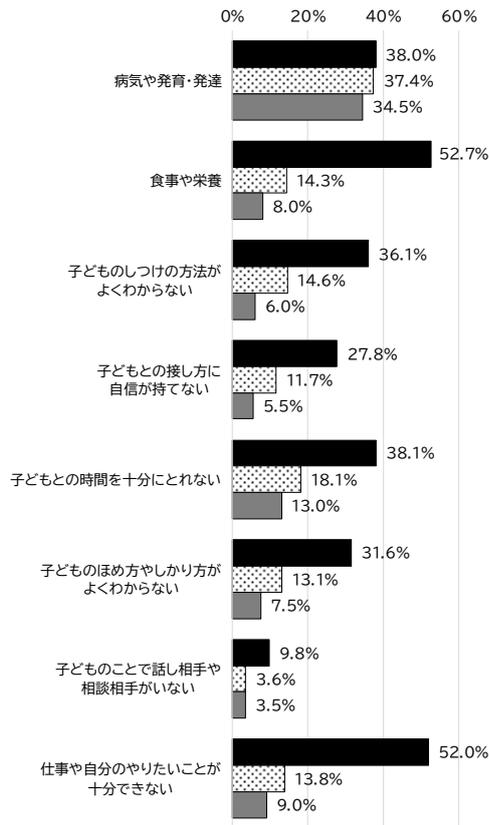


【子育ての負担を感じる理由】

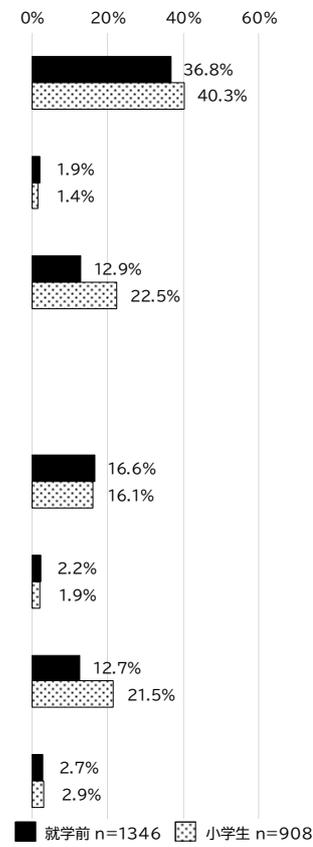
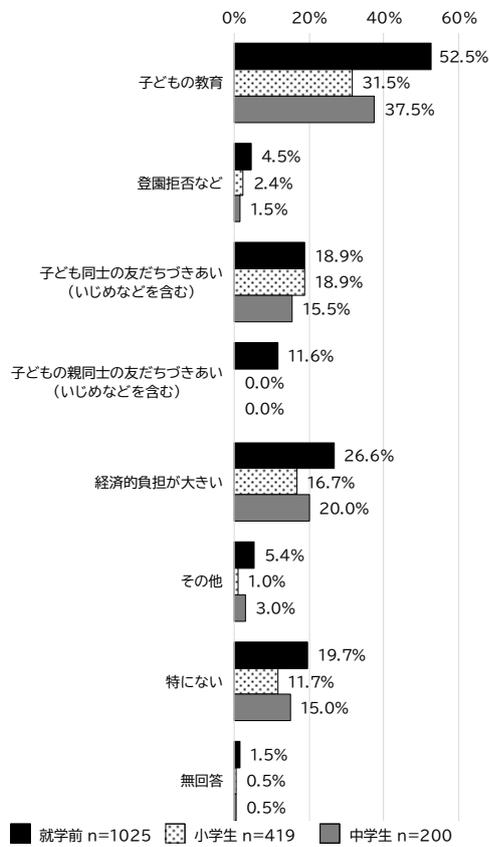
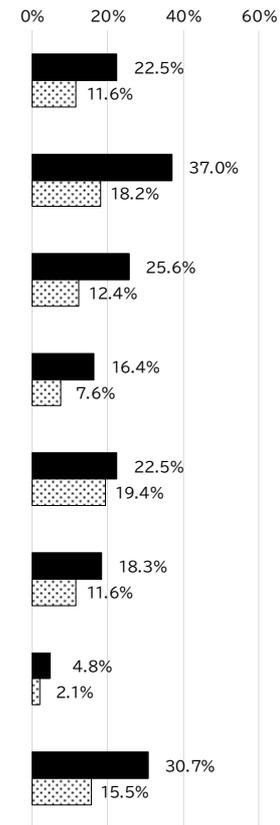


【子育てで悩んでいること、気になること】

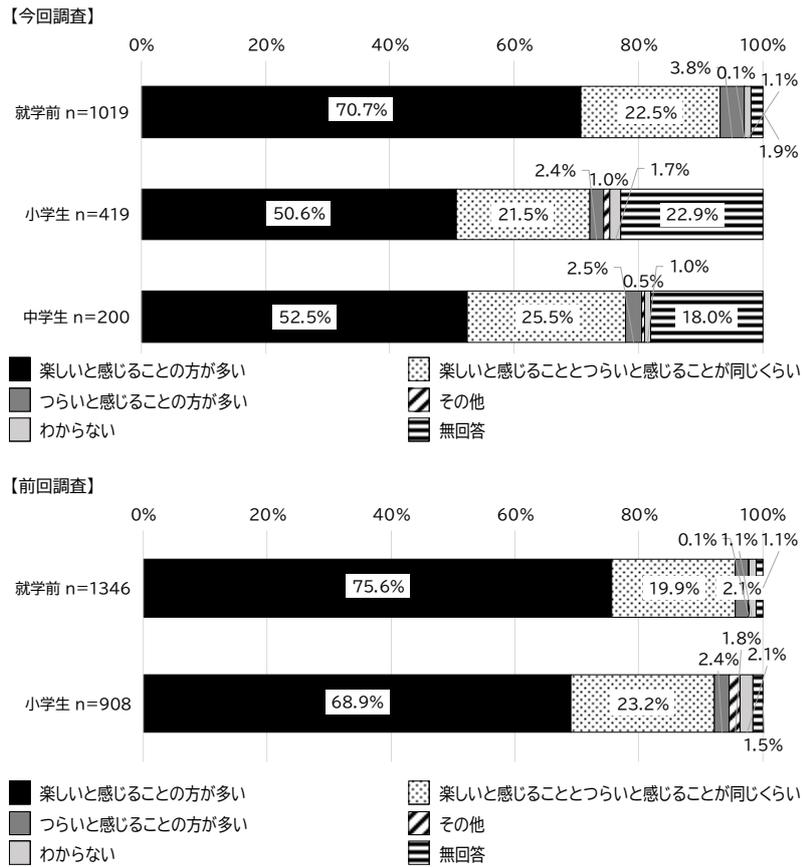
【今回調査】



【前回調査】

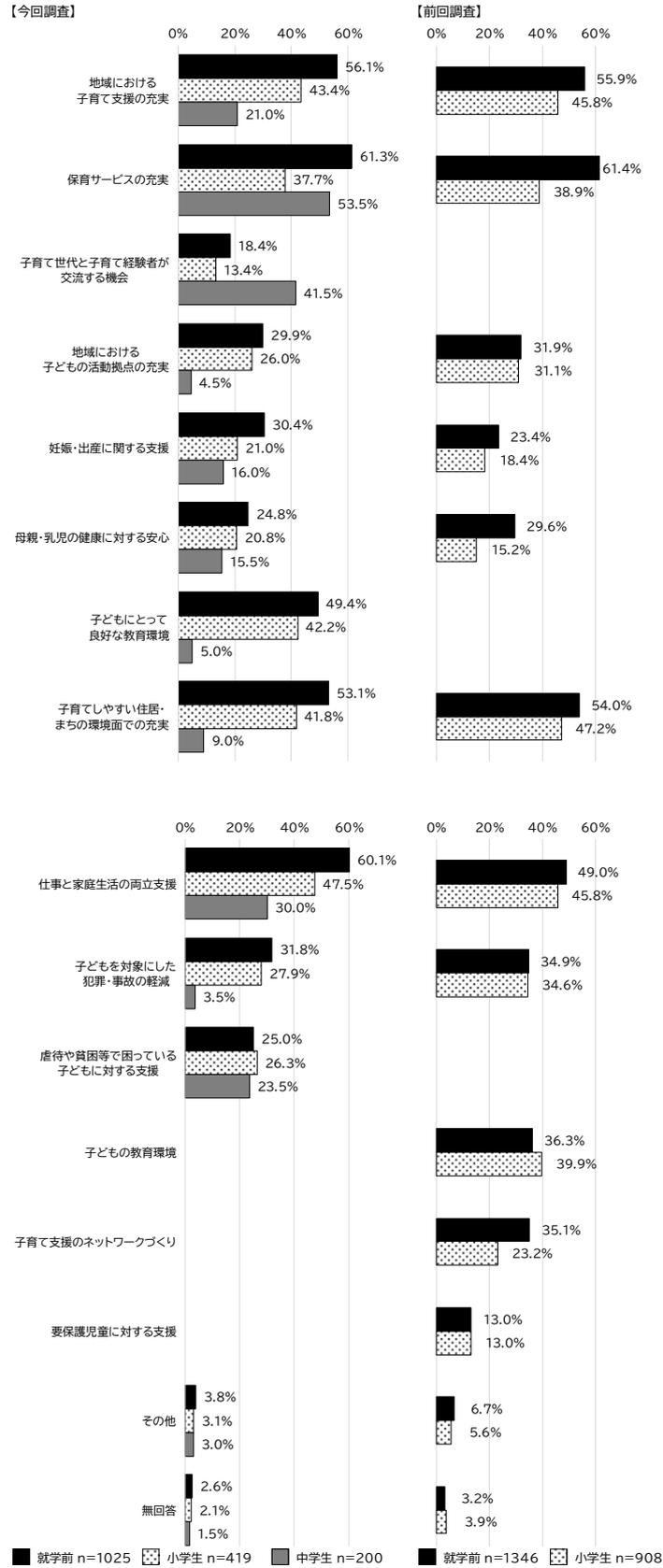


【子育てに関して楽しいと感じるか・つらいと感じるか】



※前回調査では、中学生保護者はなし

【子育ての不安感や負担感、つらさなどを解消するために必要なこと】



※前回調査では、中学生保護者はなし

※前回調査では、「子育て世代と子育て経験者が交流する機会」「子どもにとって良好な教育環境」「虐待や貧困等で困っている子どもに対する支援」の選択肢なし

※今回調査では、「子どもの教育環境」「子育て支援のネットワークづくり」「要保護児童に対する支援」の選択肢なし

(6) 小学生・中学生・高校生 本人調査

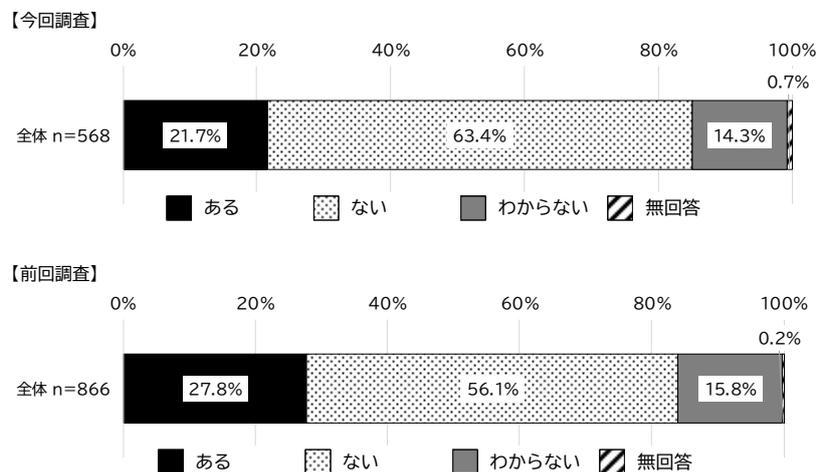
<調査結果>

- 親にたたかれたり、ひどいことを言われた経験が「ある」と回答した児童・生徒は21.7%で、前回調査から6.1ポイント減少していますが、5人に1人がたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験があることがわかります。
- 希望する進学先は「大学まで」が最も多く55.5%で、次いで「特に理想はない」が15.3%、「高等学校まで」が10.7%となっています。

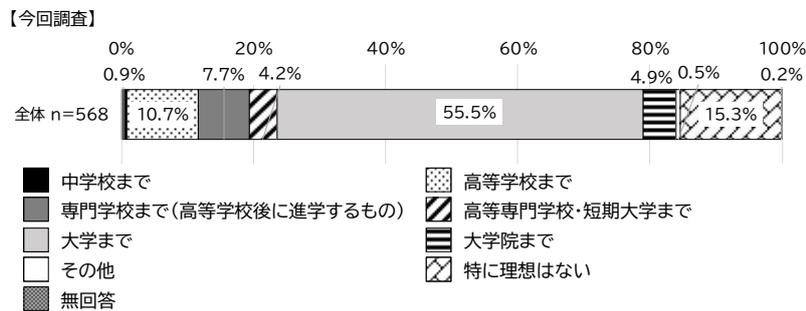
<傾向と課題>

- 親にたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験がある児童・生徒は減っているものの、いまだ5人に1人は経験があり、さらなる虐待防止の啓発と相談先の周知が必要です。

【親にたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験】



【希望する進学先】



※前回調査では、設問なし

【調査結果妊娠中の方、子育て支援施設職員、障害児関係団体】

■妊娠中の方

項目	内容
①出産や子育て・教育に関して気軽に相談できる先・情報源	<ul style="list-style-type: none"> ・相談先は、「家族」や「友人や知人」に相談する方が多い。 ・情報源としては、上記に加えて、「Instagram や Facebook、X(旧 Twitter)等のSNS」が多い。
②妊娠・出産・子育てに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中の方は、出産後に必要な情報について、特に十分に情報を得られていないと感じている方が一定数存在する。 ・妊娠中の方は、「子育て支援施設(幼稚園・保育所等)の受け入れ」、「こどもに関する手当」、「病院(小児科)・休日当番医等」に関する情報を知りたい方が多い。 ・出産後の方は、前述した情報に加えて、「乳幼児健診、予防接種等」、「一時預かり(一時保育)、ファミリー・サポート・センターに関する情報」、「病院(産科)・助産師」「健康・発達」に関する情報を知りたい方が多い。
③地域の子育て支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中・出産後に問わず、認知度に対して利用経験が少ない傾向にある。 ・各事業が利用しやすくなるためには、「予約が簡単にできる」、「オンラインで利用できる」、「予約なしで自由に利用できる」という意見が多い。

■子育て支援施設職員

項目	内容
①子育て支援の観点から、当該施設について	良いところ <ul style="list-style-type: none"> ・職員と保護者、職員と子どもたちの関係性が良好である。 ・職員の入れ替わりが少なく、職員間の風通しが良い。 ・施設がきれい、施設が駅から近く使いやすい、おもちゃや遊具が充実している。
	改善すべきと思うところ <ul style="list-style-type: none"> ・設備の整備・改善(遊ぶスペースの確保、施設全体の老朽化等)。 ・研修を積極的に活用し、職員の資質を向上させていきたい。 ・(新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことも受け)利用者等との関わりを見直したい。 ・ネット予約ができるようになってほしいという要望もある。 ・重度心身障害のお子さんの利用が少なく、選択肢の一つになっていない。 ・日本語が堪能でないご家庭に対するフォローが不十分である。
②保護者や利用者から寄せられる要望・意見	市行政や子育てをめぐる環境全般について <ul style="list-style-type: none"> ・駅にエレベーターがなく、不便である。 ・4年生以降も学童保育が使えるようにしてほしい、学童施設を増やしてほしい。 ・正社員職員が少なく、離職が多い。 ・歩道が狭い、自転車のルールが周知徹底されていない。 ・一時預かり保育枠が少ない。

	施設等について	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事以外でも子どもを預かってほしい、預かり時間について柔軟な対応をしてほしい。 ・利用する際の荷物が多い。 ・保育サービスの拡充(一時預かり保育や学童保育、0歳児保育等) ・子どもの普段の様子が知りたい。 ・駐車場を増やしてほしい。
③最近の子どもをみて考えさせられたこと、問題だと思ったこと	保護者について	・保護者の子どもへの関わり方が未熟。子どもだけで遊ばせていることが多い。
	子どもたちについて	<ul style="list-style-type: none"> ・躰が不十分、子どもの主体性ばかりが尊重されすぎている。悪い時にダメだと注意しづらい。 ・発達の遅れが気になる子どもがいる。 ・タブレット等の使用時間が長く、睡眠時間が不足している。 ・小中高生の金銭感覚、昔と比べると高価なものを持っていることが多い。
④利用者とコミュニケーションを取る際に気を付けている工夫や困難なこと		<ul style="list-style-type: none"> ・誰がきてもあたたかく迎え入れる。初めて来館される方にわかりやすく、丁寧に説明する。 ・相手の気持ちや立場を尊重し、コミュニケーションを取っている。 ・質問や不安な点について丁寧に対応している。 ・日頃の様子等を正直に伝えている、家庭でも協力してほしいことは積極的に伝えている。
⑤不足していると感じるサービス・事業		<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実(一時預かり保育や休日保育、新4年生以上の居場所等)。 ・子育てについて相談できる窓口や事業。 ・サービス自体は充実していると思うが、その周知が不足している。 ・保育士が不足している(住宅借り上げ事業がないことで 選択肢から外れている、処遇改善を充実させてほしい)。 ・障害児のお子さんや、外国人の親子に対する支援サービス。

■障害児関係団体

項目	内容	
①朝霞市の子育て支援制度やサービス、子どもたちを取り巻く環境	良いところ	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブックや、障害福祉課の窓口のパンフレット等 情報が得やすい。 ・公園や児童館等 子どもの遊び場が充実している。 ・児童発達支援事業所が多いので、子どもと相性が良い事業所を選べる。受給者証が発行されやすい。
	改善すべきと思うところ	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等に連携(見学や訪問等)を断られるケースがある。 ・障害発達検査や、療育を受けられるところが少ない。 ・こういったサービスが行われているのかを把握できない、情報をまとめてほしい。

②保護者や利用者から寄せられる要望・意見	市行政や子育てをめぐる環境全般について	<ul style="list-style-type: none"> ・同じような悩みを抱えている保護者と交流をしたい、先輩ママの話が聞きたい。 ・相談できる人・場所がない。 ・就学相談の情報が少ない。 ・補助金
	障害児施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労を希望しているケースで、医療的ケア児を預かってくれる施設が少ない。 ・相談支援事業所の空きがない。セルフプラン申請となることが心配。 ・児童発達支援に比べて放課後等デイサービスの空きが少ない。療育を受けたくてもキャンセル待ちである。 ・受給者証発行までの流れがわかりづらい。発行に時間がかかる、対応が冷たい。
③保護者や児童本人からの障害についての悩みや、それに対する対応	福祉や保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる範囲での情報提供をしている。 ・すでに障害児が通所している保育園を紹介している。
	医療に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医や総合病院等 内容に応じて案内している。 ・てんかんの対処法について相談された際は埼玉県の ZOOM 研修を SNS で見つけ、紹介した。 ・服薬に関する相談は、通所されているお子様の事例とともに病院への確認を推奨した。
	学校・教育に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問や保育園訪問の実施。 ・就学の相談であれば、卒園児の保護者の体験談をお話いただく機会をつくったり、朝霞市の修学オリエンテーション。資料の提供等をしている。 ・障害児が通える習い事について、営業で収集した情報を提供している。
	その他生活全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりお話ができる時間を設けたり、相談支援員さんと内容を共有する等をしている。 ・自宅での特性に対する対処方法は、療育目線でアドバイスを行った。 ・まずは悩みを聞いて、落ち着いてから提案するようにしている。
④朝霞市で子育てをするうえで、必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスや支援をわかりやすくし、すべての園や学校は外部と繋がっていることを明示してほしい。 ・こどもの育ちに心配があった時の相談先。 ・障害を受け入れてくれる医療現場の一覧表。 	
⑤不足していると感じるサービス・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の一時預かり保育や、相談支援事業所。 ・小学校と、保育園・幼稚園・児童発達支援の就学時の連携。 ・子育て支援等の情報が得られるサービス。サービスについて情報収集したり、問い合わせができたりするアプリ。 	

	・こどもが急遽体調不良になった際の預け先。
--	-----------------------

■こどもの貧困に関する支援団体

項目	内容	
①団体の活動について	民生委員	・非常勤の特別職地方公務員で、地域住民の「身近な相談相手」であると同時に、「支援へのつなぎ役」。
	学習支援団体	・学習支援を通じて こどもやその家庭が抱える課題について相談に応じている。
	こども食堂	・地域のこどもたちや子育て世帯へのお弁当配布、イベント食材配布、会食機会の提供等。
②貧困家庭のこどもの状況、課題	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と民間団体、社会福祉協議会の枠を超えた連携が必要である。 ・お金の使い方がおかしかったり、食事ではなくお菓子でお腹を満たしているようなこどももいる。 ・コミュニケーション能力が乏しいと感じることもある。
	学習支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯や外国人世帯が多く、世代にわたって生活保護を受給しているケースも多い。 ・就労していないか、非正規雇用であることが多く、また精神的不調により家庭にいる時間が長い。 ・排他的で他人を信用せず、課題を自ら抱え込んでしまうような保護者も多い。 ・保護者が多忙だったり、生活能力が欠如したりで、ヤングケアラー状態になっているこどももいる。 ・自己肯定感が低く、学力も低いことが多く、成功モデルが身近にいないことも課題である。 ・食糧支援を契機に世帯主・こどもとの関係作りを行い、学習教室への参加に結び付ける。
	こども食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親もいるが、お金に困っている様子はなく、どちらかという共働き世帯の方が税金でお金が残らず苦しそう。経験の貧困も見受けられる。 ・ひとり親世帯や生活保護世帯には、現金給付ではなく、現物支給が必要だと感じる。(現金だと保護者の私腹を肥やす家庭もある) ・家庭の問題や課題があるような子はほとんど見受けられない。 ・こどもたちだけで食べにきたこどもたちとは、積極的に親や生活の話の聞き取るようにしている。 ・いつでも食事や食材の提供ができるようにしている。 ・家庭内のトラブル等への相談・対応も行っている。
③貧困家庭のこどもに対して今後必要だと思われる支援等	民生委員	・長期休暇時に食事や居場所支援、またわかりやすい性教育。
	こども食堂	・全地域のこどもたちに3か月に1回は会えるような、食材や弁当を届けられる制度。

(行政の支援、その他の支援含めて)		・貧困家庭に対しては現物支給が必要だと思う。
④団体の活動で支援できていない部分、活動範囲外で支援を必要としていると思われる内容	こども食堂	・学習支援や居場所の提供、本人の意思で来れる避難場所の提供。
⑤団体の活動における課題	こども食堂	・対応できるメンバーが限られており、資金面も厳しいのが現状である。 ・メンバーに子育て世代が多いので、夕方以降の体制が手薄になりやすい。 ・拠点(場所)がないので、物品の荷受け場所や保管場所がない。
⑥今後について	民生委員	・個人情報の取扱いとの折り合いが難しい。色々な立場の人と情報共有をしていきたい。こどもを支援している団体や行政、保健師等と話し合う機会がほしい。
	こども食堂	・活動場所を確保し、定期的な食料品配布の他に、学習支援等でこどもたちに長期的な支援を行いたい。 ・月に一度の開催と、児童館への食事の提供を継続的に行いたい。

(2) こどもの生活に関するアンケート調査

本計画を策定するにあたり、こどもの生活実態や意見・要望等を把握するために、「朝霞市こどもの生活に関するアンケート調査」を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

調査の種類	調査対象	対象数	調査方法
小学5年生	市内公立小学校に在籍する 5年生とその保護者	1,015人	学校配布 郵送又はWEB回収 ※礼状兼依頼はがき1回送付
中学2年生	市内公立中学校に在籍する 5年生とその保護者	913人	
公的扶助 受給世帯 ※	公的扶助を受給する世帯の保護者	740人	郵送配布 郵送又はWEB回収 ※礼状兼依頼はがき1回送付

◆回収期間

学校配布-学校又はWEB回収(小・中学校) : 令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)

郵送配布-回収(公的扶助受給世帯) : 令和5年12月13日(水)～令和6年1月19日(金)

◆回答状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	(参考) 前回有効回収率
小学5年生				
児童	1,015人	354人	34.9%	91.5%
保護者	1,015人	491人	48.4%	91.4%
中学2年生				
児童	913人	535人	58.6%	79.2%
保護者	913人	244人	26.7%	83.0%
公的扶助受給世帯	740人	181人	24.5%	31.1%

朝霞市と埼玉県の調査結果を比較する際の注意点等

- ・埼玉県の調査とは、「こどもの生活実態調査」(令和6年3月)を指します。
- ・埼玉県の調査は、次の自治体を対象に対して行ったものです。

対象自治体	川口市(南部地域)、新座市(南西部地域)、松伏町(東部地域)、桶川市(県央地域)、嵐山町(川越比企地域)、飯能市(西部地域)、久喜市(利根地域)、熊谷市(北部地域)、小鹿野町(秩父地域)
対象年齢・学年	公立小学校第5学年児童とその保護者(対象17校) 公立中学校第2学年生徒とその保護者(対象12校)
調査対象児童数	計4,462人

・朝霞市の調査では、埼玉県の調査と比較して生活困難層・中間層・非該当層の分類方法が異なります。朝霞市では、可処分所得水準(世帯人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を分類していますが、埼玉県の調査では可処分所得水準(世帯人数別)のみで「中央値以上」「中央値の1/2以上中央値未満」「中央値の1/2未満」で分類しています。本調査では、朝霞市の「生活困難層」と埼玉県の「中央値の1/2未満」、朝霞市の「中間層」と埼玉県の「中央値の1/2以上中央値未満」、朝霞市の「非該当層」と埼玉県の「中央値以上」を同分類と考え、比較します。

・朝霞市の調査では、埼玉県の調査と比較して調査対象数が異なります。クロス集計を行った結果、各層の基数が少ない場合は誤差の範囲が大きくなり、比率が上下しやすいため、注意が必要です。

・この資料ではこどもの貧困に関する朝霞市の特徴を捉えるため、生活困難度の分類が可能な「世帯収入」と「世帯人数」を回答した対象のみに絞って集計しています。

(1) 子育て家庭の経済的な状況

<調査結果>

- 可処分所得水準(世帯人数別)と食料・衣類を購入できなかった経験や公共料金等を支払えなかった経験により家庭の経済的状況を3つに分類すると、経済的困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で4.9%、中学2年生で5.3%程度と想定されます。

<傾向と課題>

- 埼玉県の調査では、「中央値の1/2未満」は小学5年生で7.6%、中学2年生で10.0%となっており、朝霞市では埼玉県と比べて「生活困難層」の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱えている家庭が一定数存在することが明らかになりました。

【生活困難度の分布】

	調査数	生活困難層	中間層	非該当層
小学5年生	491	24(4.9%)	89(18.1%)	363(73.9%)
中学2年生	244	13(5.3%)	38(15.6%)	186(76.2%)

【生活困難度の分布(前回調査)】

	調査数	生活困難層	中間層	非該当層
小学5年生	856	48(6.0%)	140(16.0%)	668(78.0%)
中学2年生	401	19(5.0%)	67(17.0%)	315(79.0%)

【参考:生活困難度の分布(埼玉県)】

	調査数	中央値の1/2未満	中央値の1/2以上 中央値未満	中央値以上
小学5年生	764	58(7.6%)	245(32.1%)	362(47.4%)
中学2年生	700	70(10.0%)	222(31.7%)	264(37.7%)

<調査結果>

- 保護者の就労状況として、母親については、全体では「パート・アルバイト」が小学5年生保護者で38.3%、中学2年生保護者で40.6%と特に多くなっています。「生活困難層」では、「パート・アルバイト」が全体よりも11.7ポイント多くなっています。前回調査と比較すると全体では「正社員・正規職員」が9.8ポイント増加し、「パート・アルバイト」が7.7ポイント減少しています。
- 父親については、全体では「正社員・正規職員」が小学5年生保護者で83.5%、中学2年生保護者で84.8%ですが、「生活困難層」では、「正社員・正規社員」が小学5年生保護者で37.5%、中学2年生保護者で15.4%と著しく低く、「自営業・家業」や「パート・アルバイト」、中学2年生保護者では「働いていない」が全体と比較すると多くなっています。前回調査から大きく傾向が変化している項目はありません。

【保護者の就労状況】

(母親)

		上段(人) 下段(%)									
		調査数	正社員・正規社員	パート・アルバイト	契約社員・非正規社員	人材派遣会社からの派遣社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	無回答	
小学5年生	全体	491	139	188	17	12	22	5	105	3	
			28.3	38.3	3.5	2.4	4.5	1.0	21.4	0.6	
	生活困難層	24	1	12	1	0	3	0	5	2	
			4.2	50.0	4.2	0.0	12.5	0.0	20.8	8.3	
中学2年生	全体	89	8	42	4	2	4	2	27	0	
			9.0	47.2	4.5	2.2	4.5	2.2	30.3	0.0	
	中間層	363	127	129	12	10	12	3	70	0	
			35.0	35.5	3.3	2.8	3.3	0.8	19.3	0.0	
小学5年生	全体	244	67	99	10	8	8	4	42	6	
			27.5	40.6	4.1	3.3	3.3	1.6	17.2	2.5	
	生活困難層	13	4	6	1	0	0	0	1	1	
			30.8	46.2	7.7	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7	
中学2年生	全体	38	7	20	1	3	0	0	6	1	
			18.4	52.6	2.6	7.9	0.0	0.0	15.8	2.6	
	中間層	186	52	72	8	5	8	4	35	2	
			28.0	38.7	4.3	2.7	4.3	2.2	18.8	1.1	

(父親)

		上段(人) 下段(%)									
		調査数	正社員・正規社員	パート・アルバイト	契約社員・非正規社員	人材派遣会社からの派遣社員	自営業・家業	その他の職業	働いていない	無回答	
小学5年生	全体	491	410	6	4	1	48	3	4	15	
			83.5	1.2	0.8	0.2	9.8	0.6	0.8	3.1	
	生活困難層	24	9	3	2	0	7	1	0	2	
			37.5	12.5	8.3	0.0	29.2	4.2	0.0	8.3	
中学2年生	全体	89	64	2	1	0	15	1	1	5	
			71.9	2.2	1.1	0.0	16.9	1.1	1.1	5.6	
	中間層	363	326	1	0	1	25	1	3	6	
			89.8	0.3	0.0	0.3	6.9	0.3	0.8	1.7	
小学5年生	全体	244	207	1	0	0	18	2	2	14	
			84.8	0.4	0.0	0.0	7.4	0.8	0.8	5.7	
	生活困難層	13	2	0	0	0	1	2	1	7	
			15.4	0.0	0.0	0.0	7.7	15.4	7.7	53.8	
中学2年生	全体	38	29	0	0	0	2	0	1	6	
			76.3	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	2.6	15.8	
	中間層	186	170	1	0	0	15	0	0	0	
			91.4	0.5	0.0	0.0	8.1	0.0	0.0	0.0	

<調査結果>

- お金が足りなくて食料や衣料を買えなかった経験が「よくあった」、「時々あった」家庭は、全体では小学5年生保護者が8.3%、中学2年生保護者が9.5%ですが、「生活困難層」では小学5年生保護者が45.8%、中学2年生の保護者が46.2%となっています。
- 過去1年間に経済的な理由のために公共料金等を支払えなかった経験が「あった」家庭は、『電話料金』で全体では小学5年生保護者が1.2%、中学2年生保護者が1.6%ですが、「生活困難層」では小学5年生保護者が12.5%、中学2年生の保護者が23.1%となっています。『電気料金』、『ガス料金』、『水道料金』、『家賃』、『税金・国民健康保険税』でも同様の結果となっています。

【お金が足りなくて、家族が必要とする食料
または衣類が買えない経験の有無】

	調査数	よくあった		ときどきあった		なかった		無回答
		上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	
小学5年生	全体	491	7	34	448	2		
			1.4	6.9	91.2	0.4		
	生活困難層	24	2	9	13	0		
			8.3	37.5	54.2	0.0		
	中間層	89	2	8	79	0		
			2.2	9.0	88.8	0.0		
	非該当層	363	2	16	343	2		
			0.6	4.4	94.5	0.6		
中学2年生	全体	244	6	17	220	1		
			2.5	7.0	90.2	0.4		
	生活困難層	13	4	2	7	0		
			30.8	15.4	53.8	0.0		
	中間層	38	1	8	29	0		
			2.6	21.1	76.3	0.0		
	非該当層	186	1	6	179	0		
			0.5	3.2	96.2	0.0		

【過去1年間に経済的な理由のために
『電話料金』を支払えなかった経験】

	調査数	あった	なかった	払う必要がない (該当しない)		無回答
				上段(人)	下段(%)	
小学5年生	全体	491	6	476	7	2
			1.2	96.9	1.4	0.4
	生活困難層	24	3	20	0	1
			12.5	83.3	0.0	4.2
	中間層	89	2	87	0	0
			2.2	97.8	0.0	0.0
	非該当層	363	1	354	7	1
			0.3	97.5	1.9	0.3
中学2年生	全体	244	4	238	1	1
			1.6	97.5	0.4	0.4
	生活困難層	13	3	9	1	0
			23.1	69.2	7.7	0.0
	中間層	38	1	37	0	0
			2.6	97.4	0.0	0.0
	非該当層	186	0	186	0	0
			0.0	100	0.0	0.0

<調査結果>

- 将来の教育費の準備状況は、「十分準備ができている」は全体では小学5年生保護者が12.8%、中学2年生保護者が18.9%、「準備を始めている」は小学5年生保護者が63.5%、中学2年生保護者が62.7%となっています。「まったく準備できていない」は「生活困難層」で小学5年生保護者が66.7%、中学2年生保護者が53.8%となっています。

<傾向と課題>

- 「生活困難層」が将来の教育費を「まったく準備できていない」理由として、経済的に日々の生活で精一杯だから以外にも「こどもの将来をあまり考えられていない(精神的にも余裕がない)」や「どの程度教育費が必要かがわからない」等の理由も考えられます。保護者への啓発もそうですが、子ども自身にもかかるお金やそれに対する支援、また、将来自分が親になった時のお金のお話を学校等で教えることも検討できると良いかと思えます。

		調査数	上段(人) 下段(%)			
			十分準備できている	準備を始めている	まったく準備できていない	無回答
小学5年生	全体	491	63	312	116	0
			12.8	63.5	23.6	0.0
	生活困難層	24	0	8	16	0
			0.0	33.3	66.7	0.0
	中間層	89	4	47	38	0
		4.5	52.8	42.7	0.0	
	非該当層	363	55	248	60	0
			15.2	68.3	16.5	0.0
中学2年生	全体	244	46	153	43	2
			18.9	62.7	17.6	0.8
	生活困難層	13	0	6	7	0
			0.0	46.2	53.8	0.0
	中間層	38	5	16	16	1
		13.2	42.1	42.1	2.6	
	非該当層	186	40	126	20	0
			21.5	67.7	10.8	0.0

(2) 生活・子育ての状況

<調査結果>

- 家庭でのこどもと保護者の関わりの状況は、「お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ」が「毎日ある」割合は、小学5年生保護者が32.2%、中学2年生保護者が19.3%となっています。前回調査と比較すると小学5年生保護者が8.3ポイント増加し、中学2年生保護者が0.7ポイント減少しています。前回調査では、中間層でやや割合が低くなっていましたが、今回は逆で、中間層は前回調査よりも17.7ポイント増加しています。

<傾向と課題>

- 生活・子育ての状況は、全体と生活困難層で有意な差があるものは少なく、「お子さんと将来の夢について話す」、「お子さんの学校での出来事について、じっくり耳を傾ける応じる」は小学5年生では全体よりも生活困難層の方が高い傾向にありました。

【家庭でのこどもと保護者の関わりの状況】

(お子さんができたことや頑張ったことをほめて、一緒に喜ぶ)

		調査数		上段(人) 下段(%)			
		毎日ある	週に3〜4回	週に1〜2回	まったくくない	無回答	
小学5年生	全体	491	158	199	130	4	0
			32.2	40.5	26.5	0.8	0.0
	生活困難層	24	7	8	8	1	0
		29.2	33.3	33.3	4.2	0.0	
	中間層	89	31	37	20	1	0
	34.8	41.6	22.5	1.1	0.0		
	非該当層	363	113	150	98	2	0
		31.1	41.3	27.0	0.6	0.0	
中学2年生	全体	244	47	101	88	6	2
		19.3	41.4	36.1	2.5	0.8	
	生活困難層	13	2	7	3	0	1
		15.4	53.8	23.1	0.0	7.7	
	中間層	38	5	16	14	3	0
	13.2	42.1	36.8	7.9	0.0		
	非該当層	186	40	76	66	3	1
		21.5	40.9	35.5	1.6	0.5	

<調査結果>

- 子育てについての悩みがある割合は(何らかの悩みの項目に○をつけた人の割合)は、全体では小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに61%程度で、前回調査から6ポイント程度上がっています。「生活困難層」では小学5年生保護者が66.7%、中学2年生保護者が69.2%何らかの悩みを抱えていて、特に小学5年生保護者は「こどもの友達関係やいじめ」、「家族間での教育方針の違い」が、中学2年生保護者は「こどもの反抗や暴言・暴力」、「家族間での教育方針の違い」が全体よりも生活困難層の方が高くなっています。

<傾向と課題>

- 小学5年生保護者ではこどもの友人関係に関連して、中学2年生保護者ではこども本人に関連して悩みを抱えている割合が高くなっています。ニーズ調査でも、就学前保護者と比べて、小学生保護者はこどもやこどもとの友人との関わりに悩むケースが多く、また相談先もないと回答している割合が高なくなりました。こういった悩みに対する相談体制の充実が重要だと考えられます。

【子育てについての悩み】

		上段(人) 下段(%)													
		調査数	子どもとの関わり方が 子どもと過ごす 時間が持てない	子どもの病気や 障害	子どもの反抗や 暴言・暴力	子どもが 引きこもり	子どもの不登校や やいじめ	子どもの友達関係	他の保護者との 関係	学校の先生との 関係	家族間での教育 方針の違い	その他	特に悩みはない	無回答	
小学5年生	全体	491	65	158	50	68	21	70	29	20	25	63	190	1	
			13.2	32.2	10.2	13.8	4.3	14.3	5.9	4.1	5.1	12.8	38.7	0.2	
	生活困難層	24	4	6	2	4	2	6	2	1	4	4	8	0	
			16.7	25.0	8.3	16.7	8.3	25.0	8.3	4.2	16.7	16.7	33.3	0.0	
中学2年生	全体	244	21	62	25	24	17	26	9	16	13	37	94	3	
			8.6	25.4	10.2	9.8	7.0	10.7	3.7	6.6	5.3	15.2	38.5	1.2	
	生活困難層	13	1	3	1	2	0	0	1	1	2	5	4	0	
			7.7	23.1	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4	38.5	30.8	0.0	
小学5年生	全体	89	11	25	10	14	7	12	4	7	4	12	36	0	
			12.4	28.1	11.2	15.7	7.9	13.5	4.5	7.9	4.5	13.5	40.4	0.0	
	中間層	363	49	117	37	49	12	48	22	11	16	45	144	0	
			13.5	32.2	10.2	13.5	3.3	13.2	6.1	3.0	4.4	12.4	39.7	0.0	
中学2年生	全体	186	15	47	15	14	12	20	7	9	10	28	74	0	
			8.1	25.3	8.1	7.5	6.5	10.8	3.8	4.8	5.4	15.1	39.8	0.0	
	生活困難層	38	2	8	8	7	3	6	1	5	1	4	15	0	
			5.3	21.1	21.1	18.4	7.9	15.8	2.6	13.2	2.6	10.5	39.5	0.0	
小学5年生	全体	186	15	47	15	14	12	20	7	9	10	28	74	0	
			8.1	25.3	8.1	7.5	6.5	10.8	3.8	4.8	5.4	15.1	39.8	0.0	
	生活困難層	13	1	3	1	2	0	0	1	1	2	5	4	0	
			7.7	23.1	7.7	15.4	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4	38.5	30.8	0.0	

<調査結果>

- 子育てについての相談相手・相談先として「こどもの勉強や学校に関する相談」は、全体では「家族」が小学5年生保護者で82.5%、中学2年生保護者で85.2%、「身近な人」が小学5年生保護者で71.9%、中学2年生保護者で70.1%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者は、「家族」が全体よりも11.7ポイント低く、「こどもの通う学校の先生」の割合が8.7ポイント、「相談できる人はいない」が8.8ポイント高くなっています。「生活困難層」の中学2年生保護者は「身近な人」が全体よりも8.6ポイント低く、「こどもの通う学校の先生」が19.4ポイント高くなっています。
- 「こどもの健康や発育に関する相談」は、「家族」が小学5年生保護者・中学2年生保護者ともに87%程度となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者は「身近な人」が全体よりも9.2ポイント低く、中学2年生保護者は「こどもの通う学校の先生」が全体の2倍程度高くなっています。

<傾向と課題>

- 相談相手・相談先として、「生活困難層」ほど「こどもの通う学校の先生」の割合が高くなる傾向にあります。学校への専門家派遣や常駐を強化し、学校側の過度な負担にならないようにしながら、一種のセーフティネットとしての機能を強化していくことが重要だと考えられます。

【子育てについての相談相手・相談先】

(こどもの勉強や学校に関する相談)

	調査数	相談できる人はいない						無回答					
		家族（兄弟姉妹・親せきなど）	身近な人（友人や同僚、地域の人など）	子どもの通う学校の先生	市役所、福祉事務所、児童相談所などの行政の相談窓口	相談できる人はいない	無回答						
		上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)				
小学5年生	全体	491	82.5	405	71.9	353	33.0	20	4.1	18	3.7	2	0.4
	生活困難層	24	70.8	17	66.7	16	41.7	10	0.0	0	3	0	0.0
	中間層	89	84.3	75	78.7	70	33.7	30	4.5	4	1.1	1	0.0
	非該当層	363	83.2	302	71.1	258	32.0	116	4.4	16	3.6	13	0.3
中学2年生	全体	244	85.2	208	70.1	171	34.4	84	1.6	4	3.3	8	0.4
	生活困難層	13	84.6	11	61.5	8	53.8	7	7.7	1	7.7	0	0.0
	中間層	38	78.9	30	68.4	26	31.6	12	0.0	0	5.3	0	0.0
	非該当層	186	86.6	161	71.5	133	34.4	64	1.6	3	2.7	5	0.5

(こどもの健康や発育に関する相談)

	調査数	相談できる人はいない						無回答					
		家族（兄弟姉妹・親せきなど）	身近な人（友人や同僚、地域の人など）	子どもの通う学校の先生	市役所、福祉事務所、児童相談所などの行政の相談窓口	相談できる人はいない	無回答						
		上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)				
小学5年生	全体	491	87.2	428	65.8	323	14.5	71	6.9	34	2.4	12	0.8
	生活困難層	24	79.2	19	75.0	18	12.5	3	4.2	1	8.3	2	0.0
	中間層	89	87.6	78	69.7	62	16.9	15	5.6	2	2.2	0	0.0
	非該当層	363	88.2	320	65.0	236	14.0	51	7.4	27	2.2	8	0.8
中学2年生	全体	244	87.3	213	63.9	156	14.3	35	5.3	13	3.7	9	0.4
	生活困難層	13	84.6	11	61.5	8	7.7	1	0.0	0	7.7	0	0.0
	中間層	38	73.7	28	65.8	25	23.7	9	2.6	1	7.9	0	0.0
	非該当層	186	90.3	168	64.0	119	13.4	25	6.5	12	2.7	5	0.5

<調査結果>

- 公的機関への相談状況として「市役所・福祉事務所の窓口」に「相談する」は、全体では小学5年生保護者が35.2%、中学2年生保護者が38.9%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者が「相談する」割合は全体よりも10.2ポイント低く、前回調査よりも14.6ポイント減少しています。「生活困難層」の中学2年生保護者が「相談する」割合は全体よりも22.6ポイント高く、前回調査よりも35.2ポイント増加しています。
- 「子どもが通う学校の先生」に「相談する」は、全体では小学5年生保護者が57.0%、中学2年生保護者が61.5%となっています。「生活困難層」の小学5年生保護者が「相談する」割合は全体よりも5.5ポイント、前回調査よりも16.7ポイント、中学2年生保護者が15.4ポイント、前回調査よりも45.3ポイント高くなっています。

<傾向と課題>

- 「生活困難層」ほど 公的機関へ相談する事項は多いと考えられますが、特に小学5年生では4人に1人しか相談できておらず、中学2年生では全体より多いものの4割程度が相談できていません。市役所・福祉事務所の窓口以外からの相談への繋げ方もより強化していく必要があります。
- 他の設問と同様に、学校現場の負担軽減に取り組みつつ、学校のセーフティネット機能を強化することが有効であると考えます。

【公的機関への相談状況】

(市役所・福祉事務所の窓口)

(子どもが通う学校の先生)

		上段(人) 下段(%)			
		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全体	491	173	316	2
			35.2	64.4	0.4
	生活困難層	24	6	18	0
			25.0	75.0	0.0
中学2年生	中間層	89	29	60	0
			32.6	67.4	0.0
	非該当層	363	131	231	1
			36.1	63.6	0.3
小学5年生	全体	244	95	147	1
			38.9	60.2	0.4
	生活困難層	13	8	5	0
			61.5	38.5	0.0
中学2年生	中間層	38	15	23	0
			39.5	60.5	0.0
	非該当層	186	70	114	2
			37.6	61.3	1.1

		調査数	相談する	相談しない	無回答
小学5年生	全体	491	280	207	4
			57.0	42.2	0.8
	生活困難層	24	15	9	0
			62.5	37.5	0.0
中学2年生	中間層	89	50	38	1
			56.2	42.7	1.1
	非該当層	363	209	153	1
			57.6	42.1	0.3
小学5年生	全体	244	150	93	1
			61.5	38.1	0.4
	生活困難層	13	10	3	0
			76.9	23.1	0.0
中学2年生	中間層	38	27	11	0
			71.1	28.9	0.0
	非該当層	186	108	77	1
			58.1	41.4	0.5

(3) こどもの生活習慣・学習の状況

<調査結果>

- こどもの朝食の摂取状況として、「毎日食べる」は小学5年生92.1%、中学2年生88.1%となっています。「生活困難層」の小学5年生は全体よりも12.9ポイント、中学2年生は18.9ポイント低くなっています。
- 歯みがきの状況として、「必ず磨いている」は小学5年生17.7%、中学2年生18.4%となっています。前回調査と比較すると小学5年生は4.0ポイント、中学2年生は5.0ポイント低くなっています。小学5年生では「生活困難層」の方が「必ず磨いている」割合が11.5ポイント高いです。

<傾向と課題>

- 「生活困難層」は小学5年生が2割程度、中学2年生が3割程度朝食を食べる日と食べない日両方があります。改めて朝食の重要性の啓発等も有効かと考えられます。

【こどもの朝食の摂取状況】

		調査数	毎日食べる	食べない方が多い (週4日～6日)		ほとんど食べない (週4日～6日)		無回答	
				上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)	上段(人)	下段(%)
小学5年生	全体	491	452	28	9	1	1		
			92.1	5.7	1.8	0.2	0.2		
	生活困難層	24	19	3	2	0	0		
			79.2	12.5	8.3	0.0	0.0		
	中間層	89	81	6	2	0	0		
		91.0	6.7	2.2	0.0	0.0			
	非該当層	363	338	19	5	1	0		
			93.1	5.2	1.4	0.3	0.0		
中学2年生	全体	244	215	20	6	3	0		
			88.1	8.2	2.5	1.2	0.0		
	生活困難層	13	9	3	0	1	0		
			69.2	23.1	0.0	7.7	0.0		
	中間層	38	33	3	2	0	0		
		86.8	7.9	5.3	0.0	0.0			
	非該当層	186	167	14	4	1	0		
			89.8	7.5	2.2	0.5	0.0		

【歯みがきの状況】

		調査数	必ず磨いている	たいてい磨いている	ほとんど磨いていない	まったく磨いていない	わからない	無回答	
								上段(人)	下段(%)
小学5年生	全体	491	87	293	100	6	3	2	
			17.7	59.7	20.4	1.2	0.6	0.4	
	生活困難層	24	7	13	3	1	0	0	
			29.2	54.2	12.5	4.2	0.0	0.0	
	中間層	89	11	56	19	2	1	0	
		12.4	62.9	21.3	2.2	1.1	0.0		
	非該当層	363	69	214	74	3	2	1	
			19.0	59.0	20.4	0.8	0.6	0.3	
中学2年生	全体	244	45	144	42	7	5	1	
			18.4	59.0	17.2	2.9	2.0	0.4	
	生活困難層	13	2	7	2	1	1	0	
			15.4	53.8	15.4	7.7	7.7	0.0	
	中間層	38	2	26	9	1	0	0	
		5.3	68.4	23.7	2.6	0.0	0.0		
	非該当層	186	38	109	30	5	4	0	
			20.4	58.6	16.1	2.7	2.2	0.0	

<調査結果>

- 「落ち着いて勉強できる環境の有無」は、全体では小学5年生が88.8%、中学2年生が92.2%ですが、「生活困難層」では小学5年生が75.0%、中学2年生が76.9%となっており、全体と比較すると小学5年生が13.8ポイント、中学2年生が15.3ポイント低くなっています。

<傾向と課題>

- 落ち着いた学習環境が「生活困難層」には整っていないことが多く、こどもヒアリングでも児童館等への要望で「学習/自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ、市として何か取り組めないか検討する必要があります。

【落ち着いて勉強できる環境の有無】

		上段(人) 下段(%)			
		調査数	ある	ない	無回答
小学5年生	全体	491	436	55	0
			88.8	11.2	0.0
	生活困難層	24	18	6	0
			75.0	25.0	0.0
小学5年生	中間層	89	76	13	0
			85.4	14.6	0.0
	非該当層	363	329	34	0
			90.6	9.4	0.0
中学2年生	全体	244	225	18	1
			92.2	7.4	0.4
	生活困難層	13	10	2	1
			76.9	15.4	7.7
中学2年生	中間層	38	34	4	0
			89.5	10.5	0.0
	非該当層	186	174	12	0
			93.5	6.5	0.0

(4) こどもの放課後の過ごし方

<調査結果>

- 放課後の過ごし方は、「自分の家で、家族と過ごす」ことが「多い」割合は全体では小学5年生が79.1%、中学2年生が79.1%でした。中学2年生になると「学習塾で先生や友達と過ごす」が全体では42.2%と高くなっていますが、「生活困難層」の中学2年生は11.1%と全体よりも31.1ポイント低くなっています。

【放課後 自分の家で、家族と過ごす】

		上段(人) 下段(%)			
		調査数	多い	多かったくない・まったくない	無回答
小学5年生	全体	535	423 79.1	108 20.2	1 0.2
	生活困難層	9	7 77.8	2 22.2	0 0.0
	中間層	29	23 79.3	5 17.2	0 0.0
	非該当層	144	114 79.2	30 20.8	1 0.7
中学2年生	全体	535	423 79.1	108 20.2	4 0.7
	生活困難層	9	7 77.8	2 22.2	0 0.0
	中間層	29	23 79.3	5 17.2	1 3.4
	非該当層	144	114 79.2	30 20.8	0 0.0

【放課後 学習塾で先生や友達と過ごす】

		上段(人) 下段(%)			
		調査数	多い	多かったくない・まったくない	無回答
小学5年生	全体	354	91 25.7	260 73.4	3 0.8
	生活困難層	14	4 28.6	10 71.4	0 0.0
	中間層	62	13 21.0	48 77.4	1 1.6
	非該当層	246	66 26.8	179 72.8	1 0.4
中学2年生	全体	535	226 42.2	309 57.8	0 0.0
	生活困難層	9	1 11.1	8 88.9	0 0.0
	中間層	29	6 20.7	23 79.3	0 0.0
	非該当層	144	62 43.1	82 56.9	0 0.0

<調査結果>

- 帰宅後の過ごし方は、「勉強や宿題」を「する(「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計)」割合は全体では小学5年生が97.5%、中学2年生が81.9%でした。前回調査では中学2年生の「まったくしない」は8.0%だったのに対し、今回は17.9%と9.9ポイント増えています。
- 「テレビやDVD」を「見る(「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計)」割合は全体では小学5年生が93.5%、中学2年生が86.0%でした。「生活困難層」の中学2年生は「見る」が66.6%で、全体よりも19.4ポイント低くなっています。
- 「パソコン・スマートフォンなどでインターネットやゲーム」を「する(「1時間未満」、「1～2時間未満」、「2～3時間未満」、「3時間以上」の合計)」割合は全体では小学5年生が87.2%、中学2年生が95.3%でした。前回調査では小学5年生の「まったくしない」は19.8%だったのに対し、今回は12.1%と7.7ポイント減っています。

【帰宅後 勉強や宿題をする】

		調査数	上段(人) 下段(%)					無回答
			まったくしない	1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3時間以上	
小学5年生	全体	354	7	165	116	46	18	2
			2.0	46.6	32.8	13.0	5.1	0.6
	生活困難層	14	0	6	5	2	1	0
			0.0	42.9	35.7	14.3	7.1	0.0
中学2年生	全体	62	2	27	23	8	2	0
			3.2	43.5	37.1	12.9	3.2	0.0
	中間層	246	5	115	77	33	14	2
			2.0	46.7	31.3	13.4	5.7	0.8
小学5年生	全体	535	96	216	133	74	15	1
			17.9	40.4	24.9	13.8	2.8	0.2
	生活困難層	9	2	5	0	1	1	0
			22.2	55.6	0.0	11.1	11.1	0.0
中学2年生	全体	29	7	9	10	3	0	0
			24.1	31.0	34.5	10.3	0.0	0.0
	中間層	144	17	58	45	19	4	1
			11.8	40.3	31.3	13.2	2.8	0.7

【帰宅後 テレビやDVDを見る】

		調査数	上段(人) 下段(%)					無回答
			まったくしない	1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3時間以上	
小学5年生	全体	354	22	81	89	98	63	1
			6.2	22.9	25.1	27.7	17.8	0.3
	生活困難層	14	1	3	0	6	4	0
			7.1	21.4	0.0	42.9	28.6	0.0
中学2年生	全体	62	2	11	15	17	17	0
			3.2	17.7	24.2	27.4	27.4	0.0
	中間層	246	17	61	65	64	38	1
			6.9	24.8	26.4	26.0	15.4	0.4
小学5年生	全体	535	74	156	124	115	65	1
			13.8	29.2	23.2	21.5	12.1	0.2
	生活困難層	9	2	1	2	2	1	1
			22.2	11.1	22.2	22.2	11.1	11.1
中学2年生	全体	29	1	10	8	4	6	0
			3.4	34.5	27.6	13.8	20.7	0.0
	中間層	144	19	37	36	36	16	0
			13.2	25.7	25.0	25.0	11.1	0.0

【帰宅後 パソコン・スマートフォンなどでインターネットやゲームをする】

		調査数	上段(人) 下段(%)					無回答
			まったくしない	1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3時間以上	
小学5年生	全体	354	43	106	78	70	55	2
			12.1	29.9	22.0	19.8	15.5	0.6
	生活困難層	14	1	1	3	4	5	0
			7.1	7.1	21.4	28.6	35.7	0.0
中学2年生	全体	62	4	15	16	13	14	0
			6.5	24.2	25.8	21.0	22.6	0.0
	中間層	246	36	80	53	44	31	2
			14.6	32.5	21.5	17.9	12.6	0.8
小学5年生	全体	535	25	66	109	155	180	0
			4.7	12.3	20.4	29.0	33.6	0.0
	生活困難層	9	0	1	0	4	4	0
			0.0	11.1	0.0	44.4	44.4	0.0
中学2年生	全体	29	0	3	5	9	12	0
			0.0	10.3	17.2	31.0	41.4	0.0
	中間層	144	5	20	35	42	42	0
			3.5	13.9	24.3	29.2	29.2	0.0

(3) ヒアリング調査結果の概要

こども・子育て支援やこどもの貧困に関する本市の状況を詳しく把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

◆調査の種類・調査方法

①市内の小学生、中学生、高校生、大学生

◇主な調査項目

項目	内容
施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館・放課後児童クラブの好きなどころ、気に入っているところ ・通うようになったきっかけ ・もっと良くなるというところ ・「ほんちょう児童館」の利用状況・利用した/しない感想もっと良くなるというところ(中学校・高校でのヒアリングのみ)
放課後の居場所	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後過ごしている場所 ・放課後過ごしたい場所
朝霞市について	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもにとって生活しやすいか ・市外の友達などに自慢したいところ ・もっと良くなるというところ ・ずっと住んでいきたいか
相談窓口について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を知っているか ・相談しやすいか
地域活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に参加したことがあるか ・地域活動に参加してみたいと思うか ・地域活動に参加できない理由や必要なこと
将来について	<ul style="list-style-type: none"> ・将来のことを考えることはあるか、そのきっかけは何か ・将来不安なことや知りたいことはあるか ・朝霞市で子育てをしたいと考えるか
普段の生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・困っていること、もっと良くなるというところ

◇主な意見

項目	内容
施設について 小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館の好きなどころ ・いろいろな遊びができる。 ・通いやすい、利用しやすい。友達との待ち合わせ場所にも使っている。 ●児童館のもっと良くなるというところ ・ボール遊びができるような場所や音楽スタジオなどがほしい。 ・高学年は携帯を触ってもいいことにしてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの好きなところ・気に入っているところ <ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃや本がたくさんある、新しい雑誌が読める ・色々な遊びができる、外で遊べる、お誕生日会がある ・夏休みなどの長期休みには映画が観られる ・宿題ができる ●放課後児童クラブの通うようになったきっかけ <ul style="list-style-type: none"> ・親が働いているから
中高生 (児童館ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館の好きなところ <ul style="list-style-type: none"> ・友達や職員と交流できる、職員が優しい。 ・お菓子や食事をもらえることがあるのでうれしい。 ●もっと良くなるというところ <ul style="list-style-type: none"> ・今の児童館が好きなので特に変わってほしいところはない。 ・20時まで開館している児童館を増やして欲しい。 ・小学生が使える部屋と、中高生が使える部屋を分けた方がお互い安心。
中高生 (学校ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none"> ●利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの中学生・高校生が知っており、中学生は利用したことがある生徒が過半数だったが、高校生はほとんど利用したことがなかった。 ●感想 <ul style="list-style-type: none"> ・中学生専用地下室で楽器が演奏できるのが良い ・冷房が効いていて涼しい、綺麗 ・漫画がたくさんあって良い ●もっと良くなるというところ <ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室をもっと使いやすくしてほしい(ボール遊びできる場所が足りない、卓球の予約を柔軟にしてほしい) ・多目的スペースが1日使えるようにしてほしい ●利用しない理由 <ul style="list-style-type: none"> ・知らなかった ・人に見られて勉強するのが苦手だから ●どのような施設だったら利用したいか <ul style="list-style-type: none"> ・どのような施設かがわからないのでパンフレットがほしい ・個室の自習スペースがほしい ・ゲーム大会が開催されている ・Wi-Fi環境が整っている

放課後の居場所	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後 過ごしている場所 ・家 ・習い事 ・児童館 ・学校 ●あると良いところ ・水族館”
	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●過ごしている場所 ・ほとんどが部活動または生徒会活動だった ●あると良い場所 ・ショッピングモール ・勉強できる場所、集中できる自習スペース ・ボール遊びができる公園
朝霞市について	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもにとって生活しやすいか ・朝霞市は生活しやすい。 ●市外の友達などに自慢したいところ ・野菜がおいしい、自然が多い。 ・東京に近くて、遊びやすい。買い物がしやすい。 ・治安が良い。 ●もっと良くなるというところ ・観光スポットやボール遊びができる場所がほしい。 ・道路を整備してほしい。 ・公園の遊具や木を増やして欲しい。 ●ずっと住んでいたいか ・ずっと住みたい(多数) ・東京に行きたい、と回答している児童もいた。
	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもにとって生活しやすいか ・電車の利便性は良いが、駅前には遊ぶところが少ない。 ・静かで住みやすい。 ●市外の友達などに自慢したいところ ・電車が多く、アクセスが良い。 ・雰囲気が明るい、自然が多い。

		<ul style="list-style-type: none"> ●もっと良くなるというところ ・街灯が欲しい、夜の道が危ない。歩道が狭い。 ・ボールで遊べる施設が少ない。 ・中学生以降遊べる場所が少ない。 ・囲碁や将棋等をやりたい人が集める場所が増えると良い。 ・イベントが少ない。 ●ずっと住んでいたい ・大人になったら別のところに住みたい。 ・住むのは朝霞市でもいいが、高校や就職先は朝霞市以外を考えている。
	大学生	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもにとって生活しやすいか ・生活しやすい(多数) ・都市に出やすい、交通の便が良い。 ・田舎と都会のちょうど良いバランス。 ●市外の友達などに自慢したいところ ・彩花祭(多数) ・治安が良い、都心に近く交通の便が良い。 ●もっと良くなるというところ ・自慢できるところがほしい。 ・医療費を高校まで無償化してほしい、妊娠出産への支援をしてほしい。 ●ずっと住んでいたい ・思う、結婚を考えた時に子育てしやすい環境だから。 ・思わない、キャリアを考えた時に海外へ挑戦したいと思う。
相談	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口を知っているか ・ほとんどが知っていた(学校で配られる小さい冊子で知った)
地域活動について	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動に参加したことがあるか・参加してみたいと思うか ・参加したことがある人が半数程度、参加したことがない人も参加してみたいと回答した人がほとんどだった。 ・学校で募集があったり、自発的に参加したりしていた。 ●地域活動に参加できない理由や必要なこと ・清掃以外のボランティアを知らない(清掃は衛生的に苦手) ・ボランティアは大人が多く、こどもが参加できるイメージがない

将来について	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●将来のことを考えることはあるか、そのきっかけは何か ・卒業文集等で将来の夢を書いた時 ・総合学習の時間(職業体験や、進路について考える授業等) ・両親と話した時、兄姉の様子を見た時 ・ニュース等を見て <ul style="list-style-type: none"> ●将来 不安なことや知りたいことはあるか ・将来 日本がどうなるか不安 ・勉強や将来の職業について相談できる人がいない (実際にその進路をたどった人がいない) ・受験をした人(高校生)の話が聞きたい <ul style="list-style-type: none"> ●朝霞市で子育てをしたいと考えるか ・したいとはっきり回答したのは1人だった
	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ●困っていること、もっと良くなるというところ ・遊べるところをもっと増やして欲しい。 ・市内の他の学校と交流したい。
普段の生活について	中高生	<ul style="list-style-type: none"> ●困っていること、もっと良くなるというところ ・体育館と公園の中間のような、気軽に運動できる場所がほしい。 ・朝霞市民が朝霞をもっと好きになるきっかけを増やしたい。 ・坂や道の整備を進めてほしい。

②児童館利用者

◇主な調査項目

項目	内容
施設について	・利用頻度、来館目的
遊ぶ場所	・利用する場所、気に入っている点 ・希望する場所等
市内の子育て環境 子育て支援について	・朝霞市は子育てしやすい所か、特に良いところ ・改善を希望する点 ・市内で子育てをしていきたいか ・困っていることや感じていること、希望など
相談機関・窓口等について	・相談機関・窓口があることを知っているか ・利用しやすくなるために必要なこと

◇主な意見

項目	内容
施設について	<ul style="list-style-type: none"> ●利用頻度、来館目的 ・利用頻度は毎日のように利用している人や月に数回等 様々であるが、定期利用している人が多い。 ・目的は、こどもの遊び場やイベント参加者、ママ友の情報交換等
遊ぶ場所	<ul style="list-style-type: none"> ●利用する場所 ・公園、ショッピングセンター、(おもちゃ)図書館等 ●気に入っている点 ・色々な遊びができる(サッカー、凧揚げ、砂場遊び等) ・職員がやさしい ●希望する場所等 ・おもちゃや本を増やして欲しい。 ・スペースや施設数をもっと増やして欲しい。 ・トイレを綺麗にしてほしい、駐車場を充実させてほしい。
市内の子育て環境 子育て支援について	<ul style="list-style-type: none"> ●朝霞市は子育てしやすい所か、特に良いところ ・比較的子育てしやすい(多数)。 ・同世代のママが多く、子育て世帯が多く引っ越している。 ●改善を希望する点 ・保育園や学童保育に入れない(入れるか不安)。 ・歩道が狭い、車を運転していて危ないと感じる。 ・仕事が休みの日も子どもを預けられるようにしてほしい。 ●市内で子育てをしていきたいか ・ずっと朝霞市で子育てをしたいと思っている(多数) ●困っていることや感じていること、希望など ・朝霞市は転入者が多いので、転入者でもわかるように子育て関連の情報を取りまとめてほしい。(取りまとめた情報には)子育て経験者の声や視点も反映させてほしい。サービスや施設一覧がほしい。 ・所得制限でサービスが受けられない、子育て支援サービスの対象にしてほしい。

相談機関・窓口等について	<ul style="list-style-type: none"> ●相談機関・窓口があることを知っているか ・利用したことがない(多数)。 ・保健センターや支援センター等で発達成長に関する相談をしたことがある。 <ul style="list-style-type: none"> ●利用しやすくなるために必要なこと ・今回のようなヒアリング調査を定期実施してほしい。 ・LINE やチャット等であれば相談しやすそう。 ・年齢に合わせた相談窓口があるのかを知りたい。
--------------	---

③その他

◇主な調査項目

項目	内容
サークル活動について	・参加頻度、参加目的
遊ぶ場所	・利用する場所、気に入っている点 ・希望する場所等
市内の子育て環境 子育て支援について	・朝霞市は子育てしやすい所か、特に良いところ ・改善を希望する点
相談機関・窓口等について	・相談機関・窓口があることを知っているか ・利用しやすくなるために必要なこと

◇主な意見

項目	内容
サークル活動について	<ul style="list-style-type: none"> ●参加頻度 ・毎月、2～3 か月に 1 回等 定期的に参加している人が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ●参加目的 ・こどもの遊び場や保護者同士の交流などが多い。
遊ぶ場所	<ul style="list-style-type: none"> ●利用する場所 ・児童館や公園。 <ul style="list-style-type: none"> ●気に入っている点 ・近いところ、のびのび動けるところ。 ・イベントがたくさんあるところ。 ・おもちゃや本がたくさんあるところ。 <ul style="list-style-type: none"> ●希望する場所等 ・遊園地やこども動物園等 こども向けの施設。 ・駅前におむつ替えや授乳できるスペースが欲しい。

<p>市内の子育て環境 子育て支援について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●朝霞市は子育てしやすい所か <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすいという意見と、どちらとも言えないという意見が半々。 ●特に良いところ <ul style="list-style-type: none"> ・公園が多い。 ・子育て支援センターや児童館等の施設数が多い。 ●改善を希望する点 <ul style="list-style-type: none"> ・金銭的な補助。 ・子育て施設や支援をもう少し手厚くしてほしい。 ・一時預かりや病児の利用をやすくしてほしい。
<p>相談機関・窓口等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談機関・窓口があることを知っているか <ul style="list-style-type: none"> ・知っている人が多い。 ●利用しやすくなるために必要なこと <ul style="list-style-type: none"> ・もっと情報発信があると利用しやすい。 ・サービスについてもっと知りたい。

11 第2期計画の振り返り

(1) 計画の成果、達成状況

	令和2(2020)年度		令和6(2024)年度	
	保育所・認定こども園	44	保育所・認定こども園	47
保育施設数(箇所)	地域型保育	24	地域型保育	25
	家庭保育室	2	家庭保育室	1
	保育所・認定こども園	3,153	保育所・認定こども園	3,454
保育施設入所定員数(人)	地域型保育	406	地域型保育	429
	家庭保育室	22	家庭保育室	13
	保育所・認定こども園	3,138	保育所・認定こども園	3,401
保育施設等入所児童数 (人)	地域型保育	374	地域型保育	424
	家庭保育室	17	家庭保育室	12
	放課後児童クラブ数 (クラブ)	公設 10、民設 9 19	公設 10、民設 12 22	
放課後児童クラブ利用定員数(人)	1,643	1,854		
放課後児童クラブ利用児童数(人)	1,625	1,776		
市内児童館数(館)	6	6		
待機児童数(人)	68	17		
放課後児童クラブ入所保留者数(人)	176	250		
病児保育施設(箇所)	1	1		

(2) 基本目標ごとの課題の検討

次世代育成支援対策推進法の行動計画

基本目標・基本方針

基本目標 1 すべてのこどもがすくすく育つまち

基本方針1 子どもの人権の尊重のために

基本方針2 特別な配慮が必要なこどものために

基本方針3 地域の中のこどものために

施策の進捗状況

<基本方針1>

- 児童相談には児童虐待相談314件のほか900件を超える相談が寄せられました(令和5(2023)年度)。前回計画策定時よりも増加傾向にあります。
- 小中学生・高校生向けの啓発物配布や、SNS・メール等を活用した周知により、児童虐待に関する啓発が進んでいます。また、専門の相談員による「こども・ほっとそうだん」も開始しました。

<基本方針2>

- 障害児通所支援の案内や障害児保育の受け入れ、就学前相談の実施、各種手当等の支給による障害児及びその保護者に対する支援を行いました。
- 生理用品配布事業やあさか・スクールサポーターによる学習指導等、経済面・学習面で困難さを抱える児童への支援を行いました。
- 日本語指導支援員の配置や多言語での情報発信等、外国籍のこども及びその保護者に対する支援を行いました。

<基本方針3>

- 児童の健全な成長を目指し、児童館や子育て支援センター、放課後こども教室、プレーパーク、学校体育施設の開放などこどもの居場所づくりを行いました。また、新設降園の整備にあたっては市民ワークショップを実施し、公園の機能やアイデア、使い方等の意見交換を行いました。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<基本方針1>

- 親にたたかれたり、ひどいことを言われたりした経験がある児童・生徒は減っているものの、いまだ5人に1人は経験があり、さらなる虐待防止の啓発と相談先の周知が必要です。

<基本方針2>

- 朝霞市内で経済的困難を抱えると想定される「生活困難層」の家庭は小学5年生で4.9%、中学2年生で5.3%程度と想定されます。生活困難層ほどこどもが通う学校の先生に相談する割合が高く、学校への専門家派遣等を強化し、セーフティネットとしての機能を強化していく必要があります。
- 落ち着いた学習環境が生活困難層には整っていないことも多く、公共施設等に学習・自習スペースを確保することも有効であると考えられます。

<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の認知度も上がったことから、病気や発育・発達に悩む保護者も増えており、相談・支援体制の強化がますます求められています。 ●ヤングケアラー実態調査において、家族の世話をしていることへの負担感として身体的・精神的な面をあげていることも多くいました。
<p><基本方針3></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ヒアリングでは、中学生以降遊べる場所やボール遊びができる公園が少ないという声が挙がりました。

施策の課題
<p><基本方針1></p> <ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者を虐待や犯罪から守り、社会変化に伴う多様な困難を抱えるこども・若者を支援していく必要があります。 ●こども・若者の権利に関する普及・啓発や、こども・若者の意見を尊重する社会づくりも必要です。
<p><基本方針2></p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済的困難、発達の遅れや障害、外国に繋がりのあるこども・若者とその保護者を支えていく必要があります。
<p><基本方針3></p> <ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者が多様な遊びや体験ができる機会を充実させ、安心して過ごせる居場所づくりを進める必要があります。

基本目標・基本方針

基本目標 2 すべての家庭が安心して子育てするまち
基本方針1 すべての子育て家庭のために
基本方針2 地域における子育てのために
基本方針3 子どもの安心・安全のために

施策の進捗状況
<p><基本方針1></p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画期間中、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けながらも、子育て支援情報の提供や子育て(育児)講座の開講等 家庭における子育て支援の充実を図りました。 ●ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)で妊産婦に対する専門職による面談、出産後の母子の心身のケアや育児サポート等により切れ目のない支援を行いました。
<p><基本方針2></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における多様な経験や世代を超えた支援により青少年の健全育成、地域における子育て・教育支援を推進しておりますが、一部 新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、活動が中止・縮小したままのものがああります。
<p><基本方針3></p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察や小中学校、自治体・町内会と連携し、こどもの安心・安全の確保及び啓発を行いました。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<基本方針1>

- 子ども・子育て支援事業の事業内容や利便性が共働き世帯のニーズと合致しているか検討が必要です。
- 相談先が「いない・ない」と回答している割合が、こどもの年齢が上がるにつれて高くなっています。こどもの年齢に応じた相談体制の整備が必要です。

<基本方針2>

- ヒアリングでは、ボランティア活動は大人が参加していることが多く、こどもが参加できるイメージがないという意見が挙がりました。

<基本方針3>

- ヒアリングでは、道が狭い等 道路の安全に関する意見・要望が挙がりました。

施策の課題

<基本方針1>

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援を充実させる必要があります。
- ニーズに応じた子育て支援に関する情報発信や相談体制を整える必要があります。

<基本方針2>

- 新型コロナウイルス感染症の流行で中止・縮小した活動の再開とともに、これまで外出を控えていた子育て家庭が各種サービスを利用することに伴う受け入れ体制の整備が必要です。

<基本方針3>

- 自治会や町内会と協働した防犯活動の推進等が不足しています。また、ボランティアスタッフの高齢化や不足も一部事業で課題となっています。

基本目標・基本方針

基本目標 3 すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けるまち

基本方針1 教育・保育の充実のために

基本方針2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

基本方針3 教育・保育の質を高めるために

施策の進捗状況

<基本方針1 教育・保育の充実のために>

- 保育施設の整備を進めており、待機児童は年々減少しています。
- 小学生でも放課後児童クラブの入所家庭が増加しており、民間クラブの増設や受入れ定員数の拡大などで入所保留者は減少していますが、解消には至っていません。

<基本方針2>

- ファミリー・サポート・センター事業、時間外保育、一時預かり事業、休日保育事業等を実施し、就労との両立やリフレッシュなど保護者の子育て負担を軽減する取組を行っていますが、制度の周知が不十分です。

<基本方針3>

- 保育人材の確保や研修等を行っていますが、一部 新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、取り組みが中止・縮小したものがあります。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<基本方針1 教育・保育の充実のために>

- 共働き世帯が増え、また母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、保育園の利用及び利用希望はますます増えるものと思われませんが、少子化傾向も進んでいるため、両方を勘案して量の見込みや確保の方策(整備計画)を考える必要があります。
- ヒアリングでは、保育園や学童保育を利用できるか不安であるという声も挙がりました。

<基本方針2>

- 「こども誰でも通園制度」も一定の関心があり、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。

施策の課題

<基本方針1>

- 保育所の待機児童、放課後児童クラブの入所保留児童を解消する必要があります。
- 特に放課後児童クラブについては、学区ごとの空き状況に差があるため、マンション開発中のエリア等における保育の需要を分析し、必要に応じて民間クラブの新規開所計画を立てる必要があります。

<基本方針2>

- 制度の充実の他、それぞれの制度を利用したい人・必要としている人に市のホームページや SNS を通して情報発信していく必要があります。

<基本方針3>

- 多様なニーズに応える子育て支援サービスの提供のためには、保育・教育に携わる人材の確保と質の向上が必要です。

子ども・子育て支援事業計画

基本目標・基本方針

基本目標 幼児期の学校教育・保育の提供

基本方針1 0・1・2歳の保育の量の見込みと確保の内容

基本方針2 3～5歳の保育の量の見込みと確保の内容

基本方針3 3～5歳の教育の量の見込みと確保の内容

施策の進捗状況

<保育の量の見込み・確保の内容>

●子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育の量の見込み(利用すると考えられる人数)と確保の内容(施設等での受入れ人数や整備計画)を定めて計画的な幼児期の学校教育・保育の提供を行っています。待機児童数は年々減少しており、令和2(2020)年度は68人でしたが、令和6(2024)年度では17人でした。

<教育の量の見込み・確保の内容>

●幼稚園は、量の見込みを確保できる定員数が上回っています。預かり保育の利用等で共働き家庭でも希望があれば幼稚園を利用することができるように施設・利用者に働きかけが必要です。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

<教育・保育の量の見込み・確保の内容>

●共働き世帯が増え、また母親のフルタイム就労の割合が増えていることもあり、保育園の利用及び利用希望はますます増えるものと思われませんが、少子化傾向も進んでいるため、両方を勘案して量の見込みや確保の方策(整備計画)を考える必要があります。

●ヒアリングでは、保育園や学童保育を利用できるか不安であるという声も挙がりました。

施策の課題

<教育・保育の量の見込み・確保の内容>

●今後のこどもの数の適切な推計と教育・保育のニーズの見極めにより必要な施設等を利用できるよう計画を立案する必要があります。

●認定こども園の設置や新制度に移行していない私立幼稚園、市指定家庭保育室等、今後の計画での位置づけに関し事業者との協議が必要な施設等があります。

基本目標・基本方針

基本目標 地域子ども・子育て支援事業の充実
1 延長保育事業(時間外保育事業)
2 放課後児童クラブ
3 子育て短期支援事業(ショートステイ)
4 乳児家庭全戸訪問事業
5 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業
6 地域子育て支援拠点事業
7 一時預かり事業(幼稚園型・一般(保育園)型)
8 病児・病後児保育事業
9 ファミリー・サポート・センター事業
10 妊婦健康診査
11 利用者支援事業
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

施策の進捗状況

- 放課後児童クラブ(2)は民営施設を増設するなど受入れの拡充を図っており、保留児童は年々減少しています。
- 一時預かり事業(一般(保育園)型)(7)は保護者の疾病、出産、看護等や、育児疲れ解消などのリフレッシュ等での利用が可能であり、ニーズの高まりにより利用者数は急増していますが、制度がわかりにくいといった指摘を受けることもあります。
- 病児・病後児保育事業(9)は、児童の急な病気により保育所等が利用できない児童に対し、保育の提供はできたものの、事前の登録が必要であることを保護者が把握していない等 制度の周知が必要だと思われる場面もありました。
- ファミリー・サポート・センター事業(9)では、サポート会員が増えつつありますが、こどもを預けたい人の要望に十分に対応するためにさらなるサポート会員を増やす必要があります。

アンケート・ヒアリング結果からみる課題

- 新しく地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる「こども誰でも通園制度」についても、保護者の関心が高く、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。

施策の課題

- 多様なニーズに対応するためサービスの充実とともに、ホームページや SNS を活用した制度の周知も必要です。

12 現状の課題とまとめ

本市の子どもと子育て家庭をめぐる現状や社会全体の課題とあわせて 次のような支援が必要であると考えられます。

(1) 子育て家庭への経済的支援

アンケート調査結果によると、小学生・中学生がいる子育て家庭のうち、5.0%程度の家庭が経済的困難を抱えている可能性があることがわかりました。また 生活困難度に関わらず「経済的支援」を求める声は各調査で多く寄せられています。

また、将来の教育費を「まったく準備できていない」割合が生活困難層は全体と比較しても高く、世代を超えて貧困が連鎖する恐れもあります。保護者への支援・啓発もそうですが、子ども自身にも将来かかるお金やそれに対する支援制度等を周知していく必要があります。

(2) 共働き・共育での支援

アンケート調査結果によると、就学前児童の母親のフルタイム就労割合が前回調査から10ポイントほど増加し、最も多くなっています。また、就学前保護者は両親ともにフルタイムで就労している割合が高いこともあって、「仕事との両立」や「自分の時間がない・忙しい」ことに負担感を感じる人が多いです。「子育てで悩んでいること、気になること」でも「仕事や自分のやりたいことが十分できない」が増えています。教育・保育事業の充実の他、就労を要件としない預かりサービスの充実が求められます。

(3) 子ども・若者の居場所整備

子どもヒアリングでは、多くの小学生・中学生・高校生から「ボール遊びができる場所がほしい」「気軽に運動できる場所がほしい」「中学生以降遊べる場所が少ない」等 遊び場や居場所に関する意見が多数寄せられました。

また、落ち着いた学習環境が「生活困難層」には整っていないことが多く、子どもヒアリングでも児童館等への要望で「学習/自習スペースの確保」があがっていたことも踏まえ、市として何か取り組めないか検討する必要があります。

(4) 成長段階に応じた切れ目のない支援

子育てについての何等かの悩みを抱える割合は、小学生・中学生ともに前回調査よりも高くなっています。また、各種支援事業はコロナ禍の影響もあり、「あさか子育てガイドブック」以外のすべての事業で認知度が下がっています。特に相談先が「いない/ない」と回答している割合は、子どもの年齢が上がるにつれて高くなっており、年齢に応じた適切な支援が必要です。

また、生活困難層ほど「子どもの通う学校の先生」に相談する割合が高くなっており、学校への専門家派遣や常駐を強化し、学校側の過度な負担にならないようにしつつもセーフティネット機能を強化することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策

1 基本理念

このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか



本計画では、第2期計画の理念や方針を引き継ぎつつ、基本理念の新たなキーワードとして「子育て」の言葉を追加しました。この「子育て」という言葉には、すべての子どもがその存在を尊重され、自らの持つ力を存分に発揮して様々なことに挑戦し、多様な経験を経てたくましく育つことができるよう、子どもの自主的な育ちを促し、応援するために行政や地域が子どもの居場所づくりや多様な活動の支援を行い、今後も暖かく子どもと子育て家庭を見守るまちでありたい、という想いが込められています。

第3期計画にあたる子ども計画においては、子ども大綱を踏まえることとされており、大綱では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指すものとされていることから、引き続き子ども自身が健やかに育つ「子育て」の視点は大切であり、かつ、すべての子育て家庭を社会全体で支えていく「子育て」の視点も大切です。

併せて、「子どもが朝霞で育ってよかった」、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指していくとの考え方は継続してまいりたいと考えております。

「地域で子育てをする」、「子育てを応援する」など視点も大切であり、子育て・子育ては市として力は注いでいくことはもちろんですが、関係機関との連携や地域資源を活用しつつ、あさかの子育てをまち全体で応援してもらえるよう進めていくことが大切であると考えます。

以上を踏まえ、本計画は「このまちで 育ってよかった 育ててよかった 子育て・子育てを地域で応援するまち あさか」を基本として、朝霞市で子ども・若者が健やかに生まれ、幸せを感じながら育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、市の子育て・子育て支援の取り組みの方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めていきたいと思っております。

2 大切にすべき視点

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる、かけがえのない存在です。こどもたちが育つ過程において、こどもの権利※が尊重され、必要な支援や配慮を受ける権利が尊重されることはたいへん重要なことです。

本計画では、これらのこどもの権利を中心として、こども・子育て支援施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組みます。

(1) こどもの視点

すべてのこどもが尊重され、こども・子育て支援が真にこどもが健やかに幸せに育つためのものであるよう、こども自らの成長を応援し、こどもの視点を大切にしたい取組を推進します。

(2) 若者の視点

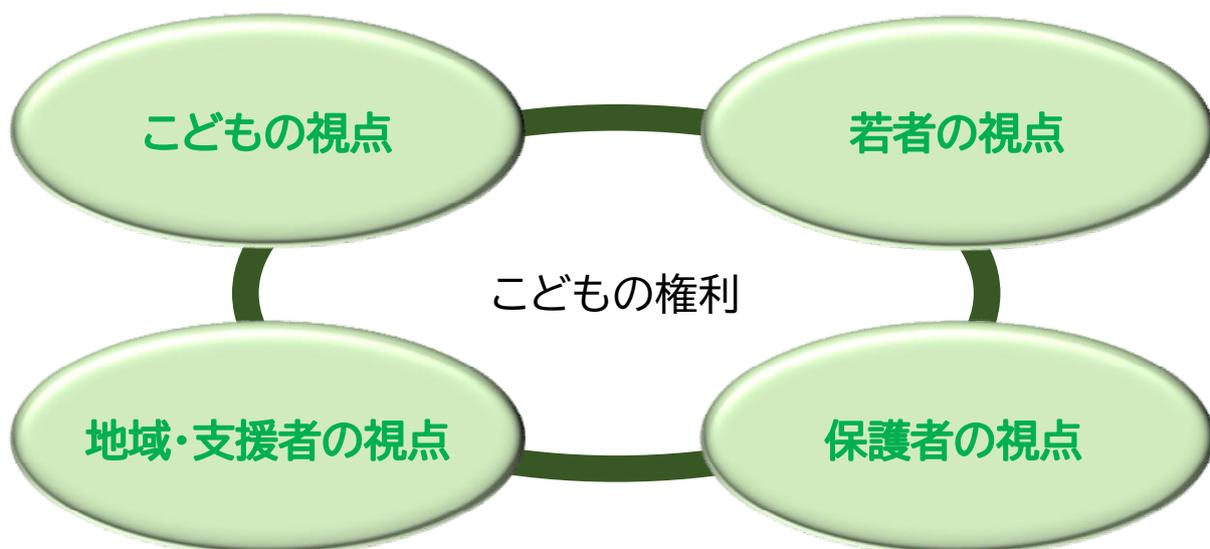
若者は次の世代を担う重要な存在です。若者が自らの意見を表明し、社会に積極的に参加できる機会を提供し、彼らの視点を取り入れた施策を推進します。具体的には、教育やキャリア支援、メンタルヘルスサポートなど、若者が自立して未来を切り開くための支援を充実させる取組を推進します。

(3) 保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、こどもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

(4) 地域・支援者の視点

保護者が地域の中で孤立することがないように、地域のあらゆる社会資源を活用して、そのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。



※こどもの権利 「こどもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

こどもの権利条約は大きく分けて次の4つのこどもの権利を守るように定めています。

そして、こどもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のあるこどもや少数民族のこどもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

3 基本目標

基本理念を実現させるための取組として、大切にすべき4つの視点を踏まえつつ、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 1

すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち

すべての子ども・若者が、かけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるよう取組を推進するとともに、子ども・若者の安全を守る体制を整えます。

基本目標 2

すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち

子ども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来にわたる夢を思い描くことができるよう、様々な機会の提供や地域の中の子ども・若者の居場所づくりを進めます。

基本目標 3

すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち

保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることがないように、地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

基本目標 4

すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち

子どもが健やかで幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業や多様なニーズに応じた子育てサービスの提供に取り組むとともに、質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育人材の確保とスキルアップを図ります。

4 施策の体系

基本目標	基本方針
<p>基本目標1</p> <p>すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち</p>	<p>基本方針1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように</p> <p>基本方針1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために</p>
<p>基本目標2</p> <p>すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち</p>	<p>基本方針2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように</p>
<p>基本目標3</p> <p>すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち</p>	<p>基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために</p> <p>基本方針3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために</p> <p>基本方針3-3 子育て家庭が住み続けたいまちにするために</p>
<p>基本目標4</p> <p>すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられるまち</p>	<p>基本方針4-1 教育・保育事業の充実のために</p> <p>基本方針4-2 教育・保育サービスの質を高めるために</p>

施策の方向性

(1) こども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

(2) こども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり

(3) 多様な困難を抱えるこども・若者の救済

(1) こども・若者の権利に関する普及・啓発

(2) こども・若者の意見表明・社会参画

(3) こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

(1) こども・若者の安心して過ごせる居場所づくり

(2) こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実

(3) こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実

(4) こども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

(2) 子育て支援の充実

(3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

(2) ひとり親家庭等の支援

(3) 発達の遅れや障がいがあるこども・若者への支援

(4) 外国につながるのあるこどもと保護者への支援

(1) 子育てがしやすいまちづくり

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

(3) こども・子育てに温かい(地域)社会への機運醸成

(1) 就学前の教育・保育事業の充実

(2) 放課後児童クラブの充実

(1) 多様なニーズにこたえる子育てサービスの充実

(2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

4 重点方針の設定

こども計画は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされており。本市においては、計画期間の5年間(令和7年度～令和11年度)において、次の3点について力を入れて取り組んでいくこととします。

1 こども・若者の権利を守るために

こどもは、未来へつながっていく存在です。SDGsの観点からこどもの権利条約をみると、17のゴールの中でも、すべてのこどもが差別なく、飢餓や貧困のない平和な社会で健康に育ち、社会保障を受け、質の高い教育を受けていくことは、こどもがその人権を保障されて成長・発達するために、こどもの権利条約が求めていることです。そして、平和で差別のない社会でこどもが育つように志向していくこと自体が、命を次の世代につなぎ、持続可能な社会につながります。

こどもたちの権利を守っていくことは、未来へつながっていくことを市民全員が「わかちあえるまち」を目指します。

2 こども・若者の生きる力を引き出すために

かつて、地域にはこどもから大人になる過程で、必要な知識や技術を習得するための地域行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体でこどもが成長し大人になっていくための取組が少なくなっています。また、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、こども・若者が自己肯定感や生きる力を育むことができる居場所づくりを進めていくことが求められています。

安心できる居場所、信頼できる大人との出会い、学びの機会、様々な体験等を提供し、「このまちで 育つてよかった」と実感してもらえるまちを目指します。

3 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

子育てをめぐる環境は、厳しさを増しています。こどもが生まれたり誰にでも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、こどもとの関わりの中で、親としての自覚が生まれ、役割を学びながら親自身もこどもと共に成長していきます。しかし、核家族化や晩婚化が進み、少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも少なくなっています。とりわけ、妊娠中から出産後の早い時期には、育児の不安感や孤立感を感じやすく、こどもの虐待防止の観点からも、地域における親支援が求められています。

子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、「このまちで 育ててよかった」と実感してもらえるまちを目指します。

第4章 次世代育成支援行動計画

ここでは、朝霞市で子どもたちが健やかに生まれ育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育ち・子育て支援の取組の方向性を示すとともに、学校や地域などと一体となって取り組むべき子育て支援施策の内容や目標を定めます。

基本目標 1 すべての子ども・若者が幸せを感じ成長できるまち

すべての子ども・若者が、かけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるよう取組を推進するとともに、子ども・若者の安全を守る体制を整えます。

基本方針1-1 子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

施策の方向性

- (1) 子ども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化
- (2) 子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり
- (3) 多様な困難を抱える子ども・若者の救済

基本方針1-2 子ども・若者の意見や権利が尊重されるために

施策の方向性

- (1) 子ども・若者の権利に関する普及・啓発
- (2) 子ども・若者の意見表明・社会参画
- (3) こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

基本目標1

基本方針1-1 こども・若者が心身ともに健やかに成長できるように

現状と課題

近年、本市においては、こども・若者が心身ともに健やかに成長できる環境を整備するための取り組みが進められていますが、依然として多くの課題が残っています。特に、児童虐待やいじめ、非行問題は深刻な状況にあり、こども・若者が直面するリスクは多岐にわたります。市においても虐待相談含む家庭からの相談は、前回計画策定時よりも増えており、相談しやすい体制になったことが理由とも考えられる一方で、早期発見・予防のために関係機関との一層の連携が求められています。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど多様な困難を抱えるこども・若者の支援が急務です。本市の学校環境においても、いじめに関する相談は寄せられており、必要に応じて教育指導課や小中学校と連携対応を図っています。特に、思春期のこどもたちは、自分の感情や社会との関わりに悩むことが多く、適切な支援がなければ心身の成長に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、本市は共働き世帯や核家族化が進む中で、保護者の相談先の不足が指摘されており、子育てへの不安や孤立感を感じる家庭が増加しています。そのため、妊婦から幼児期までの切れ目のない支援体制の確立が求められています。また、こどもの年齢が上がるにつれて、相談できる先がないという調査結果もあり、中高生及びその保護者向けの相談支援体制の**項陸**も急務です。また、交通事故や犯罪に巻き込まれるリスクを低減するための地道な努力も必要です。このような課題に対し、地域全体でこども・若者を見守る体制を強化し、共に支え合う社会づくりが必要です。

基本方針

こども・若者の虐待防止のため、家庭内の要因となる課題を解決するため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

また、こども・若者が心身ともに健全に成長できるよう、学童期や思春期の悩みや不安に寄り添いつつ、いじめや不登校・犯罪からこども・若者を守る取組を進めます。

施策の方向性

(1)こども・若者を虐待やいじめ等の人権侵害から守るための体制強化

①児童虐待予防と防止の取組

児童虐待の防止に向けて、意識啓発活動を行い、養育に不安や課題を抱える家庭への見守りと相談支援を強化します。これにより、虐待の予防や早期発見・対応に努めます。

また、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対して一体的な相談支援を提供する「こども家庭センター」を設置し、福祉、保健、医療、教育などの関係機関と連携した支援を行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
1	DV 相談事業	人権庶務課
	こどもの面前での DV(ドメスティックバイオレンス)は、心理的虐待にあたることから、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、関係機関と連携を図る。	
2	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課
	地域を見守り、地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として活動する民生委員・児童委員への支援を行う。	
3	施設における人権擁護等の体制整備	保育課
	保育所等におけるこどもの人権を守るため、苦情を受け付ける窓口の設置を義務とし、周知を図る。	
4	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	要保護児童対策地域協議会の関係機関がより緊密な連携を図り、児童虐待等を早期に発見し迅速かつ的確に対応する。要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、調整担当者及び関係機関職員等の資質向上に取り組む。	
5	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	健康づくり課 (こども家庭センター)
	広報や駅前での啓発物配布活動などを通じて児童虐待の理解を深めるとともに通告・相談方法を周知し、また、セミナーや啓発パンフレットにより虐待防止意識の高揚を図る。	
6	里親制度の周知	健康づくり課 (こども家庭センター)
	児童虐待等の事情により自宅で暮らせないこどもを預かり、保護者に代わって育てる里親制度を周知するとともに、里親の確保を図る。	
7	家庭児童相談事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	家庭児童相談員等が、子育てに関する悩みをはじめ家庭におけるこどもの養育に関する相談や、こどもからの友人関係に関する悩み等の相談に対応する。	
8	こども家庭センターの設置運営 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の意義や機能を維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」を設置し、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携した支援を行う。	

9	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課
	学校では、校長の指導の下、生徒指導部・教育相談部が中心となり、担任・養護教諭・さわやか相談員・サポート相談員が連携し、児童生徒との日常的な関わり・ふれあい・個人面談・教育相談等の教育活動を通して、早期発見、支援活動等にあたる。 また、虐待が疑われる事案については、関係各課・関係機関に情報提供し、連携を図る。	
10	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課
	仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。	
11	非行防止教室の実施	教育指導課
	各学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動等の予防・根絶を図ることを目的とし、講演会等の取組を実施する。	
12	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課
	生徒指導に関する実質的な課題解決のために、朝霞市生徒指導委員会を開催し、生徒指導に関しての連携を図る。学校間の情報交換をはじめ、非行・問題行動等の対策について協議する。	

②こどもの人権尊重の仕組みづくり

こどもの人権が尊重され、差別やいじめといった人権侵害行為から守られた安心な環境を確保するため、いじめ防止に向けた取り組みを進めます。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
13	こども人権相談事業 ★	人権庶務課
	こども人権相談事業(こども・ほっとそうだん)を年間を通じて実施する。	
14	男女平等推進事業 ★	人権庶務課
	こども・若者が、性と生殖(妊娠と出産)に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての関心を高め、正しい知識が得られるように情報提供の充実に努める。	
15	いじめ防止に対する取組	こども未来課 教育指導課
	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会・関係機関が連携し、いじめ防止及び解決を図るための基本事項を定め、小・中学校への指導・支援を通して、取組の充実を図る。	
16	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得	教育指導課
	男女で協力して、家庭を築くこと、こどもを産み育てることの意義を理解するための教育を行う。	

(2)子ども・若者が犯罪に巻き込まれない社会づくり

①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり

子ども・若者が犯罪被害に遭わないよう、地域住民と協力して見守りパトロールを実施します。また、インターネット犯罪や性犯罪、薬物犯罪などの防止に向けた啓発活動を積極的に行います。さらに、万が一の時に子ども自身が適切に対処できるよう、防犯教育プログラムを学校や警察などの関係機関と連携して実施します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
17	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置する防犯灯に関する工事費を自治会・町内会等に補助する。	
18	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、通学路を含めた道路などに設置した防犯灯の維持管理に関する費用を自治会・町内会等に補助する。	
19	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室
	地域の方々による防犯活動の推進を図るため、防犯パトロールを実施する自主的防犯組織を朝霞市防犯パトロール隊として認定する。	
20	防犯啓発活動	危機管理室
	防犯に対する意識啓発のため、市ホームページでの防犯ニュースの掲載や防犯研修会を実施する。また、青色防犯パトロールを運行し、注意喚起を行う。	
21	青少年健全育成事業における啓発活動	子ども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、駅頭にて啓発リーフレットの配布、機関誌の発行等による青少年を犯罪等から守るための青少年健全育成啓発活動を実施するとともに、地域で子どもを育てる意識を醸成する。	
22	青少年健全育成事業における青少年の見守り活動推進	子ども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携して、青少年を犯罪等から守るため、青少年を守り育成する家の登録及び小学校区後との地図の配布、地域防犯マップ作成講座を実施し、地域で子どもを見守り、育てる意識を醸成する。	
23	防犯ブザーの貸与	教育総務課
	小・中学生全員に防犯ブザーを貸与する。	
24	通学路の安全点検	教育管理課
	通学路の安全対策を図るため、毎年通学路の危険箇所について安全点検を行い、危険箇所について関係各課と協力し、整備や修繕を行う。	
25	交通指導員配置事業 ★	教育管理課
	市内小・中学校通学路に交通指導員を配置し、児童生徒が安全に登下校できるように立哨指導する。	

26	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課
	学校と警察が連携し、犯罪から児童生徒を守るための連絡会を開催する。	
27	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課
	学校付近や通学路をPTAやボランティア等が連携してパトロール活動を行う。	
28	非行防止教室の実施【No.11 再掲】	教育指導課
29	朝霞市生徒指導委員会の開催【No.12 再掲】	教育指導課

②こどもが交通事故に巻き込まれない社会づくり

こどもや子育て家庭が安心して外出できるよう、交通立看板や警戒標識の設置、区画線の引き直しなどを通じて交通環境の充実を図ります。また、こども自身が交通ルールを守り安全に道路を通行できるよう、関係機関と連携し啓発活動や教育プログラムを実施し、正しい交通ルールの指導を行います。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
30	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課
	パネルシアターやビデオ上映等を行い、園児に正しい交通ルールを警察署員が指導する。	
31	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課
	新入学児童を対象に教育用信号機を使った交通安全教育を警察署員、各小学校教員が実施する。	
32	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課
	交通事故防止、交通安全意識の普及を図るため、啓発活動を展開する。	
33	交通立看板、標識等の設置	まちづくり推進課
	道路交通環境の整備として、交通事故発生箇所などを再点検し、交通安全の確保を行う。	
34	自転車運転免許制度の実施	教育指導課
	朝霞警察署が主体となり、市内小学校4年生児童全員に、自転車運転の試験を行う。その結果、免許を児童がもらい、安全に自転車に乗るよう指導していく。	

(3)多様な困難を抱える子ども・若者の救済

さまざまな悩みや困難を抱える子ども・若者をサポートするため、相談体制を整備し、関係機関との連携を強化することで、困難の解決を図ります。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
35	子ども人権相談事業【No.13 再掲】 ★	人権庶務課
36	多様な性の周知・啓発 ★	人権庶務課
	誰もが持ち合わせている性のあり方を正しく理解し、偏見や差別等を助長することがないように、多様な性を尊重するという視点に立った周知・啓発をすることで、市民の意識醸成を図る。	
37	こどもの居場所づくり支援事業 ★	こども未来課
	こどもに対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行う事業者等に対し、運営に必要な経費の一部を補助する。	
38	生理用品配布事業 ★	こども未来課
	生活に困窮し、生理用品の用意ができない方に対する支援として、身近にある公共施設や学校で生理用品を配布する。	
39	養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	児童の養育が特に必要と判断した家庭に対して、保健師、助産師、ヘルパーなどがその居宅を訪問し、育児及び家事並びに養育に関する助言・指導等を行うことによって、支援対象家庭の養育が適切に行われるようにするもの。	
40	ヤングケアラー支援の充実 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が「ヤングケアラー」と定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされた。ヤングケアラーの各種啓発を行い、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、ヤングケアラーの把握に努め、必要な支援を行う。また、ヤングケアラーの支援者に対する研修を行い、現場で応用・活用できる知識を身につけ、適切な支援の実施につなげる。	
41	カウンセリングの実施	教育指導課
	虐待、いじめ、不登校等の悩みを抱える子どもに対してカウンセリングを実施する。	
42	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課
	小学校1年生及び必要に応じて小学校2年生の通常学級において、児童の学校生活への支援、学習指導、生徒指導を実施するため、学級担任の補助に従事する。	
43	あさかスクールサポーターの活用	教育指導課
	小学校3年生から6年生まで並びに中学校の通常学級における学級担任及び教科担任の補助として、児童生徒の学習指導の業務に従事し、学習内容の基礎基本の徹底を図る。	

44	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課
	保護者や教職員(管理職・養護教諭等)、学校医・学校歯科医・学校薬剤師などがメンバーとなり、児童生徒の健康や体力に関する現状や課題について共通理解を図りつつ、課題を克服するための手立てや方策等について、話し合いをする。	
45	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課
	市内小・中学校の学校教育活動をさらに充実させるため、地域人材の協力により、教科等での学習、部活動を展開する。	

基本目標1

基本方針1-2 こども・若者の意見や権利が尊重されるために

現状と課題

現在、こども・若者がそれぞれの権利を十分に享受し、意見を表明できる機会の整備が重要な課題となっています。多様な価値観や個性を尊重する社会を目指す中で、こどもたちが自己を表現し、社会に参加する機会是非常に重要であり、こどもたちの自己肯定感を培うことにもつながります。

特に、少子化や経済的な影響、新型コロナウイルスによる制約が重なり、こどもたちが自由に遊んだり学んだりする機会が制限され、一人ひとりのこども・若者が自分らしさを見つけだし、仲間と共にゆっくりとこども・若者時代を過ごす権利を保障することが難しくなっている場面も見受けられます。

こども・若者を保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、彼らと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、こども・若者が人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にしていくことが、今後社会には求められます。こども・若者一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、こども・若者が自由に意見を表明し、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会や居場所・仕組みを創っていく必要があります。

基本方針

あらゆる場でこども・若者の権利が尊重され、意見を表す場が確保され、まちづくりに反映される取組を進めます。

また、こども・若者の自由が守られ、学びや遊びを通じて自分らしく育つことができるような社会づくりを目指します。

施策の方向性

(1)こども・若者の権利に関する普及・啓発

こども・若者の権利をテーマに、関係機関と連携し、人権週間や障害者週間において啓発活動を行い、理解を深める取り組みを進めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
47	人権週間における啓発事業 ★	人権庶務課
	国が定める人権週間(毎年12月4日～10日)に合わせ、さまざまな人権問題について、広報、SNS等で周知、啓発を図る。	

48	障害者週間における啓発事業 ★	障害福祉課
	障害者週間は、障害のある方の福祉について国民の関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために国によって定められたもので、障害者週間(12/3～12/9)に市内において啓発事業を実施することにより、障害のある人への理解を促進する。その一環として、市内公共施設において、障害のある人が作成した作品や市内障害福祉施設の活動内容等を展示する。	
49	青少年健全育成事業における啓発活動【No.21 再掲】	こども未来課
50	児童虐待防止に関する意識の普及啓発【No.5 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)

(2)こども・若者の意見表明・社会参画

こどもが自らの視点や意見を持ち、考え、発信する力を育むための教育を推進し、自由に意見を表現できる場を確保します。そして、こどもの意見がまちづくりに反映される仕組みを構築します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
51	こどもモニター ★	市政情報課
	市政に対するこどもの意見や要望を聴取することで、こどもの市政への関心を高めるとともに、こどもの年齢や発達の段階に応じた意見を広く市政に反映させるため、こどもモニターを置く。	
52	環境美化ポスター作品の募集 ★	環境推進課
	環境美化に関するポスターを創作することによって、児童の環境美化に対する関心と意識高揚を図るとともに、これを広く活用して市民に理解と実践を呼びかけることを目的とする。	
53	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保	こども未来課
	青少年健全育成団体に補助金を交付し、団体の活動を支援するとともに、関係機関・学校・地域と連携し、家族や友人と参加できるイベントを開催する。また、作文や標語を募集し、入賞者の発表会・表彰式を行うことにより、こども達が意見を発表する機会を創出する青少年健全育成事業を実施する。	
54	児童館運営事業におけるこども・若者が意見を述べる場の提供	こども未来課
	こどもが自主的に、児童館事業の企画や運営の手伝いを行う児童館ボランティア・実行委員等の実施、また、児童館に意見箱を設置することにより、児童館への意見や要望を自由に述べられる場を提供するとともに、こどもの意見を聴き、こどもの視点や意見を児童館の運営に反映する。	
55	交通安全作品による交通安全啓発事業 ★	まちづくり推進課
	児童の交通安全に対する関心と、意識の高揚を図るため交通安全作品コンクールを実施する。	

56	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課
	道徳が「特別の教科道徳」として教科化するに伴い、『『考える道徳』『議論する道徳』への転換』を推し進める。 こどもの意見や視点を尊重し、「公正・公平」等の道徳的価値を養うことで人権意識を高める。	

(3)こどもの個性の尊重と遊ぶ権利の保障

すべてのこどもの個性が尊重されるよう、相談体制を整えます。また、多様な遊び場を提供し、こどもたちの遊ぶ権利を保障します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
57	多様な性の周知・啓発【No.36 再掲】 ★	人権庶務課
58	児童館運営事業	こども未来課
	児童の健全な成長を目指し、こどもたちが安全にかつ快適に遊び、活動できるよう、こどもたちの安心・安全な居場所として児童館ガイドラインに沿った管理・運営を行う。また、7館目の児童館を新設予定。	
59	育み支援バーチャルセンター事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	育み支援バーチャルセンターを設置し、発達に関して気がかりがある児の療育支援のため、専門スタッフ(小児科医、心理相談員等)と地域スタッフにより、巡回相談や来所型での専門相談、親子グループ等での指導や助言を行う。	
60	公園管理事業、児童遊園管理事業	みどり公園課
	幼児や小学校低学年の遊び場等として、整備の充実を図る。 公園不足地区の解消及び既存公園の質的向上を図る。	
61	冒険遊び場づくり事業	みどり公園課
	「子供の居場所づくり」と「こどもを中心とした地域社会の活性化」に寄与することを目的に、こどもの遊び場づくりの専門職(プレーリーダー)を配置し、適切な安全管理を行いながら、こどもの自由な外遊びを促す機会を提供する。	
62	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得【No.12 再掲】	教育指導課
63	カウンセリングの実施【No.42 再掲】	教育指導課
64	「特別の教科 道徳」の推進【No.56 再掲】	教育指導課

基本目標 2 すべての子ども・若者が夢を思い描けるまち

子ども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流し、将来にわたる夢を思い描くことができるよう、様々な機会の提供や地域の中の子ども・若者の居場所づくりを進めます。

基本方針2-1 子ども・若者が生きる力を育むことができるように

施策の方向性

- (1) 子ども・若者の安心して過ごせる居場所づくり
- (2) 子ども・若者の学習支援・キャリア支援の充実
- (3) 子ども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実
- (4) 子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

基本目標 2

基本方針 2-1 こども・若者が生きる力を育むことができるように

現状と課題

現在、こども・若者が夢を描き、自己成長を遂げる環境の整備が重要な課題となっています。近年の社会変化や生活環境の影響により、特に乳幼児や学童期のこどもたちは、豊かな体験を得る機会が減少しています。遊びや学びを通じて自信を育むためには、地域内での安全で自由な遊び場や学習の場が必要ですが、十分な居場所の確保が難しくなっています。

また、地域資源を活用した多様な体験活動の機会が不足しているため、こどもたちが本来持つ好奇心や探究心を発揮できる場が限られています。特に、教育機関においても、学習支援やキャリア支援の充実が求められているものの、個々のニーズに応じたきめ細やかさが不足している現状があります。

さらに、地域活動や社会参画の機会が十分に提供されていないことも問題です。農業体験や地域イベントへの参加を通じて、こどもたちが地域とつながり、自分の役割を見つけることができる場を提供することが求められています。これを通じて、彼らが「朝霞で育ってよかった」と実感できるようにするためには、地域全体での取り組みが不可欠です。

このような課題に直面しているこども・若者が、安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる機会を持ち、自分の夢を思い描くことができる環境づくりが必要です。

基本方針

朝霞市で生まれ、育つこども・若者が、様々な経験を通して自信を身につけ、将来にわたる夢を描きながら、次世代を担う人材として成長し、「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえるよう、地域の人たちとともに、こども・若者の生きる力を育みます。

施策の方向性

(1)こども・若者の安心して過ごせる居場所づくり

こども・若者が地域社会で自由に遊びを体験し、豊かな人間性や社会性を育むため、健全な成育環境を確保します。そのために、児童館や公園の充実、学校体育施設の開放を進めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置つけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
65	こどもの居場所づくり支援事業【No.35 再掲】 ★	こども未来課
66	児童館運営事業【No.58 再掲】	こども未来課
67	放課後児童クラブ事業	保育課
	仕事や疾病等で放課後に児童を保育できない場合に、保護者に代わって、児童を放課後児童クラブで保育する。また、入所保留児童解消のために、各種施策の検討を行う。	

68	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60 再掲】	みどり公園課
69	冒険遊び場づくり事業【No.61 再掲】	みどり公園課
70	放課後こども教室	生涯学習・スポーツ課
	放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりの推進を図るため、朝霞市放課後こども教室を実施する。	
71	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課
	小中学校の運動場、体育館を開放し、こどもの心身の健康づくりをサポートする。	
72	博物館運営事業 ★	文化財課
	郷土の歴史を語る様々な資料を調査・収集・保存し、展示や教育普及事業において活用を図ることで地域の歴史や文化への理解と認識を深め、生涯学習の場として、いつでも誰もが学べる学習機会が市民に提供できるよう博物館運営を行う。	
73	公民館運営事業 ★	中央公民館
	市民が教養や健康の維持向上を図ることができる地域における学びの場として、実際の生活に即した各種事業や必要な図書の確保を行うとともに、利用者が相互の理解を深めることができるよう公民館運営を行う。	
74	図書館におけるこども向け事業	図書館
	こどもを対象に、良書を読み、楽しむ機会を提供するため、おはなし会や読み聞かせなどを実施する。	

(2)こども・若者の学習支援・キャリア支援の充実

こども・若者が平等に学び、将来の夢を描ける環境を整えるため、あさか・スクールサポーターなどの配置により、個別のきめ細かな指導を充実させ、外部指導者による支援で心身の向上に努めます。また、生活困窮者に対する学習支援事業などを通じて、すべてのこども・若者が学習できる環境を提供します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
75	朝霞市生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 生活援護課 こども未来課
	生活困窮家庭やひとり親家庭の環境において、学習が進んでいない中学生・高校生及びその保護者を対象に、居場所づくりや高等学校への進学、中途退学防止のための学習教室を開催するほか、家庭訪問等の必要な支援を行う。	
76	少子化対策事業 ★	こども未来課
	結婚を誠実に希望する独身男女に対して、埼玉県が実施している公的な結婚支援センター(恋たま)を活用して出会いの機会を提供する。	

77	入学準備金・奨学金貸付事業 ★	教育管理課
	小学校、中学校の入学準備の資金を希望する児童・生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	
	高等学校、大学に入学を希望する学生及び生徒の保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	
	高等学校、大学に在学中の学生に奨学金を貸与する。	
78	朝霞市小学校低学年複数担任制事業【No.42 再掲】	教育指導課
79	あさかスクールサポーターの活用【No.43 再掲】	教育指導課
80	朝霞市地域人材活用支援事業【No.45 再掲】	教育指導課

(3)こども・若者の多様な遊びや体験ができる機会の充実

地域資源を活用した多様な体験活動を企画し、体験の機会を充実させます。また、地域の関係機関と連携し、さまざまな遊びを提供します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
81	農業体験事業	産業振興課
	市内の農家の協力のもと、都市農業への理解を深めるため、芋ほり、田植えなどの体験を通じて地域との交流を図る。	
82	環境美化ポスター作品の募集【No.52 再掲】 ★	環境推進課
83	障害スポーツ・レクリエーション事業 ★	障害福祉課
	スポーツ・レクリエーションを通じて、障害のある人が楽しく社会参加できるようにする。	
84	青少年健全育成事業における発表・体験機会の確保【No.53 再掲】	こども未来課
85	児童館運営事業【No.58 再掲】	こども未来課
86	保育園園庭解放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課
	保育所の遊びを通して未就園児の子育て家庭を支援するため、公立保育所の園庭を開放する。	
87	健康増進センターにおける運動体験事業 ★	健康づくり課
	市民の健康の増進を図り、もって福祉の向上に寄与するため、温水プール、トレーニングルーム、リフレッシュルームの利用のほか、指定管理者による各種自主事業を実施する。	
88	朝霞市地域人材活用支援事業【No.45 再掲】	教育指導課
89	陸上競技大会等の実施	教育指導課
	体育授業の成果発表の場と学校間交流のため、市内の全小学校6年児童を参加対象とした陸上競技大会を実施する。	
90	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課
	部活動に所属している市内中学生参加する大会。運動部の朝霞地区予選は6月下旬と10月上旬に実施している。	

91	交通安全作品による交通安全啓発事業【No.55 再掲】 ★	まちづくり推進課
92	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60 再掲】	みどり公園課
93	冒険遊び場づくり事業【No.61 再掲】	みどり公園課
94	子ども大学あさか ★	生涯学習・ スポーツ課
	子どもたちに、なぜを追求する「はてな学」、どこを知る「ふるさと学」、よりよく生きる「生き方学」の3分野で、学校で教えないような課題にやさしく答える講義等を実施する。	
95	市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・ スポーツ課
	スポーツ振興と市民の親睦、健康増進を図るため、小学生・中学生及び市民等を対象に、市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等を開催する。 また、都市間交流事業として、越生町との共催でハイキング大会を開催する。	
96	放課後こども教室【No.70 再掲】	生涯学習・ スポーツ課
97	学校体育施設の開放【No.71 再掲】	生涯学習・ スポーツ課
98	博物館、旧高橋家におけるイベント・体験講座の開催 ★	文化財課
	郷土の歴史を語る様々な資料を調査・収集・保存し、展示や教育普及事業において活用を図ることで地域の歴史や文化への理解と認識を深め、生涯学習の場として、いつでも誰もが学べる学習機会を市民に提供している。	
99	子育て(育児)講座	中央公民館
	人間形成に大切な乳幼児期についての知識を習得し、また、同じ世代の子どもを持つ保護者同士の交流等を通して子育ての悩みや育児不安の軽減と仲間づくりを促進する。	
100	図書館におけるこども向け事業【No.74 再掲】	図書館
101	赤ちゃんからの読書活動支援とブックスタート事業	図書館
	乳児と保護者に絵本の読み聞かせを行い、乳児一人一人にファーストブックとなる絵本を配布するブックスタート事業と、それに先立ち妊娠期の母子と家族を対象とする「プレママ・パパ絵本講座」、ブックスタートのフォローアップ講座「赤ちゃん和妈妈・パパのおはなしタイム」を実施する。各事業を通じて、絵本を読む楽しさを伝えるとともに、親子の絆を深め、こどもの健やかな成長に絵本が有用であることを啓発する。また、読み聞かせ事業「うさみみタイム」等にもつなげ、乳幼児期から読書活動の推進を図る。	
102	図書館における青少年向け事業 ★	図書館
	青少年を対象に、読書活動を推進を図る。	

(4)子ども・若者の地域活動・社会参画機会の充実

農業体験や社会体験チャレンジ事業、その他の地域イベントを通じて、子ども・若者の地域活動や社会参画の機会を増やしていきます。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
103	児童館における地域交流事業	長寿はつらつ課 子ども未来課
	老人福祉センターや福祉作業所、自治会や地域ボランティア、保育園や学校等との様々な交流事業を通じて、多様性を学ぶ機会を提供するとともに、世代を超えた子育て支援を推進し、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成する。	
104	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課
	地域における奉仕活動、体験活動等を展開し、心豊かな青少年の育成を図るとともに、地域で子供を育てる意識を醸成し、地域の教育力の活性化を図る。	
105	社会体験チャレンジ事業	教育指導課
	生徒の進路意識の高揚を図るため、社会体験チャレンジ事業(地域で3日間の職場体験活動)を行う。	
106	朝霞市地域人材活用支援事業【No.45 再掲】	教育指導課
107	市民総合スポーツ大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催【No.95 再掲】	生涯学習・スポーツ課

基本目標3 すべての子ども・若者が安心して子育てできるまち

保護者が妊娠・出産から子育ての期間を通じて切れ目なく支援を受けながら、子育てに対して過度に不安や負担を感じることがないように、地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

施策の方向性

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子育てに関する相談体制の充実

基本方針3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために

施策の方向性

- (1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援
- (2) ひとり親家庭等の支援
- (3) 発達の違いや障がいがある子ども・若者への支援
- (4) 外国につながりのある子どもと保護者への支援

基本方針3-3 子育て家庭が住み続けたいまちにするために

施策の方向性

- (1) 子育てがしやすいまちづくり
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
- (3) 子ども・子育てに温かい(地域)社会への機運醸成

基本目標 3

基本方針3-1 ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために

現状と課題

現在、子ども・若者が安心して育つための環境づくりが急務となっています。特に、市外からの転入や共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関する支援が不足している現状が浮き彫りになっています。多くの保護者が、周囲に相談できる相手がいないことから、育児に対する不安や孤立感を抱えがちです。アンケート調査の結果、子どもが成長するにつれて相談先が減少する傾向があり、特に生活が困難な家庭では、小学5年生の保護者の4人に1人、中学2年生の保護者では4割以上が相談できていないといった、相談支援体制における課題が浮き彫りとなりました。

これに対処するためには、妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。子ども家庭センターなどのワンストップ拠点を設置し、保護者一人ひとりに寄り添った伴走型の相談支援が重要です。また、特に新しく転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるための仕組みを整備し、相談機会を増やすことが求められています。

基本方針

子育て情報が容易に入手でき、相談窓口を明確化するなど、子育てに係る不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康確保及び増進に努めます。

施策の方向性

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実

子ども家庭センターを設置し、保護者の窓口として関係機関と連携することで、妊娠期からの包括的で切れ目のない子育て支援と相談体制を提供します。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
108	児童館運営事業【No.58 再掲】	子ども未来課
109	妊娠期からの包括的な子育て支援 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)で、保健師等の専門職がすべての妊産婦等を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦に対して切れ目のない支援の実施を図る。	健康づくり課 (子ども家庭センター)
110	家庭児童相談【No.7 再掲】	健康づくり課 (子ども家庭センター)

111	こども家庭センターの設置運営【No.8 再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
112	養育支援訪問事業、子育て世代訪問支援事業【No.39 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
113	栄養相談事業 乳幼児期や児童期の食生活の不安や疑問に対応するため、随時、来所や電話での個別栄養相談を実施。	健康づくり課 (こども家庭センター)
114	母子保健相談事業 妊娠期から妊娠・出産・育児に関して訪問・面接・電話等での保健師・栄養士・助産師等が個別の相談を受け、こどもとその保護者の健康の保持・増進のための支援を実施する。	健康づくり課 (こども家庭センター)
115	母子健康手帳交付事業 子育て世代包括支援センターで妊娠の届出時に母子手帳を交付する。	健康づくり課 (こども家庭センター)
116	妊婦健康診査 母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査助成券の交付を行い、その費用の一部を助成し、妊娠期の健康管理を勧める。	健康づくり課 (こども家庭センター)
117	乳幼児健康診査 乳児(4か月・10か月)及び幼児(1歳6か月・3歳)に対する健康診査及び保健指導を実施する。	健康づくり課 (こども家庭センター)
118	歯科保健事業 幼児に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、教育を行う。	健康づくり課 (こども家庭センター)
119	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業 医師会と連携し、救急指定病院等をローテーションして小児救急医療を実施する。	健康づくり課 (こども家庭センター)
120	未熟児養育医療費給付事業 入院医療が必要な未熟児に対し、医療費の給付を行う。	健康づくり課 (こども家庭センター)
121	各種予防接種の実施 こどもを対象に、定期的に予防接種を実施。	健康づくり課 (こども家庭センター)
122	早期不妊検査、不育症検査、早期不妊症治療助成事業 ★ 晩婚化の進展に伴い、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり、妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、こどもを望む夫婦に対し、不妊に係る費用の負担軽減を図り、もって少子化社会対策に資することを目的とする。	健康づくり課 (こども家庭センター)
123	母子健康教育事業 母性または乳幼児の健康の保持増進に必要な知識や技術について、集団や個別で相談および教育を行う。	健康づくり課 (こども家庭センター)

124	ファミリー・サポート・センター事業	健康づくり課 (こども家庭センター)
	こどもを預けたい人からの依頼に対し、アドバイザーがこどもを預かる人を斡旋する。こどもを預けたい人、こどもを預かりたい人、両方をしたい人の会員登録するための説明会を開催し、受講が完了した人の会員登録の管理を行う。	

(2)子育て支援の充実

ショートステイ事業やファミリー・サポート・センター事業、子育て支援事業を通じて、子育てに伴うさまざまな負担を軽減し、保護者のリフレッシュを促進する取り組みを行います。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
125	こども医療費の助成	こども未来課
	対象となるこどもに対し、医療費を助成する。	
126	児童手当の支給	こども未来課
	子育て世帯に対して、児童手当を支給する。	
127	児童館運営事業【No.58 再掲】	こども未来課
128	子育て支援センター事業	保育課
	子育て中の保護者と児童を対象に、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談を受けるほか、各種事業を実施し、子育てサークルに活動場所を提供するなど支援する。	
129	保育園園庭解放・いっしょに遊ぼう保育園で【No.86 再掲】	保育課
130	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	健康づくり課 (こども家庭センター)
	保護者の疾病や仕事等により、こどもを養育することが困難になった場合に、一時的に市内の里親宅でそのこどもの預かりを行う。	
131	こども家庭センターの設置運営【No.8 再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
132	養育支援訪問事業、子育て世代訪問支援事業【No.39 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
133	ファミリー・サポート・センター事業【No.125 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)

(3)子育てに関する相談体制の充実

相談体制を充実させるため、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成事業、家庭教育学級の支援など、多様な困難に対応できる事業を展開します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
134	女性総合相談	人権庶務課
	女性総合相談事業を年間を通じて実施する。	
135	子育て支援センター事業【No.128 再掲】	保育課
136	子育て相談	保育課
	子育て中の保護者を対象に、子育て支援センターにおいて乳幼児の育児に関する相談を受ける。	
137	家庭児童相談事業【No.7 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
138	こども家庭センターの設置運営【No.8 再掲】 ★	健康づくり課 (こども家庭センター)
139	栄養相談事業【No.109 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
140	母子保健相談事業【No.110 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
141	乳幼児健康診査【No.113 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
142	母子健康教育事業【No.124 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)

基本目標 3

基本方針3-2 様々な困難を抱える子育て家庭に切れ目のない支援を提供するために

現状と課題

現在、すべての子ども・若者が安心して育つための支援が重要な課題となっています。障害の有無、家庭環境、経済的要因、言語的な背景によって、子どもたちが不利益を被ることなく、その能力や可能性を最大限に引き出せる環境が求められています。

本市が実施した「こどもの生活に関するアンケート調査」では、埼玉県と比較して生活困難層の割合は低くなっていますが、経済的困難を抱える家庭が一定数存在することが明らかになりました。こどもの貧困は、こどもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入など次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援に確実に取り組む必要があります。

発達の遅れや障がいを持つ子どもたちに対しては、「ソーシャルインクルージョン」の理念のもと、教育・福祉・保健・医療の各分野が連携し、早期発見や療育を行う体制の充実が求められています。また、本市では外国籍市民人口、外国籍児童生徒数ともに増加傾向にあり、外国につながるのこどもとその保護者への支援も不可欠です。日本語指導や学習支援、生活に関する情報提供が不足しており、異なる文化を持つ家庭が地域社会で安心して生活できるようにするためのサポートが求められています。

基本方針

障害の有無や家庭環境、経済的要因や言語などの違いにより、こどもが不利益とならず、その子の持つ力や可能性を最大限に伸ばしつつ、豊かで充実した生活が営めるよう支援を進めます。

施策の方向性

(1) 経済的困難を抱える家庭と保護者への支援

子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに生活し、意欲的に学習や活動に取り組めるよう、また保護者が安心して生活できるように、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援に取り組めます。

関連事業 ★・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
143	就職支援(就職支援相談、合同就職面接、就労者支援講座事業) ★	産業振興課
	就職支援相談やセミナーの実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職ができるよう支援を実施する。	
144	朝霞市生活困窮者等学習支援事業【No.75 再掲】	福祉相談課 生活援護課

		こども未来課
145	生活保護進学準備給付金の支給	生活援護課
	生活保護世帯に属するこどもが大学等に進学した場合、新生活を始める支援をすることを目的に、給付金を支給する。	
146	生理用品配布事業【No.38 再掲】★	こども未来課
147	放課後児童クラブ保育料の減免★	保育課
	放課後児童クラブの利用者のうち、保護者の世帯が生活保護法の規定により保護を受けている場合又はそれに準ずる場合等、児童クラブに2人以上の児童が入所している場合、居住する家屋等が災害等により著しい損害を受けた場合などにおいて、申請に基づき放課後児童クラブ保育料の減免を行っている。	
148	母子施設入所	健康づくり課 (こども家庭センター)
	母子の保護及び自立の促進のための生活指導を行う。 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設への入所支援を行う。	
149	官民の賃貸住宅ストックの活用の推進	開発建築課
	住宅セーフティネット法の基本方針を踏まえ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の活用を推進する。	
150	水道料金の減免★	下水道総務課
	近年、コロナ禍に続き物価高騰に伴う生活費等の上昇により家庭等の経済的負担が増加していることから、特に影響が大きいと考えられる生活保護受給者及び児童扶養手当受給者を対象に水道料金の減額を行う。	
151	入学準備金・奨学金貸付事業【No.77 再掲】★	教育管理課
152	小・中学校教育扶助事業	教育管理課
	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を支給する。	

(2)ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭の生活安定と自立を促進するため、個々の実情や具体的な相談内容を踏まえ、受けられる支援制度を案内します。また、「ひとり親家庭等医療費の助成」や「ひとり親家庭への自立・生活支援事業」を通じて、経済的な負担を軽減します。

関連事業 ★…本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
153	朝霞市生活困窮者等学習支援事業【No.75 再掲】	福祉相談課 生活援護課 こども未来課

154	ひとり親家庭等相談事業 ★	こども未来課
	ひとり親家庭等の相談窓口として、休日や夜間にも相談できる電話、ビデオ通話アプリやメールによる相談窓口を設置し、また、こども未来課窓口には、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等への相談支援による精神的な支援、自立のための経済的支援相談や情報提供などにより、ひとり親家庭等の支援を図る。	
155	児童扶養手当の支給	こども未来課
	ひとり親家庭等に、生活の安定と自立支援を図るため、所得に応じて児童扶養手当を支給する。	
156	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課
	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
157	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課
	母子家庭及び父子家庭の親に、能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給する。 母子家庭及び父子家庭の親に、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格を取得するため、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	
158	ひとり親家庭等への進学支援事業 ★	こども未来課
	ひとり親家庭等へ高等学校及び大学進学の際、受験料及び模試費用給付金等を支給する。また、小学校に入学を予定しているこどもを持つひとり親家庭の父、母に入学準備に必要な経費の一部を支給する。	
159	母子施設入所【No.148 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
160	水道料金の減免【No.150 再掲】 ★	下水道総務課
161	小・中学校教育扶助事業【No.152 再掲】	教育管理課

(3)発達の遅れや障がいがあるこども・若者への支援

障害のあるこどもが安心して生活できるよう、教育、福祉、保健、医療の関係機関が連携し、総合的な支援が必要です。保健活動の一環として、妊産婦や乳幼児健診での疾病の早期発見・療育に努め、「発育発達相談」などの相談体制を充実させます。また、親子グループでの活動を促進し、障害のあるこどもや保護者同士の交流機会を拡充します。さらに、障害の有無にかかわらず共に育ち合う環境を整えるため、保育所や小・中学校における障害のあるこどもへの保育や教育、放課後の居場所の提供を充実させていきます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
162	障害者週間における啓発事業【No.48 再掲】 ★	障害福祉課
163	身体障害者・知的障害者援護	障害福祉課
	ケースワーカーにより、身体障害者手帳・療育手帳に関する相談・援護を行う。	

164	障害児福祉手当	障害福祉課
	身体又は精神(知的)の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の方に対し負担の軽減を図るため、手当を支給する。	
165	特別児童扶養手当	障害福祉課
	精神または身体に一定の障害がある20歳未満のこどもを育てている方のうち、主として生計を維持する方への経済的支援を図るため、手当を支給する。	
166	重度心身障害者医療	障害福祉課
	重度心身障害者やその家庭に対して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。	
167	難病患者見舞金	障害福祉課
	指定難病医療受給者証等の交付を受けている人に、見舞金を支給する。	
168	障害児通所支援事業	障害福祉課
	未就学の集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童が通所し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応のための訓練などを行う児童発達支援や、小学校1年生から高校3年生までの障害のある児童に対し、放課後や学校の休日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障害のある児童の自立を促進し、放課後等の居場所づくりを行う放課後等デイサービスを提供する。また、保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	
169	生活サポート事業	障害福祉課
	障害のある人・児童やその家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録された民間団体が提供する外出、送迎などサービスに要する費用を補助し、福祉の向上及び介護者の負担軽減を図る。	
170	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課
	重度の障害のある人・児童の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券、バス・鉄道共通カード、自動車燃料費の中から選択制により利用料金を助成する。	
171	日常生活用具支給	障害福祉課
	在宅重度心身障害者(児)の日常生活の便宜と社会適応性を図るための用具を給付する。	
172	補装具の交付・修理	障害福祉課
	身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、日常生活の不自由さを補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理を行う。	

173	紙おむつ支給事業	障害福祉課
	在宅の重度心身障害児に紙おむつを支給することにより、経済的な援護、障害者の衛生維持及び介護者の日常の介護活動の援助を図る。	
174	育成保育事業	保育課
	育成事業を通じて、保育園等で障害のあるこどもの保育を行う。	
175	育み支援バーチャルセンター事業【No.59 再掲】	健康づくり課
176	未熟児養育医療費給付事業【No.120 再掲】	健康づくり課
177	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課
	障害のある幼児、児童及び生徒に関し、適正な就学支援を行うための相談会の実施を行う。	

(4)外国につながるのあるこどもと保護者への支援

外国につながるのあるこどもに対して、日本語の指導や支援、学習支援、就園・就学支援を行い、さらに保護者を含む子育てや生活に関する支援を提供します。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置つけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
178	外国人世帯の支援	各課
	外国人に配慮した子育て支援の情報提供や利用支援を行う。	
179	多文化共生事業	地域づくり支援課
	多文化推進サポーターを募集・活用して、多言語で情報を発信する。加えて、外国人市民の意見を聞き、国際化推進事業庁内連絡会議で共有する。	
180	日本語指導支援員の配置	教育指導課
	日本語指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する市内小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導支援員の配置を行う。	

基本目標 3

基本方針3-3 子育て家庭が住み続けたくなるまちにするために

現状と課題

子育て中の保護者が交流できる場を設けることは、悩みの解決や支援を得る上で非常に重要です。しかし、現状では地域の子育てネットワークが十分に確立されておらず、保護者同士の交流が少ないために孤立感を抱える家庭が存在しています。

また、公共施設や歩道については、バリアフリー化を進めてきましたが、子育て家庭や子どもたちへのヒアリングで、市内には公共交通へのアクセスがづらいエリアや、交通量が多く歩道が狭い道路など、さらに改善を望む声も出ています。ユニバーサルデザインを意識したまちづくりの推進が必要です。

さらに、地域社会全体で子ども・若者を温かく見守る体制を構築することが求められています。共働き・共育への理解がまだまだ不足しているため、「子どもまんなか社会」を目標に、市全体で子ども・若者を暖かく見守るような支援体制の醸成が必要です。

基本方針

子育て中の保護者同士が交流を持ち、子育ての悩みの解決や子育て経験者による助言や手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子どもや妊産婦、乳幼児を連れた保護者等が安心して外出できるよう、公共施設や歩道等に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進するなど、社会・地域で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成に努めます。

施策の方向性

(1)子育てがしやすいまちづくり

子育てサークルの普及・促進や都市公園、児童遊園地の充実を通じて、子育てしやすい環境を整えます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
181	児童館運営事業【No.58 再掲】	子ども未来課
182	子育て情報の提供 子育てに関する情報を一元化した子育て情報誌を作成し、こどものいる家庭に配布する。また、子育て情報誌の内容を市のホームページに掲載し、情報提供を行うとともに、子育て情報メールで、子育て等に関する情報提供を行う。	子ども未来課
183	放課後児童クラブ保育料の減免【No.147 再掲】 ★	保育課
184	子ども家庭センターの設置運営【No.8 再掲】 ★	健康づくり課 (子ども家庭センター)

185	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業【No.119 再掲】	健康づくり課 (こども家庭センター)
186	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60 再掲】	みどり公園課
187	冒険遊び場づくり事業【No.61 再掲】	みどり公園課
188	家庭教育学級事業補助金 家庭での教育力の向上を図るため、子育てサークル等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。 また、家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	生涯学習・ スポーツ課
	家庭教育学級補助金 家庭での教育力の向上を図るため、PTA等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。 また、家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	
189	家庭教育学級補助金 家庭での教育力の向上を図るため、PTA等の家庭教育学級活動に補助金を交付する。 また、家庭教育学級活動報告集を作成し、各学級の活動を広く紹介し、家庭教育の重要性を啓発する。	生涯学習・ スポーツ課
190	子育て(育児)講座【No.99 再掲】 ★	中央公民館

(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

すべての方が安心して外出できるよう、歩道の整備や公共施設での段差解消を考慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。バリアフリー化の一環として、公共施設のトイレにベビーチェアやベビーシート、授乳コーナーを設置するとともに、民間施設におけるおむつ替えや授乳スペースの情報を提供します。また、こどもが安全に学習できる環境を保障するため、学校施設の整備にも取り組みます。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
191	交通立看板、標識等の設置【No.33 再掲】	まちづくり推進課
192	道路区画線の工事 グリーンベルトや外側線等の新設及び摩耗した区画線の引き直しを行い交通安全の確保に努める。	まちづくり推進課
	都市計画道路整備事業 都市計画道路を整備することで、歩車道の分離を図り、歩行者の安全性の確保を目指す。	
194	公園管理事業、児童遊園管理事業【No.60 再掲】	みどり公園課
195	歩道整備事業 歩行者等の安全を確保するため、歩道の新設や歩道拡幅整備を行う。	道路整備課

(3)子ども・子育てに温かい(地域)社会への機運醸成

すべての方が利用しやすい公共施設の整備に加え、幼児ふれあい推進事業や児童館での高齢者と児童の交流事業を通じて、市全体で子ども・若者を温かく見守る体制を構築していきます。また、共働きや子育てへの理解を普及させ、推進する取り組みにも努めます。

関連事業 ★…本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
296	男女平等啓発事業 ★	人権庶務課
	仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。	
197	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課
	市民の意見・要望を踏まえ、すべての方が利用しやすいよう市内の公共施設の整備を推進する。	
198	朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定事業 ★	産業振興課
	仕事と家庭生活の両立や誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む市内の企業を朝霞市が認定し、その取組の紹介、各種支援等を通して、当該企業が社会的に評価される仕組みづくりを進めることで、市内の企業の働き方の見直しに向けた自主的な取組の促進を図ることを目的とする。	
200	児童館における地域交流事業【No.103 再掲】	長寿はつらつ課 こども未来課
201	青少年健全育成事業における啓発活動【No.28 再掲】	こども未来課
202	朝霞市ふれあい推進事業【No.99 再掲】	教育指導課

基本目標4 すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられるまち

こどもが健やかで幸せに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を実現するため、教育・保育事業や多様なニーズに応じた子育てサービスの提供に取り組むとともに、質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育人材の確保とスキルアップを図ります。

基本方針4-1 教育・保育事業の充実のために

施策の方向性

- (1) 就学前の教育・保育事業の充実
- (2) 放課後児童クラブの充実

基本方針4-2 教育・保育サービスの質を高めるために

施策の方向性

- (1) 多様なニーズにこたえる子育てサービスの充実
- (2) 教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

基本目標4

基本方針4-1 教育・保育事業の充実のために

現状と課題

共働き世代の増加や家庭構造の多様化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、第2期計画においても保育所整備等を進めてきましたが待機児童の解消には至っていません。特に0・1・2歳の低年齢児においては、保育所の利用が難しい状況が続いています。一方で、少子化傾向も進む中、中長期的な施設の活用を意識した確保方策・施設整備を検討していく必要があります。

また、小学校への就学後も、放課後児童クラブの利用が増えており、こちらも入所希望者が多く、定員の維持が求められています。特に、長期休暇中の居場所づくりは大きな課題であり、今後の対策として民間事業者の活用をさらに進める必要があります。

基本方針

共働き世代の増加や家庭構造の多様化により、低年齢のうちから保育所利用のニーズが高まっている状況や、女性の仕事復帰や再就職が円滑に行えるよう、保育サービスの充実を図るとともに、小学校就学後も安心して児童を預けることができるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

施策の方向性

(1)就学前の教育・保育事業の充実

0歳から2歳の保育を行う施設の整備を促進し、低年齢児の受け入れ体制を確保します。3歳から5歳の保育については現在、不足はありませんので、継続的に施設を利用できるよう環境整備を行っていきます。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
203	保育事業	保育課
	仕事や疾病などで、家庭においてこどもを保育できない場合に、保護者に代わって保育園や小規模保育事業での保育を行う。また、待機児童解消のため、適切な定員設定や保育施設の整備を進める。	
204	幼稚園事業	保育課
	県等の認可を受けている私立幼稚園(私学助成)に就園する園児の施設利用費を補助するほか、保育の必要性の認定を受けた保護者に預かり保育補助金を交付する。また、低所得者等に副食費を補助する。	
205	家庭保育室補助事業	保育課
	認可外保育施設で市と指定契約を結んだ施設(家庭保育室)に対する運営費補助を行う。また、保護者に対して、保育料軽減費補助を行う。	
206	認可外保育施設等利用補助事業	保育課
	認可外保育施設を利用する保護者に対し、補助金を交付する。	

(2)放課後児童クラブの充実

既存の放課後児童クラブの定員の維持を図るとともに、利用者の更なる増加が見込まれることから、放課後や長期休暇中の居場所づくりを進めるために、民間事業者の活用など更なる充実に努めます。

関連事業

No	事業名・取組内容	担当課
207	放課後児童クラブ事業【No.67 再掲】	保育課

基本目標4

基本方針4-2 教育・保育サービスの質を高めるために

現状と課題

保育ニーズが高まると同時に働き方やサービスの多様化により、時間外保育や休日保育、病児保育などの利用も増えています。こどもの成長、こどもの幸せを第一に考えながら、保護者が安心してこどもを預けられるよう保育の充実に努める必要があります。

「こども誰でも通園制度」への関心も、アンケート調査の結果をみると、一定程度見られることから、就労要件を問わない預かりについても検討が必要です。このように多様なニーズのこたえていくためには、サービスの拡充はもちろんですが、保育人材の確保と質の向上も同時に求められています。

基本方針

多様化する保育ニーズに対応するための公的保育サービスの充実に図るとともに、こどもや保護者の様々な保育ニーズに対応できるよう、一時預かり事業や緊急サポート事業等の提供体制を充実するとともに、病児保育の提供体制を充実します。

また、こどもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育人材の確保と資質向上に努めます。

施策の方向性

(1)多様なニーズにこたえる子育てサービスの充実

関係機関と連携し、延長保育事業(時間外保育事業)、休日保育事業、病児保育事業等の充実に努めます。また、就労要件を必要としないこども誰でも通園制度についても、実施していきます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
208	延長保育事業	保育課
	保育園を利用する保護者の就労時間の長時間化や通勤範囲の広がり等に伴う、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実に努める。	
209	休日保育事業	保育課
	休日に保護者の就労等で保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を行う。	
210	病児保育事業	保育課
	児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に児童を保育する。	

211	こども誰でも通園制度 ★	保育課
	保育所その他の内閣府令で定める施設において、保育所等に入所していない0歳6月～2歳のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援護を行う。	
212	一時預かり事業	保育課
	保護者の就労、病気、育児疲れ解消(リフレッシュ)等の理由により、家庭での保育が困難な小学校入学前の児童を一時的に保育する。また、指定家庭保育室で、保育所と同様に一時保育を実施している場合、保育料を補助する。	
213	朝霞第五中学校特認校	教育管理課
	小規模校の活性化を図るため、市内すべての小学校から朝霞第五中学校へ通学できるよう特認校制度を設ける。 また、県費負担教職員に加え、教科支援員の活用により、教育の充実を図る。	
214	中学校自由選択制度	教育管理課
	通学区の弾力的な運用を図ることにより、中学校を自由に選択できることで生徒一人ひとりに「生きる力」を育む教育環境の充実を図る。	

(2)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上

多様なこどもの発達や学びの連続性に対応できるような質の高い教育・保育を提供するため、保育士や幼稚園教諭に対する研修機会を拡充します。また、質の高い教育・保育を継続するため、教職員に対する研修機会を拡充します。

更に、保育所・幼稚園から小学校に進学するにあたり、円滑な引継ぎを実現するため、協議会の設置や保育士・教職員同士の交流機会を提供します。年齢や性別を問わず、保育士が継続的に働き続けられるよう、処遇の改善に努めます。

関連事業 ★・・本計画から新たに位置づけた事業

No	事業名・取組内容	担当課
215	保育士研修事業	保育課
	県や関係機関等の主催する各種研修会等への保育士の派遣や、内部での研修会などを開催し、職員等の資質の向上を図る。	
216	保育士等人材確保事業	保育課
	市内の認可保育園や小規模保育施設における保育士等の不足解消及び放課後児童クラブ指導員を確保するため、就職を希望する方(学生・転職・再就職)を対象として、合同の保育園職員・放課後児童クラブ指導員就職相談会を実施する。	

217	公立保育園施設修繕事業 ★	保育課
	公設公営保育園及び公設民営保育園の施設管理及び改修に関する業務を行う。	
218	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課
	「朝霞市幼児教育振興協議会」を中心とし、保育園見学、小学校生活科の授業公開、小学校教員と保育園・幼稚園・こども園の職員との情報交換会等を行い、保幼小の連携を図る。	
219	先進校・研究推進校への視察	教育指導課
	市内小・中学校を対象に研究開発学校を指定し、研究を行ってもらう。研究領域は、各教科等学校教育全般とし、委嘱期間は2年間である。研究発表時市内の小中学校教職員が参加し、研究成果を共有する。 また、市内各小・中学校を対象に校内研修を助成する。 さらに、教員経験年数の5年以上10年未満の教員を対象として指導力向上を目的に、教育奨励費を支給し主体的な研究を支援するとともに、全体研修を行う。	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度の概要

平成 24(2012)年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27(2015)年4月1日から本格施行されました。

子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律※1、関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)※2をいいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。

※1 就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■子育て支援の「給付」と地域子ども・子育て支援事業

◇こどものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園共通の「施設型給付」と、小規模保育事業などへの「地域型保育給付」という、2つの公的な財政支援を行っています。

こどもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区分	内容	対象施設
1号認定	3～5歳の保育を必要としない学校教育のみの児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童	保育所、認定こども園 小規模保育等

◇地域子ども・子育て支援事業

地域や家庭の実情による充実した保育が必要なこどものいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象にした子育て支援を充実させるため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置づけ、その拡充を図ります。

◇子育てのための施設等利用給付

こどものための教育・保育給付の対象外である新制度に移行していない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を3歳から5歳まで(小学校就学前まで)のこどもまたは0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもであって、保育の必要性があるこどもが利用した場合に市町村が費用を支給するものです。

こどもの年齢と保育の必要性の有無によって、3つに区分されます。

区分	内容	対象施設
1号認定	3～5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童	新制度に移行していない幼稚園等
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童	幼稚園預かり保育 認可外保育施設等
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童で住民税非課税世帯の児童	認可外保育施設 一時預かり事業等

2 教育・保育の提供区域の設定

本市においては、教育・保育を提供する施設が市内に均等に整備されており、また、鉄道やバスなどの公共交通機関が充実し、交通の利便性が高いことから、これらの資源の効率的な活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)として、設定します。

3 子ども・子育て支援事業に係る対象人口の見込み

4 計画の設定と進捗管理

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5か年における事業ごとの「量の見込み」及び「確保の内容」を定めて、提供体制や方法、及び実施時期を定めて実施します。また、各年度において、事業の進捗状況を確認しながら、計画の見直しを行います。

5 幼児期の学校教育・保育の提供

乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を進めます。

<実績>

◆入所者数(幼稚園5月1日、その他は4月1日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園				
保育所、認定こども園				
小規模保育事業				
家庭保育室				

<事業の見込みと確保内容>

◆幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定、新1号認定)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (必要利用定員総数)						
②確保の内容	幼稚園、 認定こども園					

◆幼児期の保育【保育所・認定こども園・幼稚園及び預かり保育・小規模保育事業等】

(2号認定、新2号認定、3号認定)

		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)	
		2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号
		0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)											
②確保の内容	幼稚園、 認定こども園										

<確保の方策>

本市の就学前児童数は横ばいで推移しておりますが、保育所や小規模保育事業等の申込者数は増加傾向にあるため、保育所や小規模保育事業等の整備を行い、待機児童の解消に努めます。

さらに、幼稚園の預かり保育事業に補助金を交付することで幼稚園の利用促進を図ります。

また、令和元(2019)年 10 月より幼児教育・保育無償化が開始されたことにより、保育所や幼稚園の3歳児～5歳児クラスの保育料が無料となり、幼稚園については、預かり保育事業の利用料も無償化の対象となるため、保護者のニーズに合わせて幼稚園、保育所、小規模保育事業等の活用を推進します。

6 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 延長保育事業(時間外保育事業)

保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等の状況から、保育時間ニーズを把握し、延長保育の充実を進めます。

<実績>

◆延長保育事業の実施箇所数

実施時間	公設保育所	民設保育所
午後 6 時から午後 7 時		
午後 6 時から午後 7 時 30 分		
午後 6 時から午後 8 時		
計		

◆延長保育事業の実績(人/年)

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
年間利用者数(午後 6 時以降延べ人数)				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み					
②確保の内容					

<確保の方策>

延長保育事業は、各保育所等における保育標準時間として提供される 11 時間の保育時間を超える時間帯に提供される保育であり、各施設において設定している延長時間を含む開園時間は、保護者のニーズに応えることができるようにします。

(2) 放課後児童クラブ

就労等により、昼間家庭に保護者のいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に、保護者に代わって保育の場を提供するものです。

<実績>

◆放課後児童クラブの実績

入所者数(4月1日時点)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1～3年生				
4～6年生				
合計				

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (1～3年生)					
②量の見込 (4～6年生)					
③量の見込 (合計)					
④確保の内容					

<確保の方策>

放課後児童クラブは、市の事業として、小学校の隣接地等に保育室を設置し、実施してきましたが、利用希望者の増加により待機児童が発生していることから、平成29(2017)年度から、民間事業者が運営する放課後児童クラブを誘致しています。今後も引き続き、利用希望者が入所できるよう民間事業者の活用などを検討します。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に里親宅で一時的に児童を預かる事業です。

<実績>

◆子育て短期支援事業の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
年間利用者数(延べ数)	87	58	95	92

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (延べ数)	110	110	110	110	110
②確保の内容 (延べ数)	110	110	110	110	110

<確保の方策>

保護者の様々な理由から児童の養育が一時的に困難となった場合、里親会の協力を得て、児童を受入れていただける里親家庭と委託契約を締結しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問(生後2か月まで)を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

<実績>

◆乳児家庭全戸訪問の実績

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
出生者率				
乳児家庭全戸訪問数				
訪問率(%)				

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込 (訪問人数)					
②確保の内容 (訪問人数)					
③確保の内容 (訪問率)					

<確保の方策>

対象者の把握については、出生後に提出される出生連絡票(お誕生はがき)と生後3か月で出生連絡票が提出されていない家庭の抽出によって行っており、訪問希望のない家庭へも全戸訪問を実施しています。不在の家庭もあり、全数把握には至っていませんが、引き続き訪問を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

養育支援訪問事業は、育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施しています。

要保護児童支援事業は、様々な理由から家庭での養育が困難になっている児童や保護者を支援するため、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために、必要な情報交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行い、迅速な対応ができるようにするものです。

<実績>

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
養育支援訪問日数	2	41	52	44

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込 (訪問日数)	58	58	58	58	58
②確保の内容	58	58	58	58	58

<確保の方策>

養育支援訪問事業を行う際には、こども未来課(児童相談担当)や要保護児童対策地域協議会での検討に基づき、利用決定を行い、訪問先の家庭の理解を得て、養育支援訪問支援員(助産師・保育士・ホームヘルパー等)を派遣します。地域で孤立していたり、子どもの養育に課題があったりする家庭の把握に努め、児童と保護者への支援の充実を図ります。

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、保育所や公共施設などの地域の身近な場所で、子育て中の家庭の交流・育児相談等を行う事業です。

<実績>

◆地域子育て支援センターの利用実績

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用者数				
施設数				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

保育所や放課後児童クラブなどに併設する形で設置された子育て支援センターにおいて、様々な事業を行います。子育て支援センターでは、併設する保育所や放課後児童クラブなどと連携しながら、子育てに関する専門性の高い職員が、各施設の特色ある事業を実施するほか、子育て相談等を行います。

(7) 一時預かり事業

様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。

①幼稚園における在園児対象の一時預かり事業

<実績>

◆幼稚園預かり保育の利用実績

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用者数				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

幼稚園の在園児を対象として、教育時間の前後や、夏休み等の長期休業中に預かり保育を行います。

市では、幼稚園での預かり保育を推進するため、実施時間や利用者数等に応じて、幼稚園に預かり保育事業補助金を交付します。

②保育所等で実施する幼稚園以外の一時預かり事業

<実績>

◆一時預かり事業の実績(保育所等)

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
保育所等				
ファミリー・サポート・センター事業等				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

保育所で行う預かり保育は、保護者の疾病、出産及び親族の介護・看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに利用できる制度です。ファミリー・サポート・センター事業等でも、サポート会員による預かり保育が可能です。また、利用者が「施設等利用給付認定」を受けていて、保育の必要性が認められる方の場合、無償化の対象となる場合があります。

(8) 病児保育事業

児童が急な病気となり、保育所等が利用できず、また、保護者も就労などにより、保育ができない場合に、病院や保育所などに併設される専用の保育室で、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

<実績>

◆病児保育の実績

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用者数(年間)				
利用者数(月平均)				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

病児保育は、児童の病気の急変などを想定する必要があるため、医師が常駐する医療機関に併設する「医療機関併設型」が望ましいと考えます。現在実施している病児保育を継続しながら、市民のニーズの把握を行い、今後も病児保育を確保します。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

<実績>

◆ファミリー・サポート・センター事業(小学校1～6年生)※令和2年度以降は、小学生以外の乳幼児を含む

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
会員数	依頼会員数				
	提供会員数				
利用人数(年間)					
利用人数(日平均)					

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

提供会員の拡大を進めながら、提供する子育ての援助活動の、さらなる質の向上を図るため、提供会員を対象とする研修の充実に努めます。

(10) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

<実績>

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
対象者数				
受信者数				
延べ受信回数				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込 (受診者数)					
②確保の内容 (受診者数)					

<確保の方策>

母子健康手帳に添付された「妊婦健康診査受診票・助成券」により、妊婦健康診査の費用の一部(14 回分)を助成し、妊婦の健康管理の向上を進めています。

(11) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

<実績>

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
母子保健型(施設数)				
基本型・特定型(施設数)				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込 (施設数)					
②確保の内容 (施設数)					

<確保の方策>

妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を目指し平成 29(2017)年 10 月からは子育て世代包括支援センター(保健センター内)を設置し産後ケアを開始しています。

すべての妊婦に対し、助産師や保健師が母子健康手帳を交付し、子育てのスタートをサポートします。妊娠・出産や子育ての悩み、疑問にお答えしたり、育児サービスの情報を提供します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に要する費用(副食費分)について、未移行幼稚園に通う低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。

<実績>

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
対象児童数				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込 (対象児童数)					
②確保の内容 (対象児童数)					

<確保の方策>

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、補助を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

認定こども園特別支援教育・保育経費は、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。

<実績>

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用事業者数				

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込					
②確保の内容					

<確保の方策>

平成 31(2019)年4月に市内の保育所2園が認定こども園に移行し、認定こども園ができましたので、今後、認定こども園特別支援教育・保育経費事業の活用を図ります。

(14) 【新規】子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保の内容	24	24	24	24	24

<確保の方策>

児童相談担当部署や要保護児童対策地域協議会での検討に基づき、利用決定を行い、訪問先の家庭の理解を得て、訪問支援員(ホームヘルパー等)を派遣します。

(15) 【新規】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<事業の見込みと確保内容>

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込	20	20	20	20	20
②確保の内容	-	-	20	20	20

<確保の方策>

他の自治体の状況や実施主体事業者等を調査・研究し、事業の実現に向け努めます。

(16) 【新規】親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

<事業の見込みと確保内容>

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込	48	48	48	48	48
②確保の内容	48	48	48	48	48

<確保の方策>

埼玉県が開催しているペアレントトレーニングの専門的な研修を終了した家庭児童相談員が講師を担い全8回の講座を実施します。

第6章 計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とします。

2 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報やホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

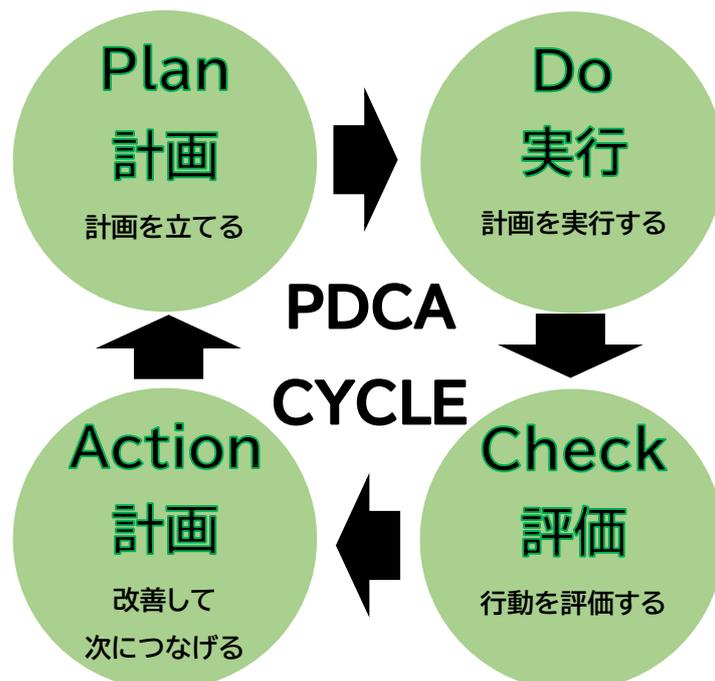
今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。



資料編

1 策定の経過

<令和5(2023)年度>

開催日	会議等	議題
令和5年7月6日 (木曜日)	子ども・子育て会議 (第1回)	(1) 会長及び副会長の選出について (2) こども基本法の概要について (3) 子ども・子育て会議及び部会の運営について (4) 第3期朝霞市・子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和5年7月20日 (木曜日)	子ども・子育て支援 事業計画部会(第1 回)	(1) 自己紹介 (2) 部会長選出 (3) 計画策定部会の狙いと流れ (4) 朝霞市の現状把握(グループ討議)
令和5年8月31日 (木曜日)	子ども・子育て会議 (第2回)	(1) 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理につ いて (2) 第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会の報告につ いて (3) その他
令和5年10月24日 (火曜日)	子ども・子育て支援 事業計画部会(第2 回)	(1) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るア ンケート及びヒアリングの実施について (2) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るア ンケート及びヒアリングの調査票(案)について (3) その他
令和5年11月28日 (火曜日)	子ども・子育て会議 (第3回)	(1) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るア ンケート及びヒアリングの実施について (2) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るア ンケート及びヒアリングの調査票(案)、封筒(案)について (3) 公立保育園の給食費の対応について
令和6年2月13日 (火曜日)	子ども・子育て会議 (第4回)	(1) 子ども・子育て支援事業計画(令和4年度分)の評価につい て (2) その他
令和6年3月25日 (月曜日)	子ども・子育て会議 (第5回)	(1) 子ども・子育て支援事業計画 令和4年度実施事業進捗状 況報告書(案)について (2) その他

<令和6(2024)年度>

開催日	会議等	議題
令和6年5月31日(金曜日)	子ども・子育て会議(第1回)	(1) 第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート及びヒアリングの調査結果・分析について (2) 今後の計画策定のスケジュールについて (3) その他
令和6年7月9日(火曜日)	子ども・子育て支援事業計画部会(第1回)	(1) こども計画への変更について (2) 朝霞市のこどもを取り巻く現状について (3) こども計画骨子案について(グループ討議) (4) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について (5) その他
令和6年7月19日(金曜日)	子ども・子育て会議(第2回)	(1) 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について (2) 第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会の報告及び骨子案について (3) 骨子案の基本理念について (4) その他
令和6年10月22日(火曜日)	子ども・子育て支援事業計画部会(第2回)	(1) こども計画の素案について (2) その他
令和6年11月12日(火曜日)	子ども・子育て会議(第3回)	(1) 子ども・子育て支援事業計画(令和5年度分)の評価について (2) こども計画素案について (3) その他
令和7年 月 日(曜日)	子ども・子育て会議(第4回)	(1) 子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗状況報告書(案)について (2) こども計画案について (3) その他

2 朝霞市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日条例第 51 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 5 号
平成 29 年 12 月 20 日条例第 21 号
平成 30 年 9 月 28 日条例第 20 号
令和 5 年 3 月 27 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 9 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年朝霞市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(平成 26 年条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 29 年 12 月 20 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 30 年 9 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿

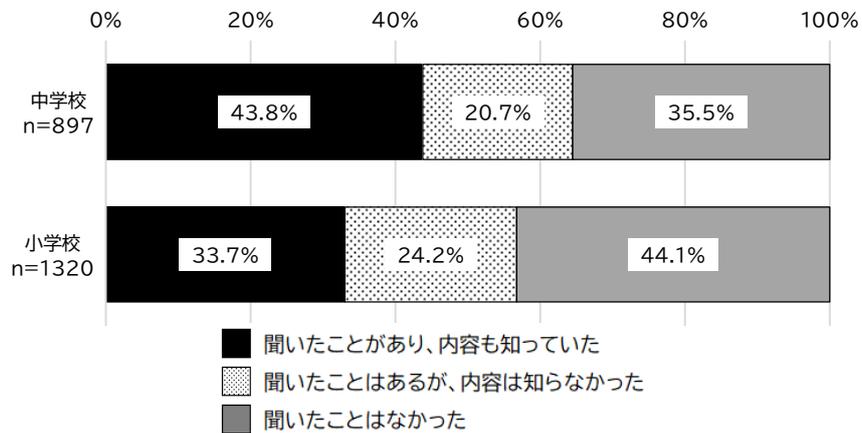
任期:令和5年7月6日～令和7年3月31日

区分	選出団体等	氏名	備考
1号 知識経験を有する者	1 学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣	会長
	2 十文字学園女子大学	鈴木 晴子	副会長
	3 公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名	
	4 朝霞市小中学校校長会	小林 美加	
2号 保護者	5 公営保育園保護者	新井 智美(令和5年度) 宮内 郁恵(令和6年度)	
	6 民営保育園保護者	田島 由華	
	7 幼稚園保護者	鈴木 厚子(令和5年度) 齋藤 文美(令和6年度)	
	8 朝霞市保護者代表連絡会	菅原 慎也(令和5年度) 吉山 隼人(令和6年度)	
	9 朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	坂本 彩香(令和5年度) 矢田 歩(令和6年度)	
3号 子ども・子育て支援に関する 事業に従事するもの	10 朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	金子 雅美	
	11 東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	
	12 朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	
	13 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝	
4号 公募による市民	14 公募市民	神部 陽一	
	15 公募市民	獅子倉 賢治	
5号 その他	16 朝霞市議会議員	本田 麻希子(~12/17) 西 明(2/13~)	
	17 朝霞市民生委員・児童委員協議会	宮永 純子	
	18 連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	19 NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子	
	20 こども会連合会	渡邊 俊夫	
	21 朝霞市青少年育成市民会議会	金子 和人	
	22 朝霞市地区里親会	江川 千佳子	
	23 あさか子育てネットワーク	喜多 陽子	
	24 こどもの居場所ネット	吉村 智代	
	25 児童館利用団体	鶴田 美樹	

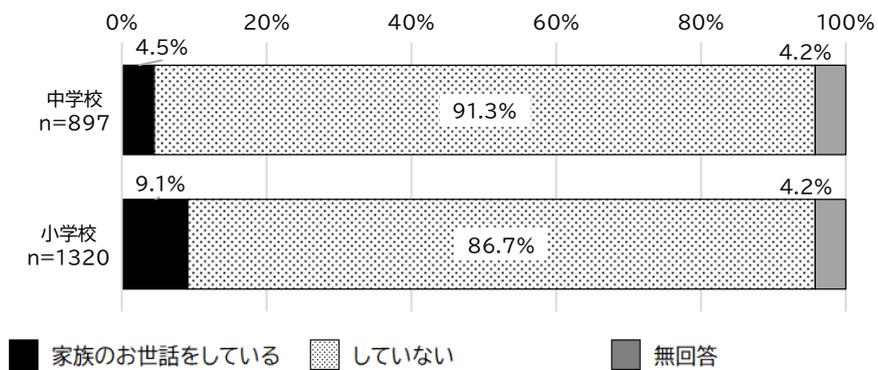
(順不同、敬称略)

4 朝霞市こどもの日常生活に関するアンケート調査(ヤングケアラー実態調査)

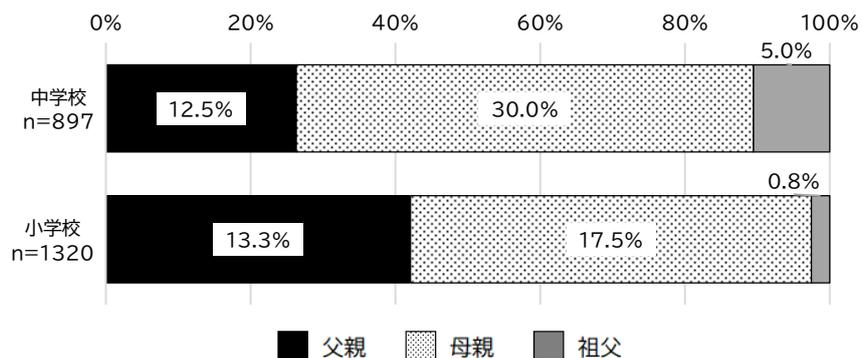
問1 あなたは「ヤングケアラー」という言葉を、このアンケート調査をする前に聞いたことがありましたか。(あてはまるもの1つにチェック。)



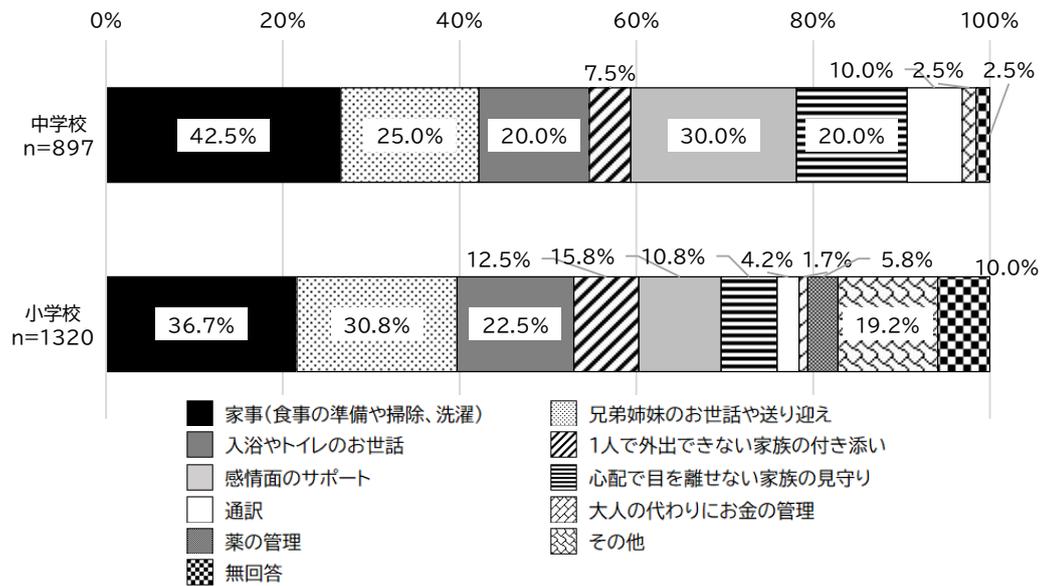
問2 家族のなかに、あなたがお世話をしている人はいますか。(あてはまるもの1つにチェック。)



問3 あなたは誰のお世話をしていますか。(あてはまるもの全てにチェック。)

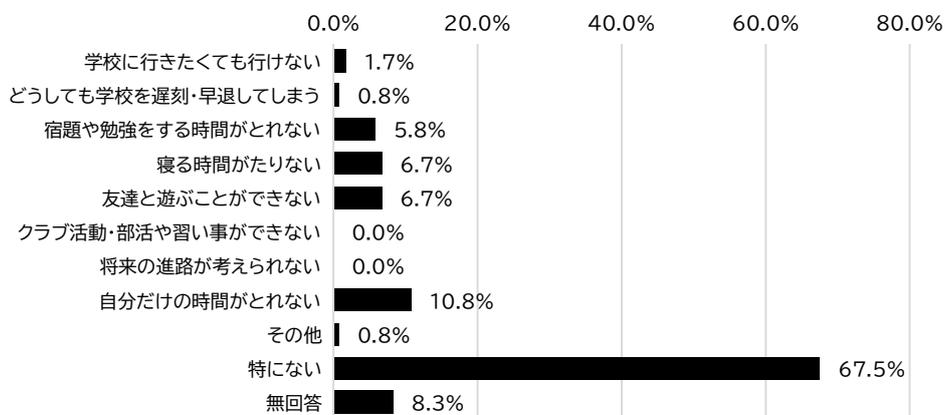


問4 あなたが家族のお世話をしている内容を教えてください。(あてはまるもの全てにチェック。)

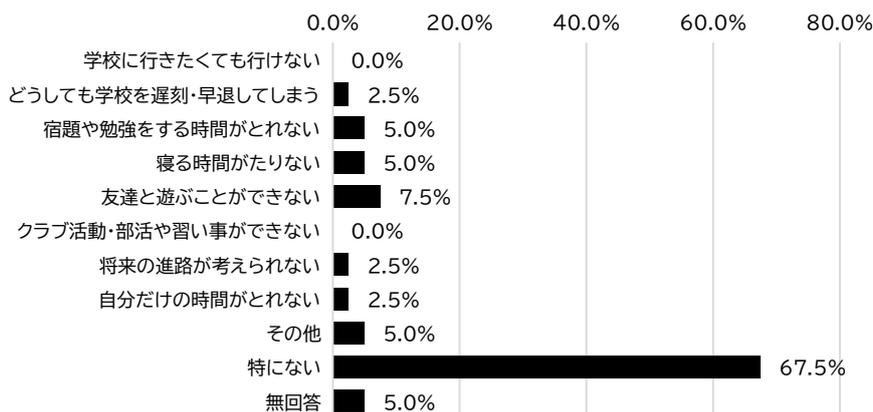


問5 家族のお世話をしているために、あなたがやりたくてもできないことはありますか。(あてはまるもの1つにチェック。)

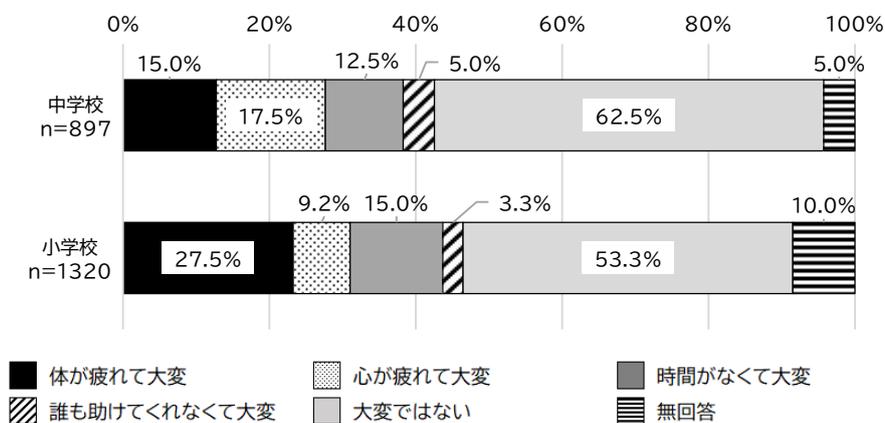
【小学生 n=1320】



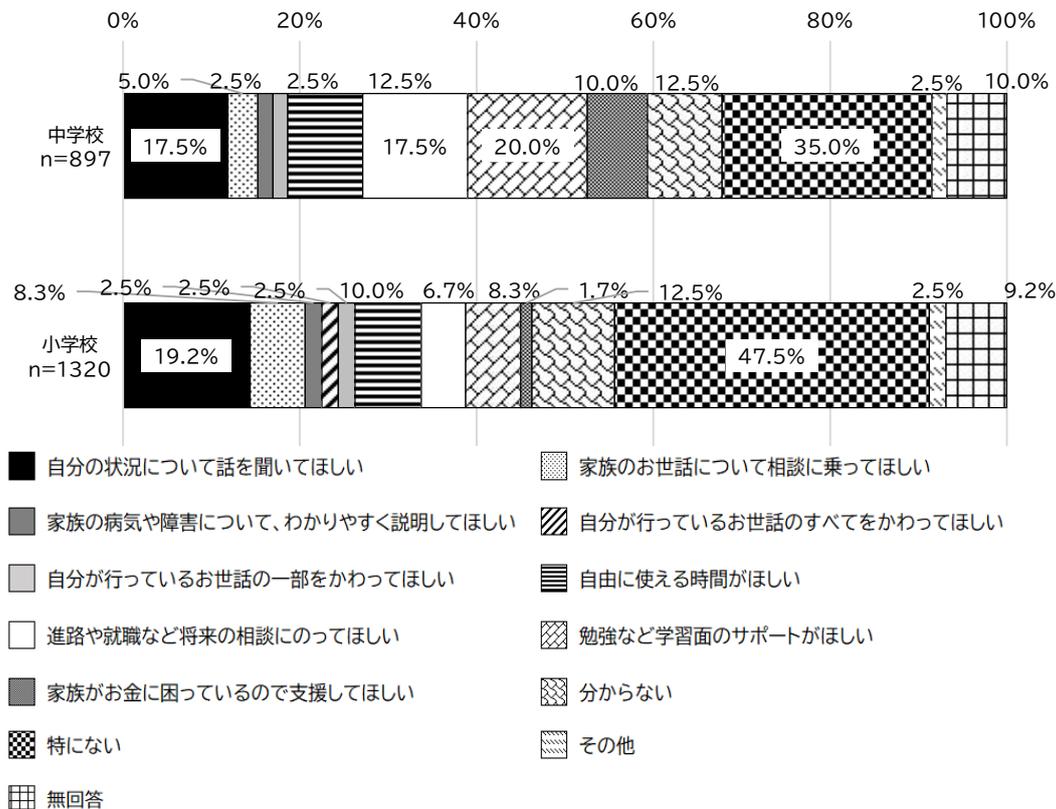
【中学生 n=897】



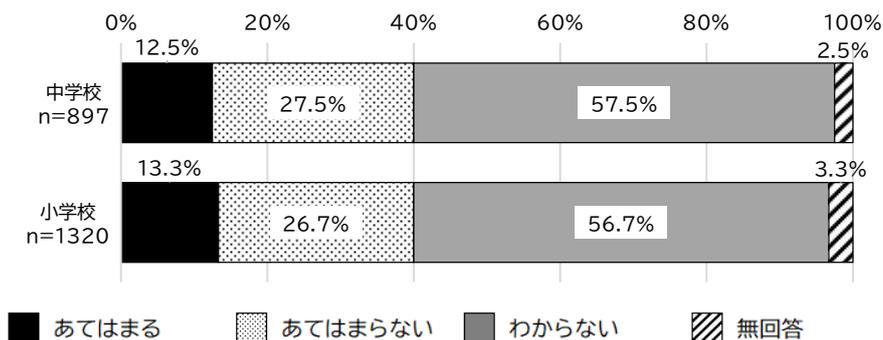
問6 あなたは家族をお世話することに、大変さを感じていますか。(あてはまるもの全てにチェック。)



問7 学校の先生や周りの大人に助けてほしいこと、あったらいいなと思う支援はありますか。(あてはまるもの全てにチェック。)



問8 あなたは自分が「ヤングケアラー」にあてはまると思いますか。(あてはまるもの1つにチェック。)



5. あさか次世代エール支援金で寄せられた意見

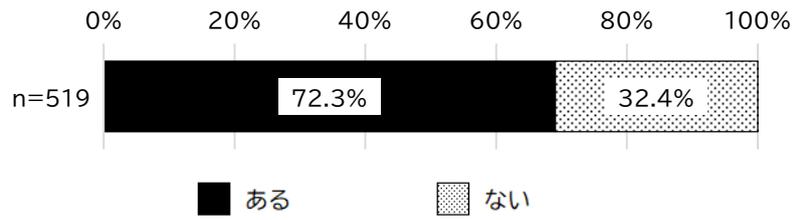
令和4年に実施した、19歳から24歳までを対象とした「あさか次世代エール支援金」では、申請書に「皆さまが考える朝霞市の未来について」として、「今後朝霞市に求めるもの」や「朝霞市がこんなまちになったらいいと思うこと」などを記載していただきました。

全体で8,138件の申請があり、内6,298件(約77%)の方から自分が考える朝霞の未来についてのご意見をいただき、寄せられた意見を24の区分に分類しました。

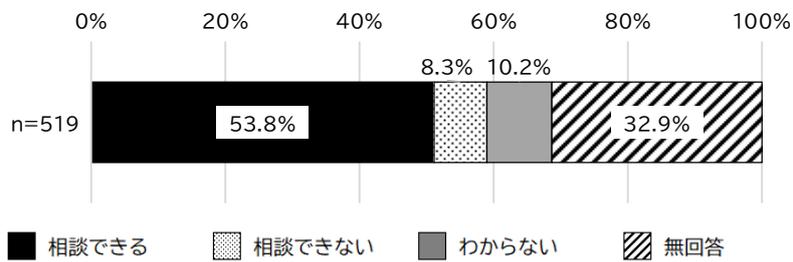
ジャンル	数	割合	主な意見
商業・商業施設	662	10.5%	イオンやららぼーとのような大型施設を作り、遠くに行かずに買い物をしたい
その他の意見	560	8.9%	活気がある街、みんなが幸せに暮らせる街、自然の多い街
子育て	505	8.0%	こどもが遊べる場所の整備、こども向けの手当の補助の拡大
道路	502	8.0%	歩道の拡張、自転車専用道路の整備、坂への対策
観光・シティプロモーション	486	7.7%	都心への利便性など市の魅力をもっと外へ発信してほしい、「住みたい街」No1を目指してほしい
朝霞駅・朝霞台駅	400	6.4%	朝霞駅への急行停車、朝霞台駅へのホームドア設置、朝霞台⇄北朝霞エリアの改善
政策	392	6.2%	手続のデジタル化の推進、投票率の向上、若者への支援の継続
街づくり・交通	336	5.3%	市内循環バスの増便、特定エリア(朝霞駅東口など)の開発
防災・防犯	328	5.2%	外灯設置数の増加、水害対策
地域・世代間交流	318	5.0%	交流できるスペース・機会がほしい(地元の人と転入者、高齢者とこども、外国籍)
スポーツ・生涯学習・図書館	258	4.1%	スポーツ施設の整備、自習スペースの拡大
彩夏祭	234	3.7%	彩夏祭を続けてほしい もっと多くの人に参加してもらいたい 花火が見たい
環境	229	3.6%	ゴミのポイ捨て、街中での喫煙、自然
公園	211	3.4%	朝霞の森のような公園がほしい、ボール遊びのできる公園がほしい
満足	152	2.4%	
学校・教育	141	2.2%	学費や試験受講料への補助 義務教育中の教育の充実
黒目川	130	2.1%	土手の整備 黒目川でのイベント開催
福祉	125	2.0%	若者への家賃補助、高齢者福祉の拡充
産業振興・農業	102	1.6%	地産地消の推進 商店街の活性化、農業振興
公共施設	83	1.3%	駅前駐輪場の整備、市庁舎の立替え
障害・バリアフリー	69	1.1%	障害者差別解消、バリアフリーの充実
働き方	37	0.6%	介護士や保育士などエッセンシャルワーカーへの支援、就職活動について
ジェンダー	33	0.5%	LGBTQやパートナーシップ制度について
特になし	5	0.1%	

6 ひとり親家庭等アンケート調査結果

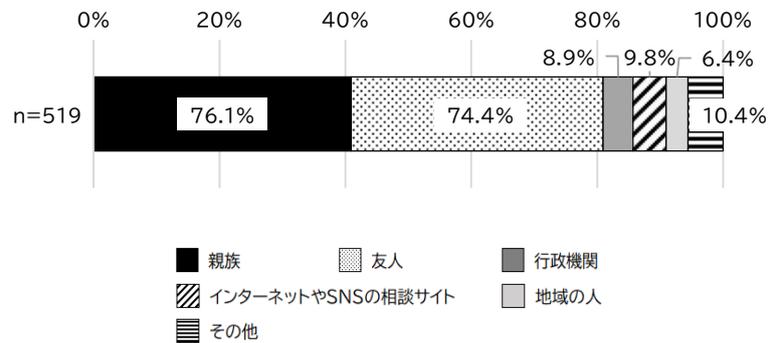
・Q1 あなたは地域の人(※)と交流(つながり)はありますか。



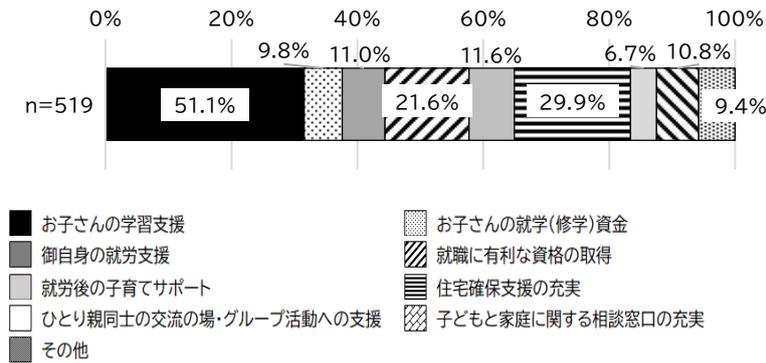
・Q2 Q1で「ある」と回答された方に伺います。交流のある地域の人に、子育てなどの困りごとについて相談することができますか。



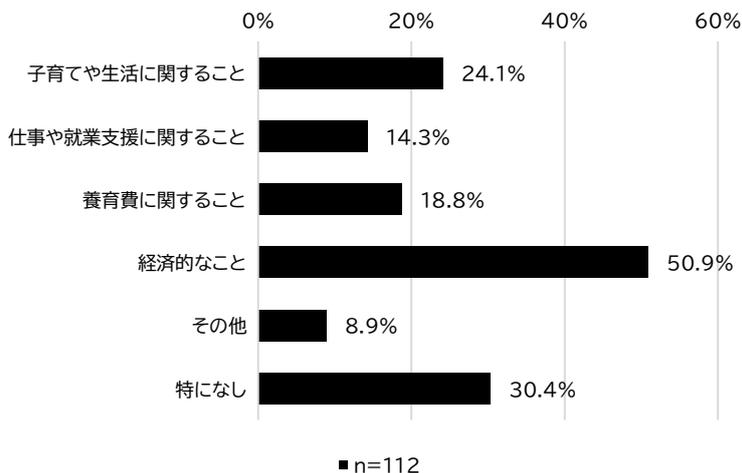
・Q3 子育てなどの困りごとについて、誰に相談しますか？【複数回答可】



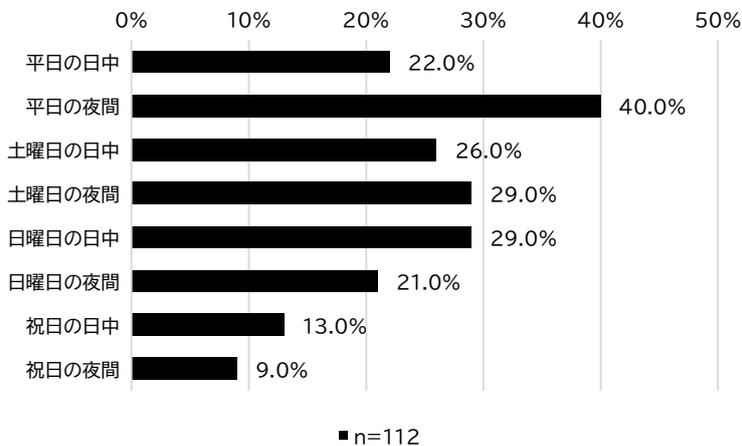
・Q4 今、どのような支援・サポートを必要としていますか。【複数回答可】



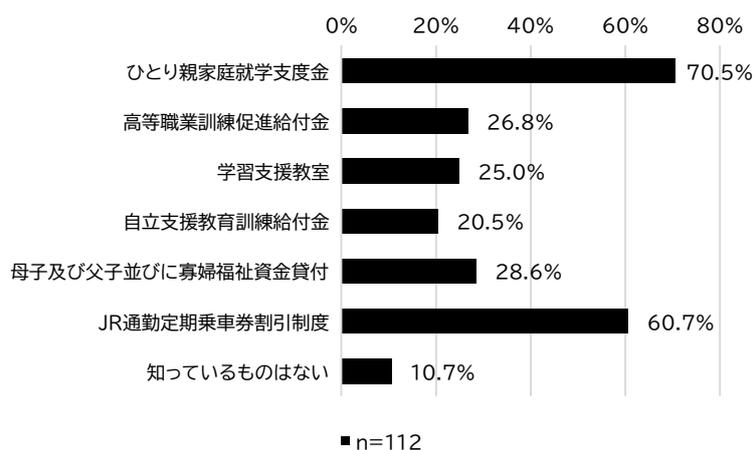
・Q5 現在、子育てや生活、お仕事、経済的なことでお困りのことについて、下記の内容から選択し、お困りの内容について記入してください。【複数回答可】



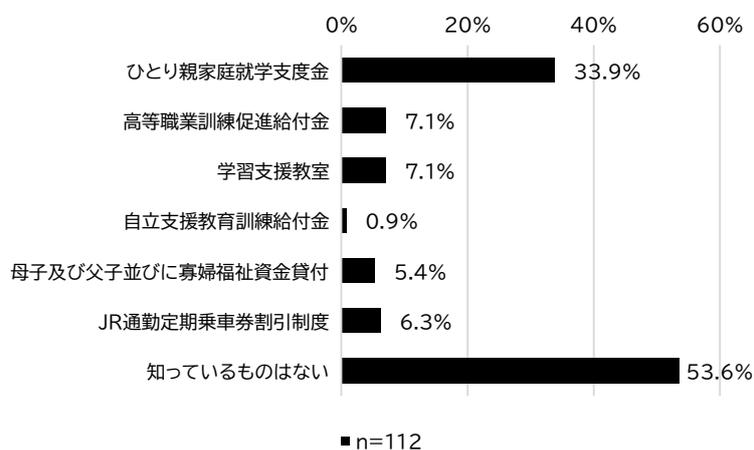
・Q6 お困りのことについて相談しやすい時間帯をお聞かせください。【複数回答可】



・Q7 下記のひとり親家庭への公的機関における制度の中で、知っているものはありますか？【複数回答可】



・Q8 下記の制度の中で、利用したことはありますか？【複数回答可】



7 こども施策を巡る国の動き

(1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

(2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに 令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について 取り組みます。

(3) こども大綱について

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども施策に関する基本的な方針

- | | |
|--|--|
| 1
こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る | 4
良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| 2
こども・若者、子育て担当者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく | 5
若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提とし手若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む |
| 3
こども・若者、子育て担当者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する | 6
施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

(4) こども未来戦略について

若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

- 1 若者・子育て世代の所得を増やす
- 2 社会全体の構造や意識を変える
- 3 すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

8 用語集

か行

家庭保育室

保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児(生後8週間以上)から2歳児までの乳幼児を保育者の家庭等で預かる事業。

ケースワーカー

身体的、精神的、あるいは社会的な面で何らかの課題を持ち、社会生活上に困難を有する人に対して、対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく専門職。福祉事務所や児童相談所などの社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司をケースワーカーと呼んでいる。

子ども・子育て支援法

幼稚園・保育所などの利用料負担や養育支援などを、共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。平成 24(2012)年に成立。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成 27(2015)年4月からスタートした新制度。

子ども・子育て支援関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

こどもの貧困対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策に関する基本理念、国等の責務、こどもの貧困対策の基本となる事項などを定め、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。平成 25(2013)年に成立。

こどもの貧困対策に関する大綱

「こどもの貧困対策推進に関する法律」に基づき、今後政府として解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すもの。重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などが定められている。

さ行

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の流れを変えるための総合的な取り組みを推進するために、平成 15(2003)年に制定された法律。国による取組の方針や、地方公共団体による地域行動計画の策定、企業における従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定などが定められている。

児童虐待

児童虐待は、大きく次の4つに分類される。①身体的虐待(なぐる、けるなど)、②育児放棄/ネグレクト(適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにするなど)、③心理的虐待(言葉によるおどし、脅迫、無視など)、④性的虐待(性的いたずらなど)。

就学前児童

小学校に入学する前の児童のこと。

小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもとで、きめ細かな保育を提供する事業。定員は6～19人で、職員の配置状況や施設環境によりA型、B型、C型に分かれる。

スクールカウンセラー

学校で活動するカウンセラーで、児童生徒の心の問題、悩みに対して、臨床心理の専門的知識から対処をする専門職。

スクールソーシャルワーカー

学校で活動するソーシャルワーカーで、児童生徒の問題に対し、保護者や教員、児童相談所や医療機関、行政などと協力しながら問題の解決を図る専門職。児童・生徒を取り巻く周りの環境を整える役割を担う。

ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

厚生労働省の定義では「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」こと。

相対的貧困率

ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める比率のこと。相対的貧困者とは、世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分(貧困線)に満たないケース。

た行

地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業による保育の総称。設置主体の申請に基づき、市町村長が認可する。

特別支援学級

発達障害などがあることにより、通常の学級における指導では十分な効果をあげることが困難な児童生徒に対して、きめ細かな教育を行うために、小・中学校の中に特別に設置された少人数の学級。

特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のこどもを対象とし、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした教育施設。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ。設置主体の申請に基づき、都道府県知事が認可する。

は行

発達障害

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー

子育て家庭、障害者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障害や精神的障壁を取り除くための施策。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、こどもの「やりたい！」気持ちを大切に、自分の責任で自由に遊ぶこどもの遊び場。一般的にNPO法人や地域団体等によりボランティアや行政の委託で開催されている。

ま行

民生委員・児童委員

生活に困っていること、障害、高齢などによる生活上の悩み等について、住民の相談に応じている。民生委員は児童委員も兼ね、児童に関わる諸問題についても、主任児童委員とともに、各関係機関と連携しながら、問題の解決に努めている。朝霞市では福祉相談課が所管している。

や行

幼児教育・保育無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、市町村民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもたちの教育・保育施設の利用料等を無料とする制度。令和元(2019)年10月より実施。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無に関係なく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりなどを行っていかこうとする考え方。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもや様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者等の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関がこども等に関する情報を共有し、連携と協力により適切な対応を行うための機関。朝霞市では平成19(2007)年3月に設置。構成機関は法務局、児童相談所、保健所、警察署、消防署、市役所関係課(保育所、小・中学校等)、児童発達支援センター、社会福祉協議会(児童館、放課後児童クラブ)、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、私立幼稚園協会、市指定保育室連絡協議会、人権擁護委員、民間保育園連絡協議会等。

子どもの権利条約は大きく分けて次の4つのこどもの権利を守るように定めています。
そして、こどもにとっていちばんいいことを実現しようとしています。

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎゃくたい)や搾取(さくしゅ)などから守られること。
障害のあるこどもや少数民族のこどもなどはとくに守られることなど。

4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、
自由な活動をおこなったりできることなど。

※「子どもの権利条約」は、平成元(1989)年の第44回国連総会で採択され、日本は平成6(1994)年に批准しました。

こども計画素案 意見シート

氏名 _____

ページ	御意見等

※御意見がありましたら、10月30日（水）までにこども未来課へ御提出ください。（意見シートへのデータ送付を御希望の方は、こども未来課へ御連絡ください。）

※行が足りない場合は適宜追加してください。